ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト：追加型投信／国内／株式
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト：追加型投信／海外／株式
ダイワファンドラップ 外国株式セレクトエマージングプラス：追加型投信／海外／株式
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト：追加型投信／内外／債券
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト：追加型投信／海外／債券
ダイワファンドラップ 外国債券セレクトエマージングプラス：追加型投信／海外／債券
ダイワファンドラップ J-REITセレクト：追加型投信／国内／不動産投信（リート）
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト：追加型投信／海外／不動産投信（リート）
ダイワファンドラップ コモディティセレクト：追加型投信／内外／資産複合
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト：追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

ダイワファンドラップ J-REITセレクトは、特化型運用を行ないます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2025年3月8日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月7日に関東財務局長に提出しており、2025年3月8日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長　小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス
ダイワファンドラップ J-REIT セレクト
ダイワファンドラップ 外国 REIT セレクト
ダイワファンドラップ コモディティセレクト
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

（注 1）上記の総称を「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」とします。
（注 2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注 3）以下、上記の略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト　：FW 日本株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト　：FW 外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス：FW 外国株式 EM+
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト　：FW 日本債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト　：FW 外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス：FW 外国債券 EM+
ダイワファンドラップ J-REIT セレクト　：FW J-REIT セレクト
ダイワファンドラップ 外国 REIT セレクト　：FW 外国 REIT セレクト
ダイワファンドラップ コモディティセレクト　：FW コモディティセレクト
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト　：FW ヘッジ F セレクト

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて 10 兆円を上限とし、合計で 100 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

各ファンドについて１万口当たり次のとおりとします。

ファンド名	発行価格
FW 日本株式セレクト FW J-REIT セレクト	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+ FW 日本債券セレクト FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+ FW 外国 REIT セレクト FW コモディティセレクト FW ヘッジＦセレクト	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2025 年 3 月 8 日から 2025 年 9 月 9 日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的は、各ファンドについて次のとおりとします。

ファンド名	ファンドの目的
FW 日本株式セレクト	わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+	海外の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
FW 日本債券セレクト	円建ての債券（注１）に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+	海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
FW J-REIT セレクト	わが国のリートに投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FW 外国 REIT セレクト	海外のリートに投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして運用を行ないます。
FW コモディティセレクト	コモディティ（商品）に関連する運用を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
FW ヘッジ F セレクト	オルタナティブ戦略・資産での運用を通じて、絶対収益（注 2）の獲得をめざして運用を行ないます。

（注１）外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

（注２）「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、市場等の動きに左右されない（相対的でない）収益、という意味です。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　日本債券セレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　J-REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　外国REITセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ　コモディティセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （商品先物） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （商品先物、株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型 （絶対収益追求型）

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし	ブル・ベア型 条件付運用型 絶対収益追求型 その他 （　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注 1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的

資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注 2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの

	資産複合　資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年１回	目論見書等において、年１回決算する旨の記載があるもの
	年２回	目論見書等において、年２回決算する旨の記載があるもの
	年４回	目論見書等において、年４回決算する旨の記載があるもの
	年６回（隔月）	目論見書等において、年６回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

ファンド名	限度額
FW 日本株式セレクト	2 兆円
FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+	各ファンドについて 1 兆円
FW 日本債券セレクト	2 兆円
FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+ FW ヘッジ F セレクト	各ファンドについて 1 兆円
FW J-REIT セレクト	4,000 億円
FW 外国 REIT セレクト	3,000 億円
FW コモディティセレクト	2,000 億円

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 「ダイワファンドラップ　セレクト・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

●「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 「ダイワファンドラップ　セレクト・シリーズ」を構成する各ファンドは、投資対象が異なり、投資信託証券への投資を通じて実質的な運用を行ないます。

ファンドの仕組み

●複数の投資信託証券(注)への投資を通じて、実質的な投資対象に投資を行なう「ファンド・オブ・ファンズ」です。
●投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
(注)以下、「指定投資信託証券」といいます。

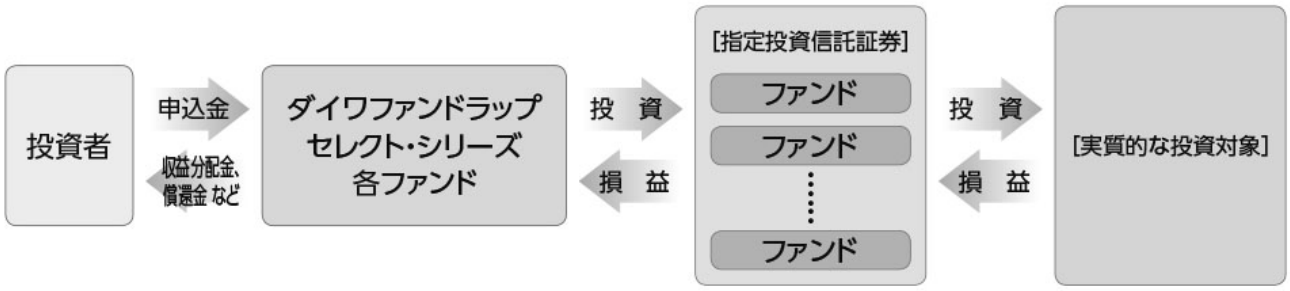

ファンド名		指定投資信託証券	実質的な投資対象
FW日本株式セレクト		わが国の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国の株式
FW外国株式セレクト	※1	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の株式
FW外国株式EM+	※1 ※2	海外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券(新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の株式
FW日本債券セレクト		円建ての債券(注)を実質的な投資対象とする投資信託証券	円建ての債券(注)
FW外国債券セレクト	※1	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券	海外の債券
FW外国債券EM+	※1 ※2	海外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券(新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。)	海外の債券
FW J-REITセレクト	※3	わが国のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	わが国のリート
FW外国REITセレクト	※1 ※3	海外のリートを実質的な投資対象とする投資信託証券	海外のリート
FWコモディティセレクト	※1 ※3	コモディティ(商品)に関連する投資信託証券	商品先物取引、資源株等
FWヘッジファンドセレクト	※1 ※3	オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう投資信託証券	内外の株式、債券等

※1 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
※2 新興国の株式(または債券)を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は、信託財産の50%を上限とします。
※3 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
(注)外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。

(*)くわしくは、「指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

3 指定投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、これを行ないます。

助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設　　立：2006年7月25日
住　　所：東京都千代田区
事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、
　　年金運用コンサルティング業務

ファンド運用の助言にかかるプロセス

[ファンド運用の助言体制]

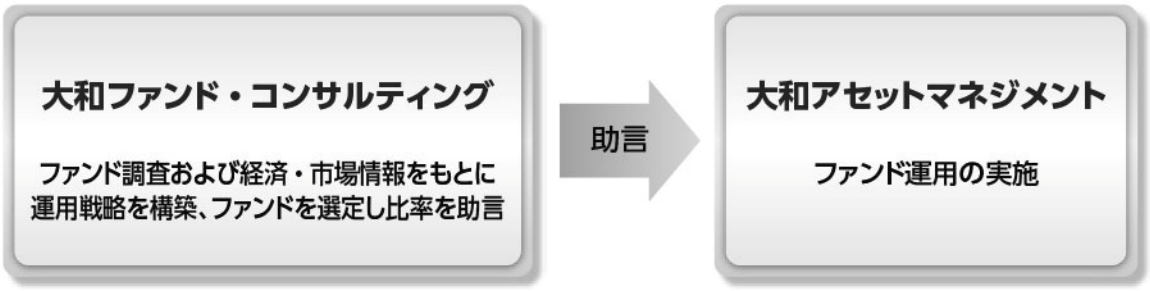

(注)上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

［ ファンド選定における着眼点 ］

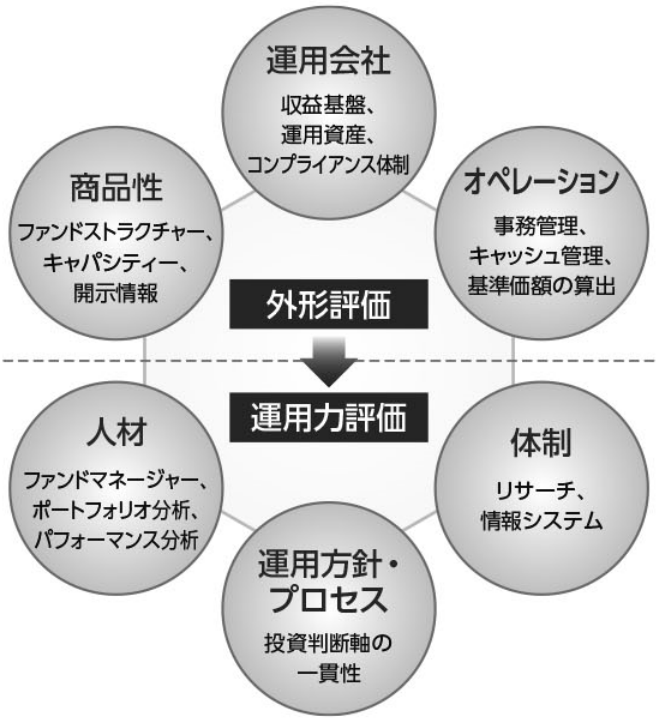

(注)上記の着眼点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

［ ファンド選定プロセス ］

ファンド運用戦略　ファンド運用戦略の構築、組入れ目的を踏まえた調査計画の立案

↓

パフォーマンス分析　ファンドデータベース等より調査候補ファンドを抽出、分析

↓

ファンド調査　運用会社に対する書面審査、訪問調査、運用評価

↓

投資判断　投資適格性、魅力度等を判断し、推奨ファンドを決定

(注)上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.および3.の運用が行なわれないことがあります。

4 毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限
FW日本株式セレクト、FW日本債券セレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国株式セレクト、FW外国株式EM+、FW外国債券セレクト、FW外国債券EM+、FWヘッジファンドセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。 ④外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
FW J-REITセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への直接投資は、行ないません。
FW外国REITセレクト、FWコモディティセレクト
①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

FW J-REITセレクトの特化型運用について

●一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- 投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- 運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

●FW J-REITセレクトは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(2)【ファンドの沿革】

2007年11月1日	信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2020年3月11日	
＜FW日本債券セレクト＞	運用方法の変更（実質的な投資対象を、わが国の債券から円建ての債券に変更）
＜FW J-REITセレクト＞	運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）
＜FW外国REITセレクト＞	運用方法の変更（投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更）
＜FWコモディティセレクト＞	運用方法の変更（主要投資対象を「コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券」に変更（変更前は「ダイワ“RICI”ファンドおよびダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券））
＜FWヘッジFセレクト＞	運用方法の変更（主要投資対象を「オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券」に変更（変更前は「絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券」））

(3)【ファンドの仕組み】

<table>
<tr><td>受益者</td><td colspan="2">お申込者</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※4）</td></tr>
<tr><td>お取扱窓口</td><td>販売会社</td><td>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。
①受益権の募集の取扱い
②一部解約請求に関する事務
③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　　など</td></tr>
<tr><td>↑↓※1</td><td colspan="2">収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※4）</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>大和アセットマネジメント株式会社</td><td>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、運用指図にあたっては、投資顧問会社（株式会社 大和ファンド・コンサルティング）（注2）の投資助言を受けます。
①受益権の募集・発行
②信託財産の運用指図
③信託財産の計算
④運用報告書の作成　　など</td></tr>
<tr><td>↓運用指図　↑↓※2</td><td colspan="2">損益↑↓信託金（※4）</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行</td><td>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。
①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分
②信託財産の計算　　など</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">損益↑↓投資</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td colspan="2">指定投資信託証券　など</td></tr>
</table>

（注 1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
（注 2）株式会社　大和ファンド・コンサルティングは、委託会社との投資顧問契約（※3）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関する投資助言を行ないます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除されることもあります。
※4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

※ファンドの仕組みにかかる図表等については、前掲「1　ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

＜委託会社の概況（2024 年 12 月末日現在）＞
・資本金の額　414 億 2,454 万 1,896 円
・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主要投資対象
指定投資信託証券とします。

※各指定投資信託証券については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

② 投資態度

＜FW 日本株式セレクト＞

イ．主として、わが国の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資信託証券の選定、組入比率の決定は、株式会社　大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

ハ．投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ニ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の 75%以下とします。

ホ．指定投資信託証券は、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の 75%以下とします。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜FW 外国株式セレクト＞

イ．主として、海外の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW 日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW 日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．(FW 日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW 外国株式 EM+＞

イ．(FW 外国株式セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の 50%を上限とします。)。

ハ．(FW 日本株式セレクトのロ．と同規定)

ニ．(FW 日本株式セレクトのハ．と同規定)

ホ．(FW 外国株式セレクトのニ．と同規定)

ヘ．(FW 日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW 日本債券セレクト＞

イ．主として、円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW 日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW 日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW 日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW 外国債券セレクト＞

イ．主として、海外の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ．(FW 日本株式セレクトのロ．と同規定)

ハ．(FW 日本株式セレクトのハ．と同規定)

ニ．(FW 外国株式セレクトのニ．と同規定)

ホ．(FW 日本株式セレクトのヘ．と同規定)

＜FW 外国債券 EM+＞

イ．(FW 外国債券セレクトのイ．と同規定)

ロ．投資対象には、新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます（新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の 50％を上限とします。）。
ハ．（FW 日本株式セレクトのロ．と同規定）
ニ．（FW 日本株式セレクトのハ．と同規定）
ホ．（FW 外国株式セレクトのニ．と同規定）
へ．（FW 日本株式セレクトのへ．と同規定）

＜FW J-REIT セレクト＞
イ．主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
ロ．（FW 日本株式セレクトのロ．と同規定）
ハ．（FW 日本株式セレクトのハ．と同規定）
ニ．（FW 日本株式セレクトのへ．と同規定）

＜FW 外国 REIT セレクト＞
イ．主として、海外のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。
※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
ロ．（FW 日本株式セレクトのロ．と同規定）
ハ．（FW 日本株式セレクトのハ．と同規定）
ニ．（FW 外国株式セレクトのニ．と同規定）
ホ．（FW 日本株式セレクトのへ．と同規定）

＜FW コモディティセレクト＞
イ．主として、コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資し、世界のコモディティ価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。
※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
ロ．（FW 日本株式セレクトのロ．と同規定）
ハ．（FW 日本株式セレクトのハ．と同規定）
ニ．（FW 外国株式セレクトのニ．と同規定）
ホ．（FW 日本株式セレクトのへ．と同規定）

＜FW ヘッジ F セレクト＞
イ．主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。
※　短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
ロ．（FW 日本株式セレクトのロ．と同規定）
ハ．（FW 日本株式セレクトのハ．と同規定）
ニ．（FW 外国株式セレクトのニ．と同規定）
ホ．（FW 日本株式セレクトのへ．と同規定）

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	指定投資信託証券 ※具体的な名称については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。
選　定　の　方　針	指定投資信託証券の選定およびその組入比率の決定は、株式会社大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき行ないます。

	※助言会社における選定方針については、前掲「1 ファンドの性格」の「(1) ファンドの目的及び基本的性格」の「<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

<FW 日本株式セレクト>
<FW 日本債券セレクト>
<FW J-REIT セレクト>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    イ. 有価証券
    ロ. 約束手形
    ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<FW 外国株式セレクト>
<FW 外国株式 EM+>
<FW 外国債券セレクト>
<FW 外国債券 EM+>
<FW 外国 REIT セレクト>
<FW コモディティセレクト>
<FW ヘッジ F セレクト>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    イ. 有価証券
    ロ. 約束手形
    ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に

掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ （FW 日本株式セレクトの③と同規定）

④ （FW 日本株式セレクトの④と同規定）

◆ファンドの純資産総額の 10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

＜各ファンド共通＞

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用にあたって投資顧問会社の助言を受けます。

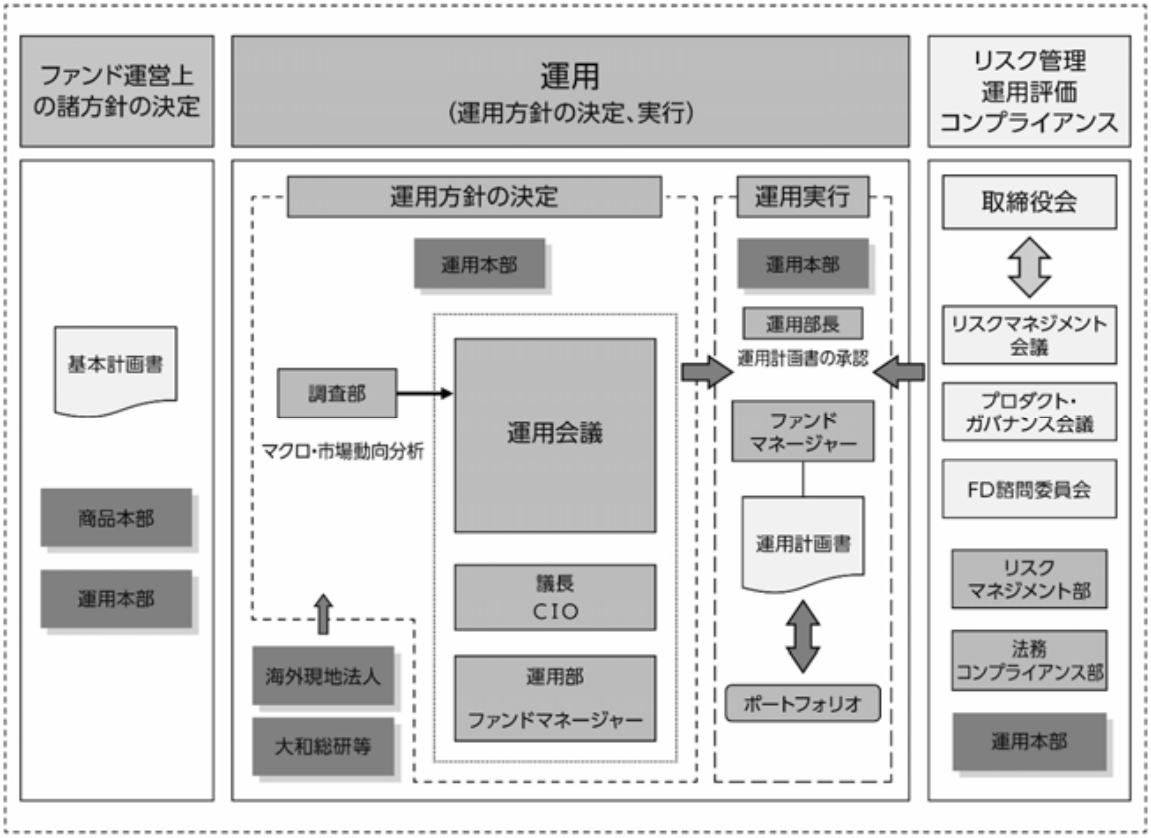

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1 名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5 名程度）

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5 名程度）

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に 1 名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議および FD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 10～20 名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は 2024 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜各ファンド共通＞

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① 株式（信託約款）

＜各ファンド共通＞

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券（信託約款）

＜各ファンド共通＞

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

＜FW 日本株式セレクト＞

＜FW 外国株式セレクト＞

＜FW 外国株式 EM+＞

＜FW 日本債券セレクト＞

＜FW 外国債券セレクト＞

＜FW 外国債券 EM+＞

＜FW ヘッジ F セレクト＞

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超える投資の指図をすることができるものとします。

＜上記以外の各ファンド＞

（規定なし）

④ 外貨建資産（信託約款）

＜FW 日本株式セレクト＞

＜FW 日本債券セレクト＞

＜FW J-REIT セレクト＞

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

＜上記以外の各ファンド＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

＜FW 外国株式セレクト＞

＜FW 外国株式 EM+＞

＜FW 外国債券セレクト＞

＜FW 外国債券 EM+＞

＜FW 外国 REIT セレクト＞

＜FW コモディティセレクト＞

＜FW ヘッジ F セレクト＞

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認

められる場合には、制約されることがあります。

＜上記以外の各ファンド＞
（規定なし）

⑥　外国為替予約取引（信託約款）
＜FW 外国株式セレクト＞
＜FW 外国株式 EM+＞
＜FW 外国債券セレクト＞
＜FW 外国債券 EM+＞
＜FW 外国 REIT セレクト＞
＜FW コモディティセレクト＞
＜FW ヘッジ F セレクト＞
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜上記以外の各ファンド＞
（規定なし）

⑦　信用リスク集中回避（信託約款）
＜FW J-REIT セレクト＞
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100 分の 35 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜上記以外の各ファンド＞
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑧　資金の借入れ（信託約款）
＜各ファンド共通＞
イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞指定投資信託証券の概要

◆本項は、「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」が投資を行なう投資信託証券（指定投資信託証券）の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

・指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。 ・指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

Ⅰ．ＦＷ日本株式セレクト

Ⅰ-1. ＪFlag 中小型株ファンド(FOFs 用)（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して積極的に運用を行なうことを基本とします。 ② わが国の金融商品取引所上場株式の中から、委託者が管理する「投資除外銘柄」以外の上場株式を主な投資対象とします。「投資除外銘柄」は、一定時点の東京証券取引所プライム市場上場の銘柄中、時価総額上位 300 銘柄程度とし、委託者が定期的に更新を行ない管理します。なお、「投資除外銘柄」への該当は、取得時に判断されます。 ③ 運用の効率化をはかるため株価指数先物取引等を利用することがあります。 ④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。 ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への投資は、行ないません。 ⑦ 派生商品の利用はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	① 収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2011 年 2 月 10 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 20 日および 9 月 20 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.902%(税抜 0.82%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、運用報告書の作成費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの関係法人	委託会社:シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-2. Ｔ＆Ｄ／マイルストン日本株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 ② ボトム・アップ・アプローチにより、株価が企業価値に比べ割安水準にあり、投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。 ※ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析をもとにした個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。 ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産総額の 50%以下とします。 ④ 運用にあたっては投資顧問会社(マイルストンアセットマネジメント株式会社)の助言を受けます。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。 ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑥ デリバティブ取引はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014 年 9 月 9 日当初設定）
決算日	毎年 4 月 25 日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.825%(税抜 0.75%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。 なお、委託者の受ける報酬には、投資顧問会社に支払う投資顧問料（年率 0.41%（税抜)）を含みます。
ファンドの関係法人	委託会社:Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ｉ-3. 大和住銀ニッポン中小型株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本中小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 ②徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 ③わが国の株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ④設定日からポートフォリオの構築までの期間、大量の追加設定・解約が発生したとき、資金動向、市況動向、残存元本等によっては、ならびにやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式のうち中小型株を主要投資対象とします。 ②徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチにより、「成長の持続性等を考慮したファンダメンタルズ価値に対して株価水準が割安と判断する銘柄」に投資します。 ③わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の 50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

	⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦外貨建資産への実質投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2015 年 3 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 8 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7425%(税抜 0.675%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-4. ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、独自のモデルに基づいた運用を行ない、信託財産の成長をめざします。 ② 当ファンドにおける独自のモデルとは、ポートフォリオの銘柄選定・ウェート付けを個別企業のファンダメンタルズ(売上高、キャッシュフロー、利益などの財務指標)を用いて定量的に算出するモデルのことをいいます。 ③ 株式の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

	⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2015 年 3 月 10 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(休業日の場合翌営業日)(第 1 計算期間は 2015 年 6 月 15 日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.2541%(税抜 0.231%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-5. ＤＩＡＭ国内株式アクティブ市場型ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下、同じ。)
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 ② 運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定(ボトムアップアプローチ)とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用(トップダウンアプローチ)を併用します。 ③ 個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。 ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行ないません。 ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引の利用はヘッジ目的に限定します。

	⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2015 年 9 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 2 月 12 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.5335%(税抜 0.485%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:アセットマネジメント One 株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-6. 日本小型株フォーカス・ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	このファンドは、「日本小型株フォーカス・マザーファンド」(以下、マザーファンドといいます。)への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	マザーファンドの受益証券
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下 2 点を目指します。 ①ファンダメンタル調査を通じて市場の非効率性を見出し、継続的に超過収益を得ることを目指します。 ②ボトムアップによる銘柄選択を主な源泉とした超過収益の獲得を運用目標とします。1 銘柄当たりのウェイトの上限は 10%とします。
マザーファンドの投資態度	①ファンダメンタル調査を通じて市場の非効率性を見出し、継続的に超過収益を得ることを目指します。 ②ボトムアップによる銘柄選択を主な源泉とした超過収益の獲得を運用目標とします。1 銘柄当たりのウェイトの上限は 10%とします。 ③運用にあたっては、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合に制限を設けません。 ②マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③外貨建資産への投資は行いません。 ④為替予約は行いません。
収益の分配	①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限

決　算　日	毎年2月15日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7425%(税抜0.6750%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
ベンチマーク	―
ベンチマークについて	―

Ⅰ-7. ダイワ成長株オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ成長株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資し、信託財産の成長をめざします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (a)大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 (b)銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ. 相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ. 自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ. 将来性が期待される事業の展開をはかる企業 (c)わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 (d)株式の実質投資比率(現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比率)は、通常の状態で70%程度以上とすることを基本とします。 (e)TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、今後の日本経済において成長が期待される国内企業およびグローバルな視点で成長が期待される国内企業に投資します。 ② 運用にあたっては、大和アセットマネジメントのアナリストおよび運用担当者による組織的な調査・分析に基づいて、中期的な成長性が期待される銘柄を選定します。 ③ 銘柄の選定にあたっては、次の項目に着目して行なうことを基本とします。 イ. 相対的に利益成長力があると期待される企業 ロ. 自己変革によって利益成長が期待される企業 ハ. 将来性が期待される事業の展開をはかる企業 ④ わが国の株価指数先物取引等を信託財産の純資産総額の範囲内で利用することがあります。 ⑤ 株式の実質投資比率(現物株式の投資比率に先物取引の投資比率を加えた比

	率)は、通常の状態で70%程度以上とすることを基本とします。 ⑥ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2016年9月12日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日) (第1計算期間は2017年6月15日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.6831%(税抜 年0.621%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
ベンチマークについて	配当込み TOPIX の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

Ｉ-8. ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① ニッセイJPX日経400アクティブ マザーファンドへの投資を通じて、実質的に成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ③ JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。 ④ 株式以外の資産(上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、このファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として、成長が期待される日本企業の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 銘柄選定にあたっては 、ROEの水準および変化、営業利益の水準および変化

	に着目し、経営効率に優れ利益成長力を有する銘柄に投資を行います。 ③ 個別企業分析・株価評価に際しては、アナリストチームが統一的な手法により徹底した企業調査・分析を行い、経営戦略の評価、業績予想および株価評価を行います。 ④ ポートフォリオ構築に際しては、ポートフォリオマネジャーが成長の実現性、市場環境、流動性、株価指標等を分析・評価し、組入銘柄・組入比率の決定を行います。 ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥ JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。 ⑦ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ⑧ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑧ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2016 年 9 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 1 月 25 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.693%(税抜 0.63%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	JPX日経インデックス400(配当込み)
ベンチマークについて	JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。JPX日経インデックス400は、株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社が算出します。 ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社JPX総研(以下「JPX総研」といいます。)および株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

	②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。 ③当ファンドは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。 ④JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。 ⑤JPX総研および日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

Ⅰ-9. リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	リサーチ・アクティブ・オープン F（適格機関投資家専用）と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資する場合があります。
投資態度	①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 ②株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 ③非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。 なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③有価証券先物取引等は約款第 27 条の範囲で行ないます。 ④スワップ取引は約款第 28 条の範囲で行ないます。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となる

	よう調整を行なうこととします。
収益の分配	① 運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限(2001年8月28日当初設定)
決算日	毎年10月30日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7095%(税抜0.645%)以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:野村アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	配当込みTOPIX
ベンチマークについて	配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社(以下「ＪＰＸ」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

Ｉ-10. 損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
主要投資対象	SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。
投資態度	① 主として、SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、原則として、Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 ② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、Russell/Nomura Large Cap Value インデックス(配当を含むトータルリターンインデックス)を中長期的に上回る運用成果を目指します。 ③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。 ④ 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

マザーファンドの投資態度	① 原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。 ② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス(配当を含むトータルリターンインデックス)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。 ③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。 ④ 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の 50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2017 年 9 月 8 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 25 日(第 1 計算期間は、2018 年 3 月 26 日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5335%(税抜 0.485%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:SOMPOアセットマネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Large Cap Value インデックス(配当を含むトータルリターンインデックス)
ベンチマークについて	Russell/Nomura Large Cap Value インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC)とFrank Russell Company(以下、Russell)が共同で開発した日本株インデックスです。 当インデックスの知的財産権およびその他一切の権利はNFRC およびRussell に帰属します。 なお、NFRC および Russell は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

Ⅰ-11. 日本長期成長株集中投資ファンド(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。 ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ③ 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ④ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。 ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ② 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ③ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ② デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。 ⑦ 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。 ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

信託期間	無期限(2014年6月10日当初設定)
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.7095%(税抜 年率0.645%)を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-12. 国内高配当株フォーカス(FOFｓ用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	国内高配当株フォーカス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を主要投資対象とします。 ②銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 ③株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①日本の株式を主要投資対象とし、銘柄選定にあたっては、配当利回りが相対的に高く、持続可能性が高いと判断される銘柄を選定し投資します。 ②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦外貨建資産への投資は、行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2020 年 3 月 10 日当初設定)
決算日	毎年 4 月 26 日(休業日の場合翌営業日)(第 1 計算期間は 2021 年 4 月 26 日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に 0.4895%(税抜 0.445%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅰ-13. 日本株 EVI ハイアルファ（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「日本株 EVI ハイアルファマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュー指標（ＰＢＲ、ＰＥＲ、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。

	②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑧デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とします。 ②運用に当たっては、独自算出に基づく企業価値や各種バリュー指標（ＰＢＲ、ＰＥＲ、配当利回り）等による割安と判断される銘柄の中から、ファンダメンタル分析により投資魅力のある銘柄に厳選投資します。 ③ＴＯＰＩＸ(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ④株式への投資は、原則として信託財産総額の 50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑥外貨建資産への投資は行いません。 ⑦有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑧スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑨金利先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑩デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

	⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配金額を決定します。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断により分配を行なわないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2021 年 3 月 8 日当初設定）
決算日	毎年 6 月 6 日（休業日の場合翌営業日）初回は 2021 年 6 月 7 日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.4895%（税抜 0.445%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（配当込み）
ベンチマークについて	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ｉ-14. 日本大型株長期厳選投資（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本株長期厳選投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京証券取引所に上場する大型株式（※1）の中から、成長性の高い企業（※2）の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※1 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位 200 銘柄程度をさします。 ※2 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして 30 銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ. 企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 ハ. 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 70%程度以上に維持することを基本とします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持するこ

	とを基本とします。 ④ 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
マザーファンドの投資態度	① 主として、東京証券取引所に上場する大型株式(※1)の中から、成長性の高い企業(※2)の株式に投資することで、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※1 取得時において、東京証券取引所上場銘柄のうち時価総額の上位 200 銘柄程度をさします。 ※2 利益またはフリー・キャッシュ・フローの成長の蓋然性が高いと考えられる企業をさします。 ② 運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. ベンチマークを設けず、長期的なリターン獲得をめざして 30 銘柄程度を上限に厳選投資を行ないます。 ロ. 企業調査アナリストによる徹底したボトムアップアプローチにより、長期的な株価の上昇余地に着目した投資銘柄選定を行ないます。 ③ 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 70%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2022 年 9 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(休業日の場合翌営業日) (第 1 計算期間は 2023 年 6 月 15 日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.5181%(税抜 年 0.471%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

I-15. ダイワ中小型株ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ中小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ロ. 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上とすることを基本とします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主としてわが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ③ 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上とすることを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2023 年 9 月 11 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 28 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6831%(税抜 0.621%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス
ベンチマークについて	Russell/Nomura Mid - Small Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Mid -Small Cap インデックスは、Russell/Nomura TotalMarket インデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約 50%を占めます。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数

	で、同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社および Frank RussellCompany は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

Ｉ-16. ＳＭＤＡＭジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「ジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして、安定的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ・日本の株式を主要投資対象とします。 ・綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ④デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とします。 ②綿密な企業調査および分析結果に基づき、割安かつ割安修正が期待される銘柄に加え、業績の改善や上方修正が期待される銘柄を選択することによって、安定的に TOPIX（東証株価指数・配当込み）を上回る投資成果を目指します。 ③わが国の株式への投資は、原則として信託財産総額の 50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

	④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤有価証券先物取引等は、信託約款第 23 条の範囲内で行います。 ⑥スワップ取引は、信託約款第 24 条の範囲内で行います。 ⑦金利先渡取引は、信託約款第 25 条の範囲内で行います。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（2024 年 9 月 10 日当初設定）
決算日	毎年 3 月 5 日（休業日の場合翌営業日）初回は 2025 年 3 月 5 日まで
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5555%（税抜 0.505%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）
ベンチマークについて	ＴＯＰＩＸとは日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。 日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。 ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）に帰属します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、ＪＰＸは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ｉ-17. グローバルＸ MSCI スーパーディビィデンド-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を「MSCI ジャパン・高配当セレクト 25 指数(配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	「MSCI ジャパン・高配当セレクト 25 指数(配当込み)」(以下「対象指数」といいます。)採用銘柄(採用予定を含みます。)
投資態度	①この信託は、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式および不動産投資信託証券に対する投資として運用を行ないます。 ②前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引を利用することを含みます。)があります。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的

	④市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および不動産投資信託証券を貸付けることの指図をすることができます。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限（2020 年 8 月 25 日当初設定）
決算日	毎年 1 月、4 月、7 月、10 月の各 24 日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.429%（税抜 0.39%）以内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して 55.0%（税抜 50.0%）以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：Global X Japan 株式会社 受託会社：三菱 UFJ 信託銀行株式会社
ベンチマーク	MSCI ジャパン・高配当セレクト 25 指数
ベンチマークについて	本ファンドは、MSCI INC.(以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社または MSCI INDEX の編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI 当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。 MSCI INDEX は、MSCI の専有財産です。 MSCI および MSCI INDEX の名称は、MSCI もしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan 株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。 いかなる MSCI 当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくは MSCI INDEX が対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。MSCI もしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係に MSCI が決定、構成、計算する MSCI INDEX に関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。 いかなる MSCI 当事者も、MSCI INDEX について決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。 いかなる MSCI 当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。 さらに、いかなる MSCI 当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。 MSCI は、MSCI が信頼できると考える情報源から MSCI INDEX の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれの MSCI 当事者も、MSCI INDEX またはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI 当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体が MSCI INDEX もしくは

	そのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。 MSCI 当事者は、MSCI INDEX もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。 さらに、MSCI 当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEX もしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる MSCI 当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

Ⅰ-18. グローバルＸ グローバルリーダーズ-日本株式 ETF

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。
主要投資対象	「FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)」(以下「対象株価指数」といいます。)採用株式(採用予定を含みます。)
投資態度	①この信託は、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。 ②前項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。 ③安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ④市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付けることの指図をすることができます。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
信託期間	無期限(2021 年 6 月 21 日当初設定)
決算日	毎年 6 月、12 月の各 24 日
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.3025%(税抜 0.275%)以

	内の率を乗じた額に株券貸借取引をした場合のその利益に対して 55.0%(税抜50.0%)以内の率を乗じた額を加算して得た額とします。他に受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:Global X Japan 株式会社 受託会社:三菱 UFJ 信託銀行株式会社
ベンチマーク	FactSet Japan Global Leaders Index(配当込み)
ベンチマークについて	FactSet は、FACTSET JAPAN GLOBAL LEADERS INDEX の正確性および、または完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータおよびインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落または中断について責任を負うものではありません。FactSet は、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、または当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物または組織によって得られる結果について、明示的または黙示的に保証されるものではありません。FactSet は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的または使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSet は、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

Ⅱ.ＦＷ外国株式セレクト

Ⅱ-1. ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ③ 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として欧州の株式の中から、長期にわたり高い利益成長が期待できる企業に長期投資を行います。 ② 銘柄の選択にあたっては、利益やキャッシュフローの成長力、競争上の優位性や高い参入障壁などのクオリティおよびバリュエーションに着目し、流動性も勘案します。 ③ 運用にあたっては、アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。 ④ MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)をベンチマークとし、長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資

	産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ 外国為替予約取引およびデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2014 年 9 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 5 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.9086%(税抜 0.826%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス(円換算ベース)
ベンチマークについて	MSCI ヨーロッパ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

Ⅱ-2. ダイワ/ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界(日本を含む、以下同じ)の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR(預託証券)を含みます。)
投資態度	① 主として、世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等には DR、REIT および新株予約権証券を含みます。 ② 世界の企業の中から、主として景気サイクルに影響されにくい安定した事業運営を続ける企業の株式等に投資します。 ③ 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピ

	ーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、運用委託資産の 5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2017 年 3 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(第 1 計算期間は 2017 年 6 月 15 日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.0681%(税抜 0.971%)以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-3. ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／インターミード・グローバル株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／インターミード・グローバル株式マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み・円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ③ 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として日本を除く世界の株式の中から、利益成長の長期的な継続が期待できる企業に投資を行います。 ② 銘柄の選択にあたっては、競争優位性や経営力などのクオリティ、利益やフリーキャッシュフロー創出力の継続性およびバリュエーションに着目します。 ③ 運用にあたっては、Intermede Investment Partners Limited に運用指図に関す

	る権限(国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。)を委託します。 ④ MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み・円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的な観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。 ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑧ 外国為替予約取引およびデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2017 年 9 月 8 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 5 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.9031%(税抜 0.821%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:Intermede Investment Partners Limited
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み・円換算ベース)
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

Ⅱ-4. フランクリン・グローバル株式ファンド(ＦＯＦｓ用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方	当ファンドは、主に「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券への投資を

針	通じて、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	フランクリン・グローバル株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。 ② 「フランクリン・グローバル株式マザーファンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑤ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行います。 ② MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 ③ ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって銘柄選択を行い、規律ある運用プロセスによるポートフォリオを構築します。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑥ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦ フランクリン・アドバイザーズ・インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約券証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑥ 投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限(2018 年 9 月 7 日当初設定)
決算日	毎年 4 月 15 日(休業日の場合翌営業日。第 1 計算期間は 2019 年 4 月 15 日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.561%(税抜 0.510%)の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率 0.05%を合計上限額とします。)が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社

	マザーファンドの投資顧問会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込、ヘッジなし・円ベース)
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。 MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全て MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

Ⅱ-5. ＧＩＭ米国大型バリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
主要投資対象	「GIM米国大型バリュー株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 ② 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ③ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①および②にしたがった運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主要投資対象は、マザーファンドの運用委託先が、米国の大型・中型株式に該当すると判断する有価証券とします。 ② 上記①の主要投資対象のほか、上記①の有価証券を主要投資対象とする外国投資信託または外国投資法人にかかる投資信託証券に投資することもあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引、ならびに信託約款に定める有価証券にかかる取引(以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成 19 年金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。 ② 収益分配金の分配方針 委託会社は、上記①の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託期間	無期限(2018年9月6日当初設定)
決算日	8月5日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、前日終了時点の信託財産の純資産総額に、それぞれ以下の年率を乗じて得た金額の合計額とします。 純資産総額が25億円以下の部分　年0.6831%(税抜0.621%) 純資産総額が25億円超の部分　年0.5181%(税抜0.471%) 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-6. ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。また、優先株式およびDR（預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、欧州の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ② 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析を行ない、逆張り投資の観点から、市場での評価の改善が期待できる欧州の株式等を選択し分散投資します。 ③ 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2019年3月11日当初設定)
決算日	毎年5月14日(第1計算期間は2019年5月14日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9581%(税抜 0.871%)の率を乗

	じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-7. ダイワ／GQG グローバル・エクイティ（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本を含む世界の株式
投資態度	①主として、日本を含む世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等には REIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ②投資にあたっては、企業の財務状況および収益性ならびに株式等の流動性等の観点から、定量的および定性的に投資候補銘柄を選別します。 ③投資候補銘柄の中から、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき組入銘柄を決定し、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。 ④株式等の運用にあたっては、GQG パートナーズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑤株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑥為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2019 年 9 月 12 日当初設定）
決算日	毎年 5 月 14 日（休業日の場合翌営業日） （第 1 計算期間は 2020 年 5 月 14 日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.0131%（税抜 0.921%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:GQG パートナーズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-8. ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 ③ MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として日本を除く世界各国の企業が発行する株式等を中心に投資を行います。 ② 徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。 ③ 運用にあたっては、サンダース・キャピタル LLC に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。）を委託します。 ④ MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

信託期間	無期限(2022年3月7日当初設定)
決算日	毎年3月5日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.7381%(税抜 0.671%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:サンダース・キャピタル LLC
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)
ベンチマークについて	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

Ⅱ-9. グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主要投資対象	RMグローバル厳選株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式＊に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 ＊上場予定、店頭登録予定を含みます。 ＊DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ②経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 ③マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として、日本を含む先進国および新興国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式＊に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 ＊上場予定、店頭登録予定を含みます。 ＊DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ②経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 ③株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

	⑤デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限(2022 年 3 月 7 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 10 日(第 1 計算期間は 2023 年 3 月 10 日まで)(休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.605%(税抜 0.550%)以内の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:りそなアセットマネジメント株式会社 受託会社:株式会社りそな銀行
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-10. アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ② マザーファンドは、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ③ マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として米国の株式へ投資します。 ② 銘柄選択にあたっては、個別企業のファンダメンタルズ分析により、株価上昇余地の高い企業を選別します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 運用指図に関する権限を、アムンディ・アセットマネジメント・US・インクに委託します。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

	③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。 ⑥ デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
信託期間	無期限(2023 年 1 月 17 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 25 日(第 1 計算期間は 2024 年 3 月 25 日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して年 0.528%(税抜 0.48%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が投資信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:アムンディ・ジャパン株式会社 受託会社:野村信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:アムンディ・アセットマネジメント・US・インク
ベンチマーク	S&P 500(配当込み、円換算ベース)
ベンチマークについて	S&P 500 は、S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアムンディに付与されています。S&P、S&P 500 は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスは SPDJI に付与されており、アムンディへ一定の目的でサブライセンスされています。ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって 後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

Ⅱ-11. ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略 (FOFs 用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基

	本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2023年12月20日当初設定)
決算日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8481%(税抜 0.771%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:りそな銀行株式会社 投資顧問会社:ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-12. ジェニソン外国株式戦略ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ジェニソン外国株式戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基

	づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ロ. 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とします。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー独自のファンダメンタルズリサーチに基づいたボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2024 年 9 月 11 日当初設定)
決算日	5 月 14 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9581%(税抜 0.871%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社ジェニソン・アソシエイツ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-13. MFS 外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略(FOFs 用)(適格機関投資家専用)(注)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	MFS 外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. MFS インターナショナル(U.K.)リミテッド独自の MFS コントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ MFS コントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 ロ. 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とします。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、MFS インターナショナル(U.K.)リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※ 株式等には、リートを含みます。 ② 運用にあたっては、MFS インターナショナル(U.K.)リミテッド独自の MFS コントラリアン・キャピタル戦略に基づき、ポートフォリオを構築します。 ※ MFS コントラリアン・キャピタル戦略とは、ファンダメンタル分析を行ない、逆張り投資の観点で選別した銘柄の中から、長期的な観点で株価の上昇が期待される銘柄に投資する戦略です。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、MFS インターナショナル(U.K.)リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 新興国の株式等の組入比率は、信託財産の純資産総額の 10%程度を上限とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2025 年 3 月 7 日当初設定)
決算日	5 月 14 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9031%(税抜 0.821%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社

関係法人	受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:MFS インターナショナル(U.K.)リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-14. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV」が発行する「グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド」のクラスⅠ投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建
運用の基本方針	主として世界株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	新興国および日本を含む世界の上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR 等の関連証券を主要投資対象とします。
投資態度	投資対象ファンドを通じて、 ①新興国および日本を含む世界株式の中で、成長性の高いと思われる企業の株式を中心に分散投資を行います。 ②主として、上場会社の普通株式および、優先株、新株予約権付社債、ADR 等の関連証券へ投資をします。 ③銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネジャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
主な投資制限	①上場企業の株および株関連証券への投資はファンド純資産の 70%以上とします。 ②債券および短期金融市場商品への投資はファンド純資産の 30%以下とします。 ③1 発行体の株式保有はファンド純資産の 10%以下とします。 ④1 発行体の短期金融市場商品保有はファンド純資産の 10%以下とします。 ⑤1 発行体の証券保有は株、債券など全て合算でファンド純資産の 35%以下とします。 ⑥デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定せず、ファンドの効率運用のために用いることがあります。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:0.75% 事務代行費用等:最大 0.10% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント S.a.r.l. 運用会社:ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 管理事務代行会社:JP モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・イー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-15. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「キャピタル・インターナショナル・ファンド」が発行する「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）」のクラスＰ投資証券（円建）

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍／円建／外国投資信託証券／会社型

運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	主として世界各国の株式に投資を行ないます。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・純資産総額の 10%を超えての借入れは行ないません。
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬:0.60% その他ファンド管理費用等がかかります。 (参考情報) 総経費率 0.75% (2023 年 12 月末現在) 又、その他、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・エス・エイ・アール・エル 投資顧問会社(運用会社):キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー 預託機関、保管銀行、事務管理会社及び支払事務代行会社:J.P.モルガン・エス・イー(ルクセンブルグ支店)
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅱ-16. グローバルＸ ESG 経営企業 ETF (米国籍、米ドル建)

形態	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
運用の基本方針	Concinnity Conscious Companies Index(以下、対象指数という。)への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	米国の株式
投資態度	原則として、米国上場の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
主な投資制限	純資産の 80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益の分配	あり
信託期間	無期限(2016 年 7 月 11 日当初設定)
決算日	毎年 11 月 30 日
管理報酬等	管理報酬 : 0.43% 設定・交換手数料 : 750 米ドル
ファンドの関係法人	投資アドバイザー : Global X Management Company LLC. 保管会社 : Brown Brothers Harriman & Co.

	トラスティ ： Stradley Ronon Stevens & Young, LLP アドミニストレーター ： SEI Investments Company
ベンチマーク	Concinnity Conscious Companies Index
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅲ．ＦＷ外国株式ＥＭ+

Ⅲ-1.～Ⅲ-7.は、Ⅱ-1.～Ⅱ-7.に同じ

Ⅲ-8. ダイワ／ウエリントン新興国 EX 戦略株式（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ／ウエリントン新興国 EX 戦略株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の株式等および新興国関連株式等の中から、新興国の経済発展（エコノミック・トランスフォーメーション）の恩恵を受けると考えられる銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。 ※ 株式等には、リートおよび ETF を含みます。 ※ 新興国関連株式等とは、日本を含む世界の株式等の中で、収益の大半を新興国で得ていると判断される企業および新興国の経済発展に寄与すると判断されるビジネスを営んでいる企業の株式等をいいます。 ② マザーファンドの株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として新興国の株式等および新興国関連株式等の中から、新興国の経済発展（エコノミック・トランスフォーメーション）の恩恵を受けると考えられる銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。 ※ 株式等には、リートおよび ETF を含みます。 ※ 新興国関連株式等とは、日本を含む世界の株式等の中で、収益の大半を新興国で得ていると判断される企業および新興国の経済発展に寄与すると判断されるビジネスを営んでいる企業の株式等をいいます。 ② 株式等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。 ③ 株式等の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等

	とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2021年9月9日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.0571%(税抜 0.961%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:ウエリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅲ-9.～Ⅲ-14.は、Ⅱ-8.～Ⅱ-13. に同じ

Ⅲ-15. バリューパートナーズ高配当株式ファンド(香港籍、米ドル建)

形態	外国投資信託 /香港籍、米ドル建
運用の基本方針	主としてアジア市場の好配当の株式や高利回りの債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指しています。
主要投資対象	アジア各国における上場株式を主な投資対象とします。
投資態度	① 特に高い配当利回りを持つアジア域内の株式への投資に焦点を当てつつ、安定的なリターンを得ることをめざします。ボトムアップの投資方法を通じて、企業の投資価値を見極め、ポテンシャルのある企業の選別が可能となります。 ② ファンドの投資目的を達成するため、バリュー投資戦略とボトムアップのアプローチを取り入れています。 ③ ポートフォリオの銘柄を短期の値動きではなく、長期的なリターンを狙うバイ・アンド・ホールド投資手法を採用しています。株式などの投資資産を長期間に渡って持ち続けることで、投資対象が本来持つ成長性を捉えたり、長期的な利益を獲得したりすることにより、投資成果を大きく上げることを目標としています。
主な投資制限	① ファンドマネージャーは、低格付(最大30%)の債券や有価証券に投資することができます。 ② ファンドの組み入れ資産は、現預金、短期国債・預金証書・銀行の引受といった短期債券およびその他の固定利付証券を含むことができます。さらに、現金または現金同等物を保有することもできます。 ③ 当ファンドは、上海・香港ストックコネクト(上海・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「滬港通」)を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。深セン・香港ストックコネクト(深セン・香港の両証取が相互に上場株式の売買注文を取り次ぐ「深港通」)を通じて中国A株式市場に直接投資することができます。また、中国A株アクセス商品(「CAAP」)を通じて中国A株市場に間接的に投資することもできます。 ④ 中国 A 株式への投資額上限はポートフォリオのNAV20%とします。また単一CAAP発行体によって発行されたCAAPsに投資する上限はポートフォリオのNAVの10%とします。また、中国B株式への投資額はポートフォリオNAVの0～20%の間とします。 ⑤ 補助的な投資としては、商品取引、先物取引、オプション、預託証券、ワラント、転換社債にも投資することができます。またリスクをヘッジする目的に、インデックスと通貨スワップおよび為替予約に投資することも認められます。ただし、当ファンドは資産担保証券(資産担保コマーシャル・ペーパーを含む)に投資することができません。

収益の分配	分配金が自動的に再投資されます。(累積投資型)
信託期間	無期限(2002年9月2日当初設定)
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:1.25% 実績報酬:あらかじめ決められた純資産総額の増加部分に対して 15%を実績報酬料金とします。
ファンドの関係法人	投資運用会社:Value Partners Hong Kong Limited 副投資顧問会社:該当なし 管理事務代行会社:HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited 保管会社:HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
ベンチマーク	インデックスに追随しない脱市場投資(BMA)手法を採用しているものの、MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexを参考にしています。
ベンチマークについて	MSCI AC Asia (ex-Japan) Indexは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

Ⅲ-16. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「フィデリティ・ファンズ」が発行する「フィデリティ・ファンズ-インスティテューショナル・エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド」のクラスⅠ投資証券(円建)

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍証券投資法人/日本円建
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧(ロシアを含む)および中東を含む急速な経済成長を遂げている国々の企業が発行する株式に投資を行ないます。
投資態度	1) ファンドはその純資産において直接的に中国A株、及びB株にも投資をすることができます。 2) 参照指数はMSCIエマージング・マーケット・インデックスですが、インデックスに含まれない国・地域、及び企業に投資を行うこともあります。 3) 当ファンドは、運用部長主催の運用部内ミーティングを持ち、ポートフォリオのレビューを定期的に行います。
収益の分配	なし
信託期間	無期限
決算日	毎年4月末
管理報酬等	管理報酬:0.80% ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
ファンドの関係法人	投資運用会社:FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 管理会社・管理事務代行会社: FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
参照指数	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)
参照指数について	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、新興国を投資対象とするグローバル株式のパフォーマンス測定を目的とする時価総額加重指数です。MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

Ⅲ-17. アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・システマティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ※」のクラスⅠ投資証券（円建）

形態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。
主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
投資態度	①主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。 ②銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 ③資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 ②純資産総額の 10%を超える借入れは行いません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは 10%以下とします。 ④他の集団的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の 10%以下とします。 ⑤一発行会社の発行済株式総数の 50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 ※（2015 年 2 月 10 日当初設定 Class I USD）
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.85% 事務代行費用等：最大 0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社：マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド 運用会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社：BNY メロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）ディーエーシー
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）
ベンチマークについて	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※マン・ニューメリック・エマージング・マーケッツ・エクイティが名称変更したものです。

Ⅲ-18.～Ⅲ-20.は、Ⅱ-14.～Ⅱ-16.に同じ

Ⅳ．ＦＷ日本債券セレクト

Ⅳ-1. マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドＭ（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニュライフ日本債券アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 ②NOMURA-BPI 総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のう

	ち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ③マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
マザーファンドの投資態度	①NOMURA-BPI 総合をベンチマークとして、円建て公社債(ユーロ円債を含む)のうち、主として 投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 ③公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	①債券への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 ④信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 ⑤投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。
収益の分配	①分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ②分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限(2011 年 3 月 8 日当初設定)
決算日	毎月 5 日(休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額 500 億円以内年 0.33%(税抜 0.30%) ・純資産総額 500 億円超 1,000 億円以内部分年 0.275%(税抜 0.25%) ・純資産総額 1,000 億円超部分年 0.2145%(税抜 0.195%) ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数(パフォーマンス)で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

Ⅳ-2. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド(ＦＯＦｓ用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引(国

	債店頭オプション取引)、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。
投資態度	① 「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 ② 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時において BBB 格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 ③ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 ④ デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	無期限(2015 年 9 月 9 日当初設定)
決算日	毎年 2 月 26 日および 8 月 26 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年 0.308%(税抜 0.28%)以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月 10 日(休業日の場合翌営業日)における新発 10 年固定利付国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 (新発 10 年固定利付国債の利回りが) イ. 1%未満の場合 …年 0.198%(税抜 0.18%) ロ. 1%以上の場合 …次に定める率 ・純資産総額 500 億円未満 年 0.308%(税抜 0.28%) ・純資産総額 500 億円以上 1,000 億円未満部分 年 0.253%(税抜 0.23%) ・純資産総額 1,000 億円以上部分 年 0.198%(税抜 0.18%) 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI(総合)
ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

Ⅳ-3. ネオ・ジャパン債券ファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ジャパン債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の債券に投資し、安定し

	た収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (イ)組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB－以上またはムーディーズでBaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。)とします。 ※債券への投資に代えて、CDS 取引を利用することがあります。 (ロ)債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。 (ハ)運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 ② 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB－以上またはムーディーズでBaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。)とします。 ※債券への投資に代えて、CDS 取引を利用することがあります。 ③ 債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2014 年 11 月 14 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(第 1 計算期間は 2015 年 6 月 15 日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率 0.374%(税抜 0.34%)以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月 10 日(休業日の場合翌営業日)(当初設定日から 2014 年 12 月 10 日(休業日の場合翌営業日)までの期間については当初設定日の前営業日)における新発 10 年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表

	の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 (新発 10 年国債の利回りが) イ. 2%未満の場合……年率 0.198%(税抜 0.18%) ロ. 2%以上 3%未満の場合…年率 0.242%(税抜 0.22%) ハ. 3%以上 4%未満の場合…年率 0.286%(税抜 0.26%) ニ. 4%以上 5%未満の場合…年率 0.330%(税抜 0.30%) ホ. 5%以上の場合……年率 0.374%(税抜 0.34%)
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅳ-4. 大和住銀日本債券アクティブファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①日本債券アクティブ2・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 ②NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測およびクレジット判断等に基づきアクティブに運用を行います。 ②NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、クレジット・デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資は行いません。

	②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 ④外貨建資産への実質投資は、行いません。 ⑤有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。 ⑥スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。 ⑦金利先渡取引は、約款第 20 条の範囲で行います。 ⑧クレジット・デリバティブ取引については、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑩一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2017 年 9 月 8 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 7 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	①信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率 0.374%(税抜 0.34%)以内とします。 ②前項①の信託報酬率は、毎月最終営業日の新発 10 年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値)に応じて以下の通りの料率を翌月の第1営業日の計上分より適用するものとします。 (新発 10 年国債の利回りが) イ. 2%未満の場合……年率 0.198%(税抜 0.18%) ロ. 2%以上3%未満の場合……年率 0.242%(税抜 0.22%) ハ. 3%以上4%未満の場合……年率 0.286%(税抜 0.26%) ニ. 4%以上5%未満の場合……年率 0.330%(税抜 0.30%) ホ. 5%以上の場合……年率 0.374%(税抜 0.34%) 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
ベンチマークについて	NOMURA-BPI(総合)とは日本の債券市場の動向を的確に表すために野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって算出される市場指数です。 年金運用において、日本の債券市場のベンチマークに多く利用されています。 NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。 また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

Ⅳ-5. りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	ＲＭ日本債券コア・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。（なお、国内の債券に直接投資

	することがあります。）
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ベンチマークであるＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている国内の債券に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 ②マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に対する超過収益の獲得を目指します。 ③債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として、ベンチマークであるＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている国内の債券に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 ②マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に対する超過収益の獲得を目指します。 ③債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③外貨建資産への投資は行いません。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
信託期間	無期限（2018 年 6 月 21 日当初設定）
決算日	毎年 6 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の率とします。 （新発 10 年固定利付国債利回り（終値）が）

	イ）1%未満の場合　　年率 0.209%（税抜 0.190%） ロ）1%以上の場合　　年率 0.319%（税抜 0.290%）
ファンドの関係法人	委託会社：りそなアセットマネジメント株式会社 受託会社：株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
ベンチマークについて	「ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ⅳ-6. フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券（除く日本円）に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa 格（ムーディーズ社）または BBB 格（S＆P社、フィッチ社）以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含み

	ます。)等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限(2021 年 3 月 2 日当初設定)
決算日	毎年 4 月 30 日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年 0.4675%(税抜 0.425%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率 0.10%(税込)を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:フィデリティ投信株式会社 受託会社:三菱 UFJ 信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:FIL インベストメンツ・インターナショナル FIL(ルクセンブルグ)・エスエイ
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

Ⅳ-7. ネオ・ヘッジ付債券ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 (イ)組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時において BBB 格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかで BBB-以上またはムーディーズで Baa3 以上)とします。 ※当ファンドにおいて先進国通貨とは FTSE 世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 (ロ)対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 (ハ)債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。 (ニ)運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時において BBB 格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかで BBB-以上またはムーディーズで Baa3 以上)とします。

	※当ファンドにおいて先進国通貨とは FTSE 世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 ③ 対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 ④ 債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 ③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2014 年 11 月 14 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(第 1 計算期間は 2015 年 6 月 15 日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.473%(税抜 0.43%)を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅳ-8. ピムコ日本債券コア・ファンドⅣ(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	ピムコ日本債券コア・マザーファンド(以下「マザーファンド」)の受益証券
投資態度	①主としてマザーファンドの受益証券に投資し、日本債券のインデックスである NOMURA-BPI(総合)を上回る運用成果を目指します。 ②原則として、マザーファンドの受益証券の組み入れ比率は高位に保ちます。 ③資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、残存元本が上記運用を行うのに支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じた場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①日本債券のインデックスである NOMURA-BPI をベンチマークとします。 ②ポートフォリオのデュレーションはベンチマーク±2 年とします。 ③投資対象有価証券は、購入時点で委託者が指定する格付機関による格付けが Baa3/BBB-(または同等)格以上(短期証券は A-2/P-2 相当格以上)のものとします。格付けはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ、フィッチレーティングスリミテッド、株式会社

	格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所のうち、いずれか高いほうを参照します。当該格付機関からの格付けがない場合であっても、同等の信用力を有すると委託者が判断する場合には、投資を行うことがあります。投資している債券が上記の最低格付未満に引き下げられた場合には、委託者は、現状分析をもとに判断されるリスク量及び期待収益率をもとに、当該有価証券を売却するか保有するかの判断を行うものとします。 ④国債、政府保証債、政府機関債および国際機関債については、銘柄および発行体についての投資比率の制限は適用しません。 ⑤為替リスクは原則ヘッジとします。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、オプション取引およびスワップ取引、金利に係る先物取引、オプション取引およびスワップ取引、クレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブ取引を行います。デリバティブ取引の使用は、ヘッジ目的に限られません。但し、デリバティブ取引による経済的レバレッジを回避するため、デリバティブ取引のネットのポジションはデュレーション 1 年以内かつ Baa3/BBB-格または A-2/P-2 以上の証券の保有の範囲内に限定します。 ⑦ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時、および残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が生じた場合は、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②マザーファンドの受益証券以外への投資は、約款第 16 条および第 17 条の範囲で行います。 ③外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。 ④外貨建て資産への直接投資は行いません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎期分配 ①分配対象額は経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含む)等の全額 ②分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定。ただし、分配対象額が少額の場合、その他委託者の裁量により分配を行なわないことがあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	原則として無期限
決算日	年 1 回(3 月 25 日)
管理報酬等	毎月 20 日時点(休業日の場合は翌営業日)の新発 10 年固定利付国債利回り(日本相互証券株式会社発表の終値(単利))を基準として、翌月第一営業日から翌々月の第一営業日の前日までの信託報酬率が決定されます。なお、設定当初月の信託報酬率は、前月 20 日時点の新発 10 年固定利付国債利回りに基づき決定されるものとします。 (新発 10 年固定利付国債利回り (終値) が) 1%未満の場合…信託報酬率 : 年 10,000 分の 20.5 1%以上の場合…信託報酬率 : 年 10,000 分の 25.5
ファンドの関係法人	委託会社:ピムコジャパンリミテッド 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
ベンチマークについて	NOMURA-BPI 総合とは、日本国内で発行された公募固定利付債券の流通市場全体の動向を表すために開発された投資収益指数(パフォーマンス指数)で、野村フィ

	デューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社により算出・公表されています。NOMURA-BPI 総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

Ⅳ-9. Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドＤ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。債券先物取引等を活用する場合があります。
投資態度	①主として、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債、金融債、特殊債、事業債、円建外債、ユーロ円債、MBS、ABSに投資を行い、NOMURA－BPI総合を上回る投資成果をめざします。なお、運用にあたっては債券先物取引等を活用する場合があります。 ②マクロ分析情報等に基づき、デュレーション、年限配分および種別配分を決定するトップダウン戦略と、クレジットリサーチ等に基づき個別銘柄を決定するボトムアップ戦略を組み合わせてポートフォリオを構築します。トップダウン戦略とボトムアップ戦略の戦略配分を柔軟にコントロールすることで、安定した超過収益の獲得をめざします。 ③投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上（BBB－も含みます。）の格付けを取得している債券もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券を基本とします。ただし、国債（物価連動国債を含む）、政府保証債、地方債については当該格付制限の対象外とします。 ④ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％未満とします。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 ④スワップ取引、金利先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託期間	無期限（2024 年 9 月 3 日当初設定）
決算日	毎年 9 月 3 日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	純資産総額に対して、年率0．1386％～0．1936％（税抜0．1260％～0．1760％） ※信託報酬率は、毎月10日時点（休業日の場合は翌営業日）の新発10年国債利回り（単利：日本相互証券株式会社の終値）を基準として、その翌日より翌月10日（休業日の場合は翌営業日）までの報酬率が決定されます。なお、設定当初は2024年9月2日時点の利回りを適用します。

	（新発１０年国債利回りが） 1%未満の場合：年率0．1386%（税抜0．1260%） ＜内訳＞ 委託会社：年率0．1155%（税抜0．1050%） 販売会社：年率0．0055%（税抜0．0050%） 受託銀行：年率0．0176%（税抜0．0160%） 1%以上の場合：年率0．1936%（税抜0．1760%） ＜内訳＞ 委託会社：年率0．1705%（税抜0．1550%） 販売会社：年率0．0055%（税抜0．0050%） 受託銀行：年率0．0176%（税抜0．0160%）
ファンドの関係法人	委託会社:アセットマネジメントOne株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
ベンチマークについて	NOMURA－BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に算出されます。NOMURA－BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

Ｖ．外国債券セレクト

Ｖ-1．ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 ② 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 ③ 取得時において、原則として１社以上の格付機関から投資適格（BBB－／Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 ④ 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

	④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限(2014 年 3 月 10 日当初設定)
決算日	毎年 3 月 15 日(休業日の場合翌営業日)(第 1 計算期間は 2015 年 3 月 16 日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.418%(税抜 0.38%)の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率 0.05%を合計上限額とします。)が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社:ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-2. ダイワ欧州債券ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	欧州の債券
投資態度	① 主として、欧州の先進国の国家機関が発行する残存 5 年超の先進国通貨建ての債券に投資し、欧州の先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の

	場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2014年9月10日当初設定)
決算日	毎年6月15日(第1計算期間は、2015年6月15日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.308%(税抜 0.28%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-3. ダイワ米国債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米国の債券
投資態度	① 主として、米国の国家機関が発行する残存5年超の米ドル建ての債券に投資し、米国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限ります。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2016年3月9日当初設定)
決算日	毎年3月15日(第1計算期間は、2017年3月15日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.2981%(税抜 0.271%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-4. ダイワ/デカ欧州債券アクティブ・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1.欧州の債券 2.金融商品取引所上場の債券先物取引および債券先物オプション取引
投資態度	① 主として、欧州の政府、欧州の政府関係機関、欧州の企業、欧州の国際機関が発行する債券に投資するとともに、欧州の債券先物取引、欧州の債券先物オプション取引を活用することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 先物取引等の買建玉および売建玉の時価総額を合計した額は、信託財産の純資産総額の 200%程度を上限とします。なお、オプション取引は先物に換算するものとします。 ③ 投資対象とする銘柄は、取得時において投資適格(ムーディーズでBaa3以上またはS&Pもしくはフィッチで BBB－以上)の格付けを有するものとします。 ④ デュレーション、イールドカーブ、クレジットスプレッド、国別構成、通貨別構成、債券セクター別構成等を勘案し、ポートフォリオを構築します。 ⑤ 投資成果の向上を図るため、為替予約取引をヘッジ目的以外で行なうことがあります。 ⑥ 外貨建資産の運用にあたっては、デカ・インベストメント社に運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑦ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑨ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものにかぎります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2016 年 9 月 12 日当初設定)
決算日	毎年 6 月 15 日(休業日の場合翌営業日) (第 1 計算期間は 2017 年 6 月 15 日まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.4851%(税抜 年 0.441%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:デカ・インベストメント GmbH
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-5. ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託

運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界債券（5年超）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	①　主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ②　マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③　マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④　為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥　当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	①　主として、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ②　運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③　外貨建資産の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④　為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①　マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②　株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③　投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月10日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%（税抜0.271%）の

	率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-6. フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・外国債券・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・主として世界各国の投資適格債券（除く日本円）に幅広く分散投資を行ないます。 ・ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。 ・投資を行なう投資適格債券の格付けに関しては、Baa 格（ムーディーズ社）またはBBB 格（S＆P社、フィッチ社）以上とします。 ・公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものを除きます。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5％以内とします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10％、合計で 20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限（2021 年 3 月 2 日当初設定）
決算日	毎年 4 月 30 日（休業日の場合翌営業日）
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.10％の率を乗じて得た額

管理報酬等	純資産総額に対して年 0.4675%(税抜 0.425%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率 0.10%(税込)を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:フィデリティ投信株式会社 受託会社:三菱 UFJ 信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:FIL インベストメンツ・インターナショナル FIL(ルクセンブルグ)・エスエイ
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

V-7. ウエリントン・グローバル総合債券(除く日本)ファンド クラスS Q5 受益証券(円ヘッジ無、分配金有)(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託(受託会社と管理会社との間の信託証書に基づく)/円建て
運用の基本方針	ファンドは、グローバル債券(日本を除く)への分散投資を通じ、ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)を上回る長期的な総合収益の確保を目指して運用されます。
主要投資対象	ファンドは、世界の発行体の発行する、市場性の高い債券に主に投資します。ファンドの保有債券は、市場環境や投資機会の変化に応じ、大きく変わることがあります。
投資態度	① ファンドは、ベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。 ② 指数に含まれない政府、政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、インフレ連動債券、地方債、トラスト優先証券、その他の債券に投資することがあります。 ③ 現金並びに現金同等物は、投資戦略の遂行の目的で、またはデリバティブ投資の担保として保有することがあります。 ④ 現金並びに現金同等物を除いては、円建て債券は組み入れません。 ⑤ 市場エクスポージャーを得るため、もしくはヘッジを目的として、債券・為替先渡し;債券・為替オプション;金利・債券トータルリターン・クレジットデフォルト・通貨スワップ取引;上場債券・上場為替先物の取引を行うことがあります。ファンドの保有債券・通貨ポジションとは関連しない単独の売建ポジションを取ることもありますが、経済的レバレッジは取りません。 ⑥ 管理会社がその流動性について適切であると認めた場合、私募証券、その他の規制証券に投資を行うことがあります。 ⑦ 管理会社が適切であると認めた場合、管理会社またはその関連会社が運用する他の投資ファンドの持分に投資を行う場合があります。ただし、運用手数料の重複が無い場合に限ります。 ⑧ ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ⑨ ファンドは円建とし、ヘッジ無しクラス受益証券については、通常ヘッジなしとします。ただし、アクティブな通貨戦略に基づき、機を見て選別的に通貨エクスポージャーをヘッジすることがあります。同様に、ヘッジ有りクラス受益証券において、アクティブな通貨ポジションを除いたファンドの通貨ポジションは通常円ヘッジされます。ヘッジ有りクラス受益証券のヘッジに関わる証券ならびに投資商品は、当該受益証券特有のものとし、当該ヘッジ取引から生じる実現/評価損益及び費用は、各々のヘッジ有りクラス受益証券に配分されます。 ⑩ ファンドは、ファンドの債券ポジションに関わりなく、対象通貨の売り・買いポジションをアクティブに取ることがあります。 ⑪ 資金の借り入れは、短期的な資金繰り、特殊なかつ緊急の目的以外には行いません。 ⑫ 現在の運用方針は、運用基本方針の達成に最善であると投資運用会社が考える場合には変更されることがあります。ファンドの投資が顕著に変化するような運用方針の重要な変更については、受益者への事前通知が行われます。

主な投資制限	① 債券デリバティブのエクスポージャーは、ネットではファンドの 100%、グロスでは 200%を超えないこととします。 ② 同一発行体への投資は、組み入れ時のファンド資産の 5%以内とします。ただし、1)OECD 諸国、政府関連機関、それらの下部組織、または国際・地域機関や機構が発行・保証する証券、2)デリバティブ取引のカウンターパーティ、3)投資対象に含まれる投資ファンドについてはこの制限を課しません。 ③ ファンド全体のデュレーションは穏やかで、典型的にはベンチマーク指数の±2年の範囲内となります。個別銘柄におけるデュレーションの範囲はこれよりも大きくなる場合があります。 ④ 米ドル、ユーロ、英ポンドの通貨エクスポージャーは、通常、ベンチマーク指数における配分の±20%以内、日本円およびその他の対象通貨はベンチマーク指数における配分の±10%以内となることが想定されます。 ⑤ ファンドの加重平均格付けは A-/A3 以上となることが想定されます。発行体の格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社、またはムーディーズ社またはフィッチ社の長期格付けのいずれか高い方を採用します。無格付けの場合は管理会社がそれと同等の信用力であると見なした格付けを採用します。投資適格未満(スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社の格付けが BBB-/Baa3 未満)の債券、または無格付けの場合で管理会社がそれと同等の信用力であると見なす債券の組み入れは、ファンド資産の 10%以内とします。 ⑥ 個別有価証券の空売りは行いません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません(例:証券の売りとリバースレポ取引を組み合わせて行う擬似的な先渡取引など)。 ⑦ 資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行います。 ⑧ ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行う場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。 ⑨ 未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の 5%以下とします。 ⑩ 特段の定めがない限り、投資制限は組み入れ時点で適用され、社内のバリュエーションに基づき計算されます。 ⑪ 同一発行体の債券へのエクスポージャー(デリバティブ取引による債券へのエクスポージャーを含む)は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の 10%を超えないこととします。 ⑫ 同一発行体の株式へのエクスポージャー(デリバティブ取引による株式へのエクスポージャーを含む)は、ファンドの純資産総額の 10%を超えないこととします。 ⑬ デリバティブ取引による同一発行体の債券または株式へのエクスポージャーは、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の 10%を超えないこととします。同一のカウンターパーティへのエクスポージャーはファンドの純資産総額の 10%を超えないこととします。 ⑭ (デリバティブ取引によるエクスポージャーを含む)同一発行体の債券および株式へのエクスポージャーの合計は、以下の適用除外に該当しない限り、ファンドの純資産総額の 20%を超えないこととします。 ⑮ 以下の債券へのエクスポージャーについては、上記の投資制限の適用が除外されます。 中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨建て債券 日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ、香港および、一般社団法人投資信託協会が認定するその他の国の中央政府、政府機関、中央銀行または地方政府が発行または保証する現地通貨以外の通貨建てである債券 国際機関が発行または保証する債券
収益の分配	以下の分配コースおよび分配方式により支払います。また必ず分配を行うものではありません。

	分配コース:Q-四半期分配コース 分配方式:5-当初の発行価格まで分配(10,000 円) 管理会社の裁量または基準価額 10,000 円までを目安に、各クラス受益証券の持分のファンド資産から得られたネットインカムとネットキャピタルゲイン(実現益および未実現益)の一部または全部を分配金として払い出す予定です。
信託期間	信託証書の日付(2005 年 1 月 12 日)から 150 年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	運用報酬 0.45%(年率)、その他に管理費用がかかります。 管理費用には0.25%(年率)の上限を設けていますが、管理会社の裁量により予告なく変更される場合もあります。
ファンドの関係法人	(投資運用会社)ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (管理会社)ウエリントン・マネージメント・ファンズ・エルエルシー (カストディアン)ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (監査法人)プライスウォーターハウスクーパース
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)
ベンチマークについて	ブルームバーグ・グローバル総合債券指数(除く日本)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス(BLOOMBERG INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

V-8. グローバル・コア債券ファンド(適格機関投資家専用)(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託/円建て
運用の基本方針	世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク(ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円))を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	世界の発行体が発行する公社債
投資態度	① 世界の発行体が発行する主として投資適格の公社債に投資し、ベンチマーク(ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円))を上回る投資成果を目指します。 ② ファンドは通常、グローバル債券市場の国、通貨、セクター、発行体に広く分散投資します。 ファンドの債券ポジションに関わりなく、投資対象通貨の売り・買いポジションをアクティブにとることがあります。 ③ 下記の証券に投資します。 (ア) 国債 (イ) 政府機関債、地方債、国際機関債を含む政府関連債 (ウ) 社債 (エ) カバードボンド、CMBS、CMO、CLO/CDO/CBO、RMBS、Agency MBS、REMIC、ABS を含む証券化商品。 (オ) 永久債、優先受益信託証券、ティア 1 証券、資本性証券 (カ) インフレーションリンク債 (キ) 変動利付債 (ク) ムーディーズ、S&P または フィッチの格付けがない債券、ただし、その発行体または保証人がムーディーズ、S&P または フィッチの格付けを取得していること。 ④ 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。ファンドはリターンを追求する目的で、NDF を含む通貨フォワード、各種先物(債券、モーゲージ TBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよび ETF、通貨)、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体ま

	たはCDSインデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETFまたはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。 ⑤ 運用の指図に関する権限をPGIMインク、およびPGIMリミテッドに委託します。
主な投資制限	① 国債・ソブリン債セクターの組入比率には上限を設けません。 ② 政府機関債、地方債、および国際機関債セクターの組入比率はファンドの純資産総額の60%を上限とします。 ③ ファンドの純資産総額に占める社債セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 ④ ファンドの純資産総額に占める証券化商品セクターの組入比率はベンチマーク対比+50%を上限とします。 ⑤ 投資適格未満の債券の組入比率はファンドの純資産総額の 25%を上限とします。 ⑥ ファンドの純資産総額に占める新興国市場(高所得と世界銀行に定義されない国。なお、ユーロゾーンを除きます。)債券の組入比率はベンチマーク対比+15%を上限とします。 ⑦ 現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 ⑧ 証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ⑨ ファンド借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑩ ファンドの各通貨エクスポージャーのベンチマークからのプラス乖離の合計、マイナス乖離の合計はそれぞれファンドの純資産総額の 30%を上限とします。特に通貨毎の制限を設けません。 ⑪ ファンド全体の実効デュレーションのベンチマーク・デュレーションからの乖離は±2.5年以内とします。 ⑫ ジニーメイ、ファニーメイ、フレディマックならびに米国、カナダ、オーストラリア、ドイツおよび英国の国債・ソブリン債を除く単一発行体の組入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ⑬ ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体(投資法人を含みます。)の発行済み総株式(投資法人の投資口を含みます。)の過半数を超えないものとします。 ⑭ 私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の15%を上限とします。 ⑮ デリバティブ取引によるデュレーション寄与は合計でファンド全体のデュレーションの50%以内とします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付(2015年8月11日)から149年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年5月最終営業日またはトラスティーが別途定めた日
管理報酬等	ファンドの純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬: ・純資産総額最初の100億円までの部分 年0.30% ・純資産総額100億円超200億円までの部分 年0.28% ・純資産総額200億円超300億円までの部分 年0.25% ・純資産総額300億円超の部分 年0.15% ファンド事務管理費用(トラスティー報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。) 上限:純資産総額に対し0.08%(年率)※ 下限:年額4万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用(カストディ費用、監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます)は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ※ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変

	更される場合があります。
ファンドの関係法人	(投資運用会社)PGIM ジャパン株式会社 (再委託先)PGIM インク、PGIM リミテッド (トラスティー)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (アドミニストレーター)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co. (カストディアン)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co. (監査法人)KPMG ケイマン・アイランズ
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円)
ベンチマークについて	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

V-9. ブルーベイ欧州総合債券ファンド(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託 / 円建て
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスをベンチマークに、主に欧州の投資適格債券への投資を行います。
投資態度	①ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスに対して超過収益の獲得を目指します。 ②EU 諸国で発行された投資適格債に少なくとも純資産額の 2/3 以上投資します。 ③EU 以外の国で発行された投資適格債に対して純資産額の 1/3 まで投資可能とします。 ④B-/B3 以上で投資適格未満の債券に対して純資産額の 15%まで投資可能とします。 ⑤少なくとも純資産額の 2/3 以上は、欧州通貨資産とします。 ⑥為替変動リスクに関しては、外貨建て資産について円に対する為替ヘッジを原則行いません。
主な投資制限	①株式および投資信託への投資は行いません。 ②日本を国籍とする発行体の発行する債券への投資は行いません。 ③容易に換金できない私募形式で販売された有価証券や非上場証券など非流動性資産に対する投資は純資産額の 15%を超えないものとします。ただし 144A 証券や上場されることが表明された或いは上場予定にある証券についてはこの限りではありません。 ④現物債券の売り建ては行いません。
収益の分配	分配無し
信託期間	2160 年 11 月 15 日　但し一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年 6 月最終ファンド営業日 (ファンド営業日は、土日、ロンドンあるいはニューヨークの銀行休業日、そして 12 月 24 日を除く平日) ただし、第1計算期間は当初設定日～2016 年 6 月 30 日
管理報酬等	運用報酬および費用は以下の通りとなります。 ・運用報酬 0.34% ・管理手数料(カストディ費用、管理・受託報酬等)0.15% その他の費用として、有価証券の売買や先物取引の際に発生するブローカー手数料等、監査費用、法定費用等は実費で信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co 受託会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド 運用会社:RBC グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 資産保管会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co

ベンチマーク	ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックス
ベンチマークについて	・ブルームバーグ・ユーロ総合債券インデックスはユーロ建てで発行されるまたは欧州通貨統合(EMU)に参加する 16 ヵ国の政府による旧通貨建てで発行されていた債券から構成。 ・全ての債券は投資適格級格付けであり、残存年数は少なくとも1年以上であることが必要であり、転換社債や変動利付債、永久債やワラント債、ストラクチャード商品は対象外。またドイツの準ローン証券についても売買上の制約や非上場に伴い流動性に欠けることを背景に対象外。 ・発行国についての定めはなく、ユーロ圏外の発行体であっても同インデックス組入基準を満たすようであれば組入対象。 ・ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックス(BLOOMBERG INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

V-10. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ－ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(ノンヘッジ・クラス)(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍の外国投資信託/円建
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等(国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券 ETF 等)
投資態度	①主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資し、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化を目指します。 ②運用にあたっては、以下の点に留意します。 (a) マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。 (b) 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行なうことでポートフォリオを構築します。 (c) 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとらわれない運用を行ないます。 ※米ドル以外の通貨建資産に投資する場合もあります。この場合、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないます。 ③為替変動リスクを回避するための対円での為替ヘッジは原則として行ないません。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	a.投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の 50%を超える部分を金融商品取引法第 2 条 1 項に規定される「有価証券」に投資します。 b.管理会社および管理会社を代理する投資運用会社のいずれも、ファンドの勘定において以下を行うことはできません。 ①有価証券の空売りを行うこと。 ②受益者の利益を損なうような取引またはファンドの資産の適正な運用を害するような取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引を含みますが、これに限りません。)を行うこと。 ③即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、純資産総額の15%を超えて投資を行うこと(価格決定の透明性を確保する方法が採られている場合は、この限りではありません。)。 ④投資会社ではない同一銘柄の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運

	用するすべての集団投資ファンドにより保有される当該銘柄の議決権付株式総数が当該銘柄の発行済議決権付株式総数の 50%を超えることとなる場合に、かかる取得を行うこと。 ⑤後記「借入方針」の項に記載する借入方針に基づく借入れ以外の一切の借入れを行うこと。借入れは、ファンドの資産により全額担保され、ファンドのためにのみ実施されます。 ⑥投資信託または投資会社の利害関係者に対し投資を行うこと。 ⑦単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額(以下「株式エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の 10%を超えることとなる場合に(かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、かかる株式または受益証券を保有すること。 ⑧単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー(以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の 10%を超えることとなる場合に(かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)、かかるポジションを保有すること。 ⑨単一の法主体により発行され、取り決められ、または引き受けられた(A)有価証券(上記⑦に規定する株式または受益証券を除きます。)、(B)金銭請求権(上記⑧に規定するデリバティブを除きます。)および(C)匿名組合出資持分の保有総額(以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の 10%を超えることとなる場合に(かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)(注:担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支払義務の額を控除します。)、かかる有価証券、金銭請求権または匿名組合出資持分を保有すること。 ⑩単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の 20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有すること。 ⑪管理会社または投資運用会社が決定する合理的な方法により事前に計算される額が純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引またはその他の類似取引を行うこと。本⑪において、デリバティブ取引またはその他の類似取引を管理する方法は、 (A)標準的手法を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の 80%以内となる市場リスク相当額算出方法、 (B)内部格付手法(VaR 手法)を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の 80%以内となる市場リスク相当額算出方法、または (C)欧州連合のUCITに適用される規則に基づく方法 につき管理会社もしくは投資運用会社がファンドのために決定する合理的な方法であるとみなされる。 ⑫ファンドは、投信協会の「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」(以下「投信協会規則」といいます。)によると純資産総額の 10%超に相当する単一発行体の債券、その他の債務証券またはデリバティブの原証券(投資信託協会により制定された投資信託等の運用に関する規則第 17 条の2第2項第2号に規定される機関により発行され、または保証される債務を除きます。)にさらされてはなりません。投信協会規則によると、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、本制限では考慮されません。 *借入方針:借入残存総額が借入時における純資産総額の 10%を超えないことを条件とします。 ただし、特別の緊急事態(ファンドと別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームの合併を含みますが、これに限りません。)によりかかる制限を一時的に超える場合は、この限りではありません。投資運用会社は、信用枠を設定することにより、かかる資金調達および借入れを行うことができます。リバース・レポ契約およびリバース・レポ取引は、レバレッジまたは借入れを構成しません。ファンドは、レポ契約(有価証券と引き換えに現金を貸し付けるもの)を締結することもでき、これは、借入制限には考慮されません。
収益の分配	①管理会社は、通常、債券ポートフォリオの最終利回り、各分配計算期間に対応

	するその他の報酬、経費および費用を含みますが、これらに限らない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行なわれない場合もあります。 ②管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現の利益をもとに分配を行うことを目指します。ただし、関連するコースに帰属する元本から分配を行なうこともあります。 ③分配金は再投資されます。
信託期間	ファンドは、2025 年 8 月 17 日 （ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合を除く。かかる場合、ファンドは同一の方法で再延長されない限り、かかる延長された日に終了）に強制買戻しされます。また、いずれかの評価日において、(a)ファンドの純資産が 30 億円（または米ドルでの 30 億円相当額）を下回り、管理会社が、ファンドの終了を決定する場合、または(b)受託会社および管理会社によってファンドの終了が決定された場合のいずれか最初に発生した時点で終了します。
決算日	毎年 9 月 30 日
管理報酬等	純資産総額に対して、年率 0.615％程度 ただし、この他に「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ－ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額 10,000 米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
ファンドの関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービシイズ・リミテッド（ケイマン） 受託会社：インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド 投資運用会社：グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 管理事務代行会社・資産保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
ベンチマーク	ブルームバーグ米国総合指数
ベンチマークについて	ブルームバーグ米国総合指数は、米ドル建て投資適格の固定利付で課税対象となる社債市場全般を対象としたフラグシップ・ベンチマークです。当指数は、米国国債、政府機関債および社債、MBS(固定金利およびハイブリッド ARM 型エージェンシー・パススルー証券)、ABS、CMBS(エージェンシーおよびノン・エージェンシー)を含んでいます。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

Ⅴ-11. アイルランド籍の外国投資法人「ロード・アベット・グローバル・ファンズ・Ⅰ・ピーエルシー」のサブファンドである「ロード・アベット・ハイイールド・ファンド」の「クラスⅠ－円建て累積投資クラス」

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じ高水準のトータル収益を追求することを目的とします。
主要投資対象	主要投資対象は、ハイ・イールド債券（通称低格付け債又はジャンク債。普通株式への転換権や購入請求権をもつ債券を含む）を中心に、バンクローン、転換社債、優先証券、モーゲージ債、アセットバック債等と致します。
投資態度	①ファンドはアクティブ運用に基づく分散したポートフォリオを組成し、高水準のインカム収益と投資元本の成長を通じてトータル収益を追求します。 ②インカム収益に加え、信用リスクの低下が想定されるときには、ハイ・イールド債の特に低格付け債券への投資を通じ、より高いリターンを追求します。 ③ファンドは、分散投資、銘柄分析、さらには投資環境分析を通じ投資リスクの低減を図ります。 ④ファンドは債券発行体の経営者の資質、信用リスク、業界内での競争優位性、業界動向さらにはマクロ経済動向等の分析を通じたボトムアップ手法で投資銘

	柄を選定します。 ⑤ファンドは積極的な銘柄入替を実施します。
主な投資制限	①非米国発行体により発行された米ドル建て以外の債券への投資は 20%を上限とします。 ②同一業種への投資は 25%を上限とします。但しこれにはモーゲージ債、米国政府や政府機関の発行する債券は含みません。 ③バンクローンへの投資は 10%を上限とします。 ④デリバティブへの投資は、レバレッジ率がファンドの純資産の 100%を越えない範囲で可能とします。 ⑤保有債券からの転換やコーポレートアクションにより受領した場合には普通株式の保有も可能とします。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限(2019 年 3 月 6 日設定 クラス I-円建て累積投資クラス)
決算日	1 月 31 日
管理報酬等	投資顧問会社報酬:年率 0.60% 管理事務代行および保管報酬:年 0.15%を上限とします。 その他の諸費用:管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの関係法人	管理会社:Lord Abbett (Ireland) Ltd. 投資顧問会社:Lord, Abbett & Co. LLC 管理事務代行会社:Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited 保管会社:Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

V-12. ルクセンブルグ籍の外国投資法人「リーガル・アンド・ジェネラル・SICAV」が発行する「L&G グローバル総合債券ファンド (除く日本)」のクラス C 投資証券 (円建)

形態/表示通貨	ルクセンブルグ籍の外国投資法人/円建て
運用の基本方針	長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券等に投資します。
投資態度	①主に、世界の異なる通貨建ての投資適格債券(社債、仕組債、カバードボンド、資産担保証券、モーゲージ証券、国債等)に投資します。ただし、投資する債券等はファンドの目論見書に規定する「譲渡可能証券」もしくは「短期金融市場商品」に該当するものとします。 ②ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円・円ベース)をベンチマークとしますが、ベンチマークに含まれない企業、セクター、地域の債券等に投資を行うことができます。したがって、ファンドのパフォーマンスはベンチマークのパフォーマンスから大きく乖離する場合があります。なお、ベンチマークはファンドとのパフォーマンス比較のために利用されます。 ③投資目的や資金フロー及び市場動向等を勘案し、補助的に預託証券等の現金同等金融商品に投資する場合があります。 ④為替取引・為替予約取引、ETF、債券・金利先物取引、金利スワップ、クレジットデフォルトスワップ並びにそれらを原資産とするオプション取引等のデリバティブ商品に投資することができます。なお、これらの取引はヘッジ目的に限定しません。
主な投資制限	・通常、純資産額の 70%以上を、世界各国の債券に投資します。

	・資産担保証券及びモーゲージ証券への投資比率は、純資産額の 20%を上限とし、集団投資スキームを通じて投資することがあります。 ・流動性のある現金同等金融商品への投資比率は通常、純資産額の 20%を上限とします。ただし、市場環境に鑑み、投資家の利益に資すると判断される場合は、一時的に当該上限を超える場合があります。 ・集団投資スキームへの投資比率は、純資産額の 20%を上限とします。 ・原則として、取得時において 1 社以上の格付け機関から投資適格(スタンダード&プアーズ社、フィッチ社により BBB－、ムーディーズ/iBoxx 社により Baa3)以上の格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力を有すると運用者が判断する公社債等を主な投資対象とします。 ・ファンドの組み入れ債券等が、投資適格から格下げされた場合は、原則として 30 日以内に当該債券等を売却します。
収益の分配	なし
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:0.29% 事務代行費用等:最大 0.06% その他外国投資法人にかかる租税、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:LGIM マネージャーズ(ヨーロッパ)リミテッド 運用会社:リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド 管理事務代行会社:ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズ SE
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円・円ベース)
ベンチマークについて	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円・円ベース)は、ブルームバーグが開発、算出、公表を行う指数であり、日本を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマ ンスを示す代表的な指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・ エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・イ ンデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

Ⅵ. 外国債券ＥＭ+

Ⅵ-1. Ｔ．ロウ・プライス新興国債券オープンＭ（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします
投資態度	①新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ②JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取

	引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	①主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ②JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④運用の指図に関する権限をT. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。 ⑤資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑥投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 ⑦外貨建資産への実質投資には、制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含

	みます。)等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限(2007年8月10日当初設定)
決算日	毎月5日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.649%(税抜 0.59%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 (マザーファンドの投資顧問会社:T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド)
ベンチマーク	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)
ベンチマークについて	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドとは J.P. Morgan が公表する債券指数で、新興国が発行する米ドル建て国債等を対象としています。 JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)とは、米ドルベースの JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを三井住友DSアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。 ※同インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は J.P. Morgan に帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

Ⅵ-2.～Ⅵ-10.は、Ⅴ-1.～Ⅴ-9.に同じ

Ⅵ-11. エマージング・マーケット債券ファンド(適格機関投資家専用)(ケイマン籍、円建)

形態	ケイマン籍信託型外国投資信託 / 円建て
運用の基本方針	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とし、ベンチマーク(JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジなし))を上回る投資成果を目指します。
主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象とします。
投資態度	①新興国の政府および政府機関等の発行するハードカレンシー建ての債券等を主要投資対象として、利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ②現金または現金同等資産を除き、円建ての証券は組入れません。 ③収益確保を目的として、現地通貨建ての新興国債券等へ投資する場合もあります。 ④収益確保を目的として、各種デリバティブ取引を活用する場合があります。 ⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥PGIM ジャパンは運用の指図に関する権限を PGIM インク、および PGIM リミテッド両社に委託します。
主な投資制限	①ハードカレンシー建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の 75%を下限とし、100%を上限とします。 ②新興国ソブリン債、新興国準ソブリン債の組入比率は、ファンドの純資産総額の85%を下限とし、100%を上限とします。 ③現地通貨建て新興国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の 25%を上限とします。

	④単一の現地通貨比率はファンドの純資産総額の±20%を上限とします。 ⑤ファンドの純資産総額に占める新興国社債セクターの組入比率は、ファンドの純資産総額の 15%を上限とします。 ⑥ハードカレンシー建て以外の先進国債券の組入比率は、ファンドの純資産総額の 5%を上限とします。 ⑦ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債(投資適格)の組入比率は、ベンチマーク対比+12%を上限とします。 ⑧ファンドの純資産総額に占める単一のソブリン債(非投資適格)の組入比率は、ベンチマーク対比+8%を上限とします。 ⑨ファンドの純資産総額に占める単一の投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+1%を上限とします。 ⑩ファンドの純資産総額に占める単一の非投資適格社債発行体の組入比率は、ベンチマーク対比+0.5%を上限とします。 ⑪単一の発行体の組入比率はソブリン債を除き、ファンドの純資産総額の 10%を上限とします。 ⑫単一銘柄の組入比率は、ファンドの純資産総額の 5%を上限とします。 ⑬ベンチマークに含まれない無格付発行体の組入れは行いません。 ⑭現金および現金同等資産以外の日本円建て証券の組入れは行いません。 ⑮カントリーリスクが日本である証券の組入れは行いません。 ⑯日本円の為替エクスポージャーは原則取らず、ファンドの純資産総額の 1%以内にとどめます。ただし、ファンドにおいて大量のキャッシュの流出入がある際にはその例外とします。 ⑰証券現物の空売りは、当日中にカバーされる日中の国債空売りを除き、禁止します。 ⑱ファンド借入はファンドの純資産総額の 10%を上限とします。 ⑲ファンド運用者が運用する全ファンドを通じた投資は、いかなる単一発行体(投資法人を含みます)の発行済み総株式(投資法人の投資口を含みます。)の過半数を超えないものとします。 ⑳私募証券、非上場証券、流動性の低い証券化商品その他流動性の乏しい資産への投資はファンドの純資産総額の 15%を上限とします。流動性の低い証券とは、私募株式、非上場株式、私募証券化商品、その他 144A およびレギュレーション S 証券を除く私募証券を指します。 ㉑使用可能なデリバティブは、NDF を含む通貨フォワード、各種先物(債券、モーゲージ TBA、金利スワップ、金利インデックス、債券インデックスおよび ETF、通貨)、通貨スワップ、インフレーションスワップ、金利フォワード、金利スワップ、単一発行体または CDS インデックスを対象とするクレジットデフォルトスワップ、債券、ETF またはインデックスを対象とするトータルリターンスワップ、および投資対象となる証券やデリバティブに関するオプション、キャップおよびフロアに投資します。 ㉒ファンドは、レバレッジは使用しません。なお、ファンドは、デリバティブのネットポジションにより創出される負債が証券保有や担保物の額でカバーされる限りにおいては、レバレッジされているとみなしません。
収益の分配	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額は投資運用会社とトラスティーが協働し、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	信託証書の日付(2015 年 8 月 11 日)から 149 年間。ただし一定の事由の場合、終了することがあります。
決算日	毎年 5 月最終営業日または、トラスティーが別途定めた日
管理報酬等	運用報酬 (純資産総額が) 最初の 100 億円までの部分…年率 0.52% 100 億円超 200 億円までの部分…年率 0.47% 200 億円超の部分…年率 0.40% ファンド事務管理費用(トラスティー報酬、名義書換代理人報酬、事務管理人報酬のうち、各費目のファンド純資産額比例部分をいいます。)

	上限:純資産総額に対し 0.08%(年率)※ 下限:年額 4 万米ドル その他、ファンドにかかる運用報酬および事務の処理等に要する諸費用(カストディ費用、監査報酬、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます)は、ファンドより実費にて支払われます。また、この他有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。 ※ファンド事務管理費用に上限は設けておりますが、投資環境・市場によっては、変更される場合があります。
ファンドの関係法人	(投資運用会社)PGIM ジャパン株式会社 (再委託先)PGIM インク、PGIM リミテッド (トラスティー)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (アドミニストレーター)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co. (カストディアン)ブラウン・ブラザーズ・ハリマン&Co. (監査法人)KPMG ケイマン・アイランズ
ベンチマーク	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジなし)
ベンチマークについて	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジなし)とは、JP モルガン社が公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその一切の権利は JP モルガン社に帰属します。

Ⅵ-12.～Ⅵ-14.は、Ⅴ-10.～Ⅴ-12.に同じ

Ⅶ.ＦＷ　Ｊ－ＲＥＩＴセレクト

Ⅶ-1. ダイワ・J-REIT ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワJ－REITアクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 90%程度以上とすることを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月5日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年6月15日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.33%(税抜0.3%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅶ-2. ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	アクティブ・リート・ニッポン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、わが国のリートに投資し、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② セクターおよび個別銘柄についての成長性、バリュエーション等の定性分析・定量分析を基に、リスク当たりリターンの最大化をめざしたポートフォリオを構築します。 ③ リートの組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とし

	ます。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2024年3月11日当初設定)
決算日	毎年3月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.33%(税抜 0.3%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅶ-3. フィデリティ・Jリート・ファンド 2(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・Jリート・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	・フィデリティ・Jリート・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
マザーファンドの投資態度	・わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているリートを主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。 ・リートへの組入比率は、原則として高位を維持します。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	・リートへの実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託期間	原則無期限(2024年2月29日当初設定)

決算日	毎年10月15日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜0.47%) 他に法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率 0.10%(税込)を上限としてファンドから支払うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:フィデリティ投信株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし
ベンチマークについて	なし

Ⅷ. ＦＷ外国ＲＥＩＴセレクト

Ⅷ-1. ダイワ・グローバルREITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ海外REIT・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(総称して「不動産投資信託証券」といいます。)に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 ・S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドにおいて、外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月5日当初設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年6月15日(休業日の場合翌営業日)まで)

管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.605%(税抜 0.55%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの運用委託先:コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)
ベンチマークについて	S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算)の所有権及びその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLC が有しています。S&P Dow Jones Indices LLC は、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

Ⅷ-2. 外国 REIT 厳選投資戦略ファンド(FOFs 用)(適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国 REIT 厳選投資戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、PGIM インク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 ③ マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、PGIM インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、日本を除く世界のリートに投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ② 運用にあたっては、PGIM インク独自の不動産分野のファンダメンタルズリサーチおよび個別銘柄の定量的・定性的な分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、PGIM インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ リートの組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価

	額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2024年3月11日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7931%（税抜 0.721%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社:PGIMインク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅸ.コモディティセレクト

Ⅸ-1. ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	① 米国国債 ② 金先物取引 ③ 金価格への連動をめざすETF(上場投資信託証券) ④ ダイワ・マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主として、以下の資産への投資を通じて、金価格(ドル建て)の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 イ)米国国債 ロ)金先物取引 ハ)金価格への連動をめざすETF ニ)マザーファンドの受益証券 ② 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ④ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限(2020年3月12日当初設定)
決算日	毎年5月14日(休業日の場合翌営業日)(第1計算期間は2021年5月14日(休業日の場合翌営業日)まで)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 0.242%(税抜 0.22%)の率を乗

	じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和アセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

Ⅸ-2. Daiwa "RICI" Fund (ダイワ "RICI" ファンド) (ケイマン籍、米ドル建)

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託/米ドル建て
運用目的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数("RICI")に連動することをめざします。
投資方針	① 信託財産の純資産総額の 50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数("RICI")に連動する投資成果をめざします。 ② 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に 1 年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含みますが、これに限定いたしません。 ③ 信託財産の純資産総額の 50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。 ④ 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ 10－30 パーセントの範囲で行ないます。(また、最大でも、純資産の 50%以下とします。) ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
設定日	2006 年 11 月 13 日
決算日	毎年 4 月 30 日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 管理報酬等:0.415%(管理会社代行サービス報酬を含みます。) 受託報酬等:0.175%(管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みます。) 運用報酬等:0.41% 合計:1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:ダイワ・アセット・マネジメント・サービシイズ・リミテッド(ケイマン) 受託会社:G.A.S.(ケイマン)リミテッド 運用会社:ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド 資産保管会社:SMT Trustees (Ireland) Limited 管理事務代行会社:SMT Fund Services (Ireland) Limited 管理会社代行サービス会社:大和アセットマネジメント株式会社
ロジャーズ国際コモディティ指数("RICI")とは	・RICI は、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ(商品)の値動きを表わします。 ・RICI は、1998 年 8 月より計算および公表を行なっております。 ・RICI を構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズ氏が議長をつとめる RICI 委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICI は、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。

Ｘ．ＦＷヘッジＦセレクト

Ｘ-1．大和住銀 FoF 用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資するとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。
主要投資対象	大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。また、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。
投資態度	①マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。 ②運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50％以上とします。株式以外への資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50％以下とします。 ③実質株式組入について、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。 ④資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑧安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第 61 条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ.投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
マザーファンドの投資態度	①わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。 ②運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。株式への投資は、原則として信託財産総額の 50％以上とします。株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の 50％以下とします。 ③TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークに対するリスクコントロールを重視しつつ、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を目指します。 ④資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物

	取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ⑦外貨建資産への実質投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限
決算日	毎年 10 月 15 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.561%(税抜 0.51%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-2. Ｍ＆Ａアービトラージ戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	東京海上・グローバルM&A戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券
投資態度	① 主として日本を含む世界の株式の中から、公表されたM&A(企業の合併・買収)案件(現金による買収に限ります。)を対象とし、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資するマザーファンドの受益証券に投資します。 ② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行なうことになります。 ③ マザーファンドの運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LP による投資助言をもとに投資判断を行ないます。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として、当ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存期間の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。 ⑦ マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。
マザーファンドの投資態度	① 公表されたM&A(企業の合併・買収)案件(現金による買収に限ります。)の中から、買収成立の可能性が高いと判断する案件を選定し、買収対象企業の株式に投資します。 ② 取引金額、取引に関するリスク分析および期待できる収益の水準等を勘案し、ポートフォリオの構築を行います。 ③ 運用にあたっては、P.Schoenfeld Asset Management LP による投資助言をもとに投資判断を行います。 ④ 原則として、株式への組入比率を高位に維持します。 ⑤ 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑥ 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行なわないことがあります。収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。
信託期間	無期限(2020 年 3 月 10 日当初設定)
決算日	毎年 9 月 8 日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 1.0285%(税抜 0.935%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:東京海上アセットマネジメント株式会社 受託会社三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-3. UBS コモディティ α 戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	世界の商品先物市場全体の値動きにかかわらず、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ハープ・イシュアー・ピーエルシーが発行する債券（円建）（以下「連動債券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、UBS コモディティ α 戦略の成果に概ね連動する連動債券への投資を通じて、世界の商品市場全体の値動きにかかわらず、安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ※ UBS コモディティ α 戦略とは、商品先物取引のロングおよびショートポジションを構築する、リターン源泉の異なる 3 つのサブ戦略に分散投資された戦略をいいます。 ※ 原則として、各サブ戦略の想定元本は信託財産の純資産総額の 100％程度、合計 300％程度とします。 ② 連動債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③ 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5％以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2022 年 9 月 9 日当初設定）
決　算　日	毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日） （第 1 計算期間は 2023 年 6 月 15 日まで）
管理報酬等	純資産総額に対して年率 0.2981％（税抜 0.271％） 配分（税抜） 委託会社 0.25％、販売会社 0.005％、受託会社 0.016％ ※実質的な信託報酬率：純資産総額に対して年率 0.4981%(税込)程度 投資対象連動債券の費用等を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-4. 短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形　　態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	JP モルガン・ストラクチャード・プロダクツ・ビーブイが発行する債券（円建）（以下「連動債券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、連動債券への投資を通じて、短期金利トレンドフォロー戦略を構築し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

	※　短期金利トレンドフォロー戦略とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが開発した、米国および欧州の金利先物を投資対象としたトレンドフォロー戦略で、短期金利からの安定的な収益獲得をめざします。 ※　当戦略の損益部分においては為替ヘッジを行ないます。 ②　連動債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 ③　当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ④　当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	①　株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2023 年 3 月 9 日当初設定）
決算日	毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日） （第 1 計算期間は 2023 年 6 月 15 日まで）
管理報酬等	純資産総額に対して年率 0.2981%（税抜 0.271%） 配分（税抜）　委託会社 0.25%、販売会社 0.005%、受託会社 0.016% ※実質的な信託報酬率：純資産総額に対して年率 0.9881%(税込)程度 投資対象連動債券の費用等を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-5. スパークス・ファンド・匠（FOFs 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	スパークス・シングル・レバレッジドL＆Sマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①　マザーファンド受益証券を通じて、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。以下同じ。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。以下同じ。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 ②　運用にあたっては、原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されてい

	る株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 ③ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 ④ 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ⑤ ショート・ポジションは、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下、「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 ② 原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 ③ 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。 ④ 組入銘柄の選択は、委託者のアナリスト、ファンドマネージャーが個々の会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し決定することができます。 ⑤ 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮することができます。 ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 ⑦ 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ⑧ ショート・ポジションは、信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うこと

	ができます。 ⑩ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ 株式等および派生商品の買建て金額(ロング・ポジション)と株式等および派生商品の売建て金額(ショート・ポジション)の絶対金額での合計金額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。ただし、ヘッジ目的の指数派生商品取引については、合算想定元本の計算から除外されます。 ④ 上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の△10%以上10%以下とします。 ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 0%以上 20%以下とします。 ⑥ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への投資は行いません。 ⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の△10%以上10%以下とします。 ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 0%以上 5%以下とします。 ⑨ 転換社債ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 0%以上 20%以下とします。また、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 0%以上10%以下とします。 ⑩ 有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行うことができます。 ⑪ スワップ取引は約款第 23 条の範囲で行うことができます。 ⑫ 金利先渡取引は約款第 24 条の範囲で行うことができます。 ⑬ 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て(ロング・ポジション)の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑭ 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て(ショート・ポジション)の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑮ デリバティブ取引等(金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額(金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。)として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の 80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。 ⑯ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(2024 年 2 月 28 日設定)
決算日	年 1 回:原則として毎年 11 月 18 日(休業日の場合は翌営業日)
管理報酬等	日々の信託財産の純資産総額に対して年率 1.10%(税抜 1.00%)を乗じて得た額とします。

	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 内訳(税抜):委託会社 0.95%、販売会社 0.02%、受託会社 0.03% ＜実績報酬＞ ハイ・ウォ―ター・マーク超過分の 22%(税抜 20%) ※実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間終了日までは 1 万円とします。 ＜監査報酬＞ 監査費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率 0.055%(税抜 0.05%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ＜その他費用＞ 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
ファンドの関係法人	委託会社:スパークス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社(再信託先:株式会社日本カストディ銀行)
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-6. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロック UK エクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド」の円ヘッジクラス I 投資証券 (円建)

形態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託(会社型投資信託)/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	本ファンドは、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。
主要投資対象	英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。
投資態度	①ファンドの純資産の少なくとも 70%を英国企業、英国に主要な業務基盤がある企業または英国証券取引所を主要な取引所として上場している企業の株式もしくは株式関連の派生商品等(以下、「英国関連株式等」といいます)へ投資を行います。 ②英国関連株式等に投資を行い、ロングショート(買い建ておよび売り建て)ポジションを構築します。 ③プラスの絶対収益を追求するため、デリバティブ取引を積極的に活用します。
主な投資制限	①同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の 10%以下とします。 ②純資産総額の 5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の 40%を超えないものとします。 ③純資産総額の 10%を超える借入れは行いません。 ④有価証券の空売りは行いません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限 (2016 年 8 月 18 日設定)
決算日	5 月 31 日

管理報酬等	運用報酬:年率 0.75% 運用実績報酬:ハードルレート(3ヶ月 SONIA 複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ)を上回る部分につき 20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用(管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます)、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの関係法人	管理会社:ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー 投資運用会社:ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド 保管会社兼管理事務代行会社:ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社: J.P.モルガン・エスイー ルクセンブルグ支店

X-7. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JP モルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド-JPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ(Iクラス)(円ヘッジ)」の投資証券(円建)

形態	ルクセンブルグ籍の外国投資証券/円建
運用の基本方針	主として世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマークを上回る資産の成長を目指します。
主要投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引(通貨に係るものを含む)等
投資態度	①主として、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引も活用しながら投資し、ベンチマーク(ICE BofA ESTR ユーロ O/N 物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)(ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return))を上回る投資成果をめざします。 ②グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行ないます。また、伝統資産・非伝統資産を活用して、世界動向や変化を生かす機動的なポートフォリオの構築を行ないます。 ③デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。 ④外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資することがあり、ユーロ以外の通貨建て資産については当該通貨売りユーロ買いの為替取引を行なうことがあります。また、JPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ(I クラス)(円ヘッジ)においては、原則として JPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ(I クラス)(円ヘッジ)の純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り円買い等の為替取引を行ない、円に対するユーロの為替変動リスクの低減を目指します。
主な投資制限	①1企業に対する投資比率は、サブファンドの総資産額の 10%以下とします。 ②サブファンドの総資産額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、サブファンドの総資産額の 40%以下とします。
収益の分配	原則として分配を行ないません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	運用報酬:年率 0.60% 管理手数料:年率上限 0.11% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
ファンドの関係法人	投資顧問会社: JPMorgan Asset Management (UK) Limited 管理会社: JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l. 保管会社: J.P. Morgan SE - Luxembourg Branch
ベンチマーク	ICE BofA ESTR ユーロ O/N 物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)(ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return)
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-8. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ」が発行する「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・ファンド」の ZH (JPY)クラス投資証券（円建）

形態	ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人/円建て
運用の基本方針	3年のローリング期間において、インカムおよびキャピタルゲインによってあらゆる市場環境でプラスの絶対リターンとなることを目指して運用を行います。
主要投資対象	世界各国の通貨、ソブリン債、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ及び先物、株式指数スワップ及び先物等
投資態度	①新興国、フロンティア諸国を含めたグローバル市場の通貨、金利、ソブリン・クレジット、株式に分散投資します。 ②世界各国に対するファンダメンタルズ分析とリスク要因分析を組み合わせたボトム・アップにより投資決定します。 ③投資プロセスの各段階においてリスク管理を重視し、投資目標から逸脱する可能性に備えてポートフォリオ全体のリスクを監視します。 ④ロングおよびショートポジションに分散投資する戦略により伝統資産との相関を抑えながら安定した収益の獲得を目指します。 ⑤デリバティブ取引を積極的に活用し投資します。
主な投資制限	①通貨のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100％～+100％を目指します。 ②金利のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100％～+100％を目指します。 ③ソブリン・クレジットのネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-100％～+100％を目指します。 ④株式のネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の-20％～+20％を目指します。 ⑤金融デリバティブ商品の原資産のポジション及びエクスポージャーは直接投資に起因するポジション関連と合わせて UCITS 通知に規定される投資制限を超過して投資しません。
収益の分配	無し
信託期間	無制限
決算日	12 月 31 日
管理報酬等	運用報酬等:年率 0.80％ 事務代行報酬等:年率 0.10％(上限 0.25％) 登録税:年率 0.01％ ヘッジ費用:年率 0.03％(上限) 新興国資産に係る保管費用:年率 0.25％(上限) ※ただし、上記の他に、有価証券等の売買に係る費用・税金その他の取引関連費用、訴訟費用、その他の費用・税金等がファンドから実費にて支払われます。
ファンドの関係法人	管理会社:MSIM ファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド 副投資顧問会社:イートンバンス・マネジメント、イートンバンス・アドバイザーズ・インターナショナル・リミテッド 管理事務代行会社:J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店 保管会社:J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店 レジストラー、トランスファー・エージェント:CACEIS バンクルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし

X-9. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ピクテ TR」が発行する「アトラス　HJ　JPY（円ヘッジ)」の投資証券（円建）

形　　態	ルクセンブルグ籍追加型投資信託(会社型投資信託)/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	投資対象ファンドの投資目的は世界株式へのロング・ショート戦略での投資によって長期的な絶対リターンを追求し投資元本の成長を目指すことです。
主要投資対象	ファンドは主に株式、株式関連証券(普通株あるいは優先株など)、預金、マネーマーケット商品に投資します。
投資態度	① 伝統的なロング・ポジションに加え、金融派生商品の利用による合成(synthetic)ロング並びにショート・ポジションを取ります。 ② ファンドは主に株式、株式関連証券(普通株あるいは優先株など)、預金、マネーマーケット商品に投資します。 ③ ファンドはあらゆる国(新興国を含む)、セクター、通貨に投資します。ただし、市場の状況によっては、単一国あるいは特定の国、単一セクター、単一通貨、単一資産クラスに限定して投資することがあります。
主な投資制限	①ファンドは預託証券(ADR、GDR、EDR)へは無制限に投資できますが、リートへは純資産の 20%まで投資することができます。 ②ファンドは(i)QFII 枠や ROFII 枠(ii)上海・香港ストック・コネクトを通じて中国 A 株に純資産の 10%まで投資することができます。また金融派生商品を使って中国 A 株に投資することができます。 ③ファンドは非投資適格証券(ディストレスト並びにディフォルト証券を含む)に純資産の 10%まで投資することができます。 ④転換社債への投資は純資産の 10%を超えることはできません。 ⑤ルール 144A 証券への投資は純資産の 10%を超えることはできません。
収益の分配	無し
信託期間	無期限 (2016 年 11 月 15 日設定)
決　算　日	毎年 12 月 31 日
管理報酬等	運用報酬:0.90%(2024 年 8 月末現在、上限 1.40%) 管理報酬等:サービス手数料 0.18%(2024 年 8 月末現在、上限 0.30%)、受託銀行手数料 0.02%(2024 年 8 月末現在、上限 0.15%) 成功報酬:ハードルレートである Tokyo Overnight Average Rate(TONAR)(2024 年 6 月末現在)超過分の 20% 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券等の売買・保管にかかる費用、現地登録代行・名義書換事務代行・管理事務代行にかかる費用、海外の代行報酬、目論見書等の作成等費用、当局および取引所への登録等費用、定期の報告書その他法定の書面の作成等費用、純資産価額の計算費用、受益者への報告書の作成等費用、法律顧問費用、信託財産の監査費用、広告費用が含まれます。
ファンドの関係法人	管理会社: ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社: ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管会社・管理事務代行会社: BNP パリバ、ルクセンブルグ・ブランチ 名義書換事務代行会社・支払事務代行会社:ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし

X-10. ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロック・システマティック・ＵＳ・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド」のクラスＩ２円ヘッジ投資証券（円建）

形　　態	ルクセンブルク籍追加型投資信託(会社型投資証券)/円建て円ヘッジ
運用の基本方針	市場動向に左右されない投資収益の達成を目標に運用を行ないます。
主要投資対象	米国、カナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等を主要な投資対象とします。

投資態度	①株式等に投資するロングショート（買い建ておよび売り建て）ポジションをＥＳＧの観点も考慮しながら構築することにより、市場動向に係わらずプラスの絶対収益の追求を目指します。 ②ファンドの純資産の少なくとも70%を米国の株式もしくは株式関連の派生商品等へ投資を行ないます。またカナダおよびラテンアメリカ諸国の株式および株式関連の派生商品等にも投資を行ないます。 ③実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ④資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
収益の分配	無し
信託期間	無期限（2018年3月28日設定）
決算日	5月31日
管理報酬等	運用報酬：年率1.00% 運用実績報酬：ハードルレート（3ヶ月SOFR複利、後決めおよびスプレッド調整 円ヘッジ）を上回る部分につき20% 上記の他、信託財産にかかる租税、事務費用（管理事務代行会社費用、名義書換事務代行費用、信託財産の監査にかかる費用、法律顧問費用等含みます）、組入有価証券等の売買および保管にかかる費用、借入金にかかる利息等がファンドの信託財産から負担されます。
ファンドの関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. 保管会社兼管理事務代行会社：ステート・ストリート・バンク・インターナショナルＧｍｂＨ、ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社： J.P.モルガン・エスイー　ルクセンブルグ支店
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

X-11. ケイマン籍の外国投資法人「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」が発行する「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」のJPYクラス投資証券（円建）

形態	ケイマン諸島籍/外国籍投資法人投資証券/円建て(円ヘッジ)
運用の基本方針	投資法人財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界各国の株式、デリバティブ取引など
投資態度	①主として、世界各国(日本を含みます)の企業の株式を主要投資対象とします。なお、上場デリバティブ商品等に投資することもあります。 ②公表された合併･買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、又は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品を活用することもあります。 ③ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与し、これに基づき確信度、リスク／報酬/ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジションを決定します。 ④為替変動リスクを回避するために対円での為替ヘッジを行います。
主な投資制限	①投資法人財産を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 ②投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。 ③一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の 50%超を超える株式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。 ④流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。

	⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑥単一の企業が発行する証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の 35%を超えないものとします。 ⑦投資信託証券への投資は行いません。 ⑧デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	なし
信託期間	無期限(2019 年 9 月 11 日当初設定)
決算日	12 月 31 日
管理報酬等	運用報酬:年率 1.0% 成功報酬:月末最終営業日時点の 1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過部分の 15% その他の費用(監査報酬、保管銀行・管理事務代行会社費用、法定書類作成費、法定手続に関する費用、法務費用、ファンドの設立にかかる費用、投資に関係する専門家費用、有価証券売買時の売買委託手数料やデリバティブ取引費用等)が投資法人財産から支払われます。
ファンドの関係法人	投資運用会社:UBS アセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー 保管銀行・管理事務代行会社: MUFG オルタナティブ・ファンド・サービシーズ(アイルランド)・リミテッド
ベンチマーク	該当なし
ベンチマークについて	該当なし
その他	該当なし

X-12. アイルランド籍の外国証券投資法人「ノムラ・ファンズ・アイルランド」が発行する「グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド」のⅠ JPY ヘッジドクラス投資証券(円建)

形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て
運用の基本方針	インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	企業、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付(物価やその他指数に連動するもの)の債券および債券関連証券等(以下、債券および債券関連証券等といいます。)を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。
投資態度	①債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ②投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいは S&P 社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の 30%以内で投資することができます。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の 100%を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。 ④効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。 ⑤組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	① 新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

	② ローン等への投資は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ③ 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	無分配
信託期間	無期限(2018 年 3 月 22 日設定 I JPY ヘッジドクラス)
決算日	12 月 31 日
管理報酬等	信託報酬:純資産総額の 0.6675%以内 (年率) その他の費用 :信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。
ファンドの関係法人	管理会社:ブリッジ・ファンド・マネジメント リミテッド 投資顧問会社:ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド 保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ (アイルランド) リミテッド 管理事務代行会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ (アイルランド) リミテッド 名義書換事務受託会社:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ (アイルランド) リミテッド
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

(注) については、2025 年 3 月 8 日に追加予定です。

[注記]

ケイマン諸島投資信託「ダイワ"RICI"ファンド」(以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。)はJames Beeland Rogers、Jim RogersまたはBeeland Interests. Inc. (以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。)により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim RogersまたはBeeland Interests. Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

[指定投資信託証券の委託会社等について]

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

大和アセットマネジメント株式会社

1959 年 12 月 12 日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960 年 2 月 17 日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960 年 4 月 1 日	営業開始
1985 年 11 月 8 日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995 年 5 月 31 日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995 年 9 月 14 日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

2007 年 9 月 30 日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号）
2020 年 4 月 1 日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024 年 10 月 1 日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

※ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

平成 11 年 11 月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
平成 11 年 12 月	投資顧問業（助言）登録
平成 12 年 5 月	投資一任業務認可取得
平成 13 年 4 月	投資信託委託業認可取得
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行にともなう金融商品取引業者の登録

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

2004 年 4 月 8 日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005 年 10 月 7 日	社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
2007 年 9 月 30 日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011 年 1 月 11 日	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016 年 4 月 28 日	第二種金融商品取引業登録
2016 年 7 月 1 日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017 年 10 月 2 日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020 年 4 月 1 日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

※2012 年 7 月 2 日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

1928 年	米国最初のバランス型ミューチャル・ファンドであるウエリントン・ファンドを設立
1933 年	ウエリントン・マネージメント社が運用会社として有限会社化
1967 年	独立系投資顧問会社ソーンダイク・ドーラン・ペイン・アンド・ルイス社と合併
1979 年	主要社員の買収により、パートナーシップによる保有形態へと移行
1996 年	マサチューセッツ州のパートナーシップ法により有限責任（リミテッド）パートナーシップ形態となる（旧WMC）
2015 年	1 月 1 日付でウエリントン・マネージメント・グループ・エルエルピーに社名変更し、持ち株会社事業に特化 新たにデラウェア州籍の事業運営会社ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（新WMC）を設立し、旧WMCより投資運用業務を継承

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985 年 7 月 1 日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始
1995 年 4 月 4 日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年 4 月 27 日、証券投資信託委託業務を開始
1998 年 7 月 1 日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始

2000年5月8日　定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日　会社設立
1998年6月16日　証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日　投資顧問業登録
1999年6月24日　投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日　スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日　「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日　「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日　金融商品取引業登録
2021年4月1日　フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更
2024年10月1日　パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

1980年12月19日　第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日　社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日　大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日　社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日　投資顧問業者の登録
2002年 6月11日　投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日　ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日　社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日　株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日　金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日　会社設立
平成14年4月1日　ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

アセットマネジメント One 株式会社

1985年7月1日　会社設立
1998年3月31日　「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日　証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日　第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日　「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日　DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメント One 株式会社に変更

明治安田アセットマネジメント株式会社

1986 年 11 月	コスモ投信株式会社設立
1998 年 10 月	ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
2000 年 2 月	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
2000 年 7 月	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
2009 年 4 月	商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
2010 年 10 月	安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

1986 年 2月 25 日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987 年 2月 20 日	投資顧問業の登録
1987 年 9月９日	投資一任業務の認可取得
1991 年 6月１日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998 年 1月１日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998 年 3月３日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998 年 3月 31 日	証券投資信託委託業の免許取得
2002 年 7月１日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年 9月 30 日	金融商品取引業者として登録
2010 年 10 月１日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020 年 4月１日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

PGIM ジャパン株式会社

1988 年 12 月	(PAMJ) プルデンシャル投資顧問株式会社設立
1998 年 9 月	(PIJ) プルデンシャル三井トラスト投信株式会社設立
2000 年 4 月	(PAMJ) プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2000 年 4 月	(PIJ) プルデンシャル投信株式会社へ商号変更
2001 年 11 月	(PIMJ Inc) 米国デラウェア州にプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク設立
2002 年 2 月	(PIMJ Inc) 関東財務局に投資顧問業者として登録される
2002 年 11 月	(PIMJ Inc) 投資一任業務の認可及び、投資信託委託業の認可を受ける
2002 年 12 月	(PIMJ Inc) プルデンシャル投信株式会社とプルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社よりそれぞれの営業の全部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始

※上記は当社の前身となる企業の沿革です。各企業はそれぞれ以下の略称にて表記しております。プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（PAMJ）、プルデンシャル投信株式会社（PIJ）、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク（PIMJ Inc）
※当社は 2006 年 9 月に PIMJ Inc より事業譲渡を受けました。以下、当社の沿革です。

2006 年 4 月	プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
2006 年 6 月	関東財務局に投資顧問業者として登録される
2006 年 8 月	投資一任業務の認可及び投資信託委託業の認可を受ける
2006 年 8 月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ商号変更
2006 年 9 月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクから事業の全

部譲渡を受け、投資信託委託業および投資顧問業の営業を開始
2007 年 9 月　関東財務局に金融商品取引業者として登録される
2017 年 10 月　PGIM ジャパン株式会社へ商号変更

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

1998 年 11 月 6 日　ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
1998 年 11 月 30 日　投資顧問業者の登録 関東財務局長 第 828 号
1999 年 12 月 9 日　投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第 21 号
2000 年 1 月 1 日　会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
2000 年 5 月 18 日　証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第 28 号
2001 年 10 月 1 日　会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
2007 年 9 月 30 日　金融商品取引法の規定に基づく登録 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 406 号
2007 年 11 月 1 日　会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更
2020 年 4 月 1 日　会社名をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

RBC グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

2001 年 7 月　英国にて会社設立
2006 年 11 月　ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシー、ロンドン証券取引所上場
2010 年 12 月　ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーがロイヤル・バンク・オブ・カナダ（RBC）の 100％子会社となり、上場廃止
2011 年 1 月　ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーをブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドに社名変更
2012 年 4 月　ブルーベイ・アセット・マネジメント・リミテッドをブルーベイ・アセット・マネジメント・サービシーズ・リミテッドに社名変更、同時に新たにブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーを設立し、投資運用事業を含む全てのビジネスを同社に移管
2023 年 4 月　RBC の資産運用部門の英国拠点である RBC グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドとブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーは、2023 年 4 月 1 日付けで事業統合し、RBC グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ社名変更

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

1985 年7月 15 日　三生投資顧問株式会社設立
1987 年2月 20 日　証券投資顧問業の登録
1987 年6月 10 日　投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年1月1日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年2月5日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年1月 27 日　証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月1日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年4月1日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年4月1日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

野村アセットマネジメント株式会社

1959 年 12 月 1 日　野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000 年 11 月 1 日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド

1984 年 Nimco Europe Limited 設立

1987 年 Nomura Capital Management (U.K.) Limited.に商号変更

1997 年 Nomura Asset Management U.K. Limited に商号変更
（野村アセットマネジメント株式会社の 100％子会社）

バリューパートナーズ

1993 年　・バリュー・パートナーズが香港にて設立される
・旗艦の Classic ファンドを設定

1998 年　・マニュライフとの提携を開始し、2006 年以降で香港最大の積立強制基金（MPF）の運用を支援

2002 年　・高配当株式ファンドを設定

2007 年　・バリュー・パートナーズグループ・リミテッドが香港証券取引所のメインボードに上場

2008 年　・HSBC が当社の販売パートナーに

2009 年　・中国および海外市場でのプレゼンス確立を開始

2012 年　・グループ初の債券リテールファンドを設定

2013 年　・中国最大の銀行である中国工商銀行との提携開始

2014 年　・シンガポールオフィスを設立し、東南アジアに進出

2015 年　・QDLP ライセンス（適格国内有限責任投資組合）を取得し、中国での私募ファンド事業を拡大

2016 年　・バリュー・パートナーズ・ロンドンオフィス・オープン

2017 年　・グループ初のグローバル・新興市場ファンドを設定ならびにプライベートエクイティ不動産事業を新設

2018 年　・バリュー・パートナーズ・クアラルンプールオフィス・オープン
・当社のクラシックファンドは MRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム）の認可取得

2019 年　・当社の高配当株式ファンドは MRF(中国本土・香港ファンド相互承認スキーム）の認可取得

2020 年　・オンショア私募投資顧問業の資格取得

2021 年　・初の環境配慮型のテーマファンドを設定

FIL ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
フィデリティ投信株式会社

（2 社が所属する FIL リミテッド*の沿革）

1969 年　フィデリティ・インターナショナルの前身が設立され、初の海外拠点として東京にオフィスを開設。

1973 年　ロンドンにオフィスを開設。

1981 年　香港にオフィスを開設。

1986 年　台湾にオフィスを開設

1986 年　英国国内の年金向け資産運用業務を開始。

1987 年　英国で初めて個人株主制度(Personal Equity Plan:PEP)を提供開始。

1990 年　欧州およびアジア市場向けに 17 本の外国籍投信（ルクセンブルグ籍）を設定・提

供開始。

1994 年　英国で確定拠出年金ビジネスの提供を開始。

2000 年　アラブ首長国連邦、韓国、イタリアにオフィスを開設。

2004 年　上海にオフィスを開設。

2011 年　ブラジルにオフィスを開設。

*FIL リミテッドはフィデリティ・インターナショナルとしての事業を行っている企業グループの持ち株会社です。

ブラックロック

（海外法人に関しては、全てブラックロック全体として記載しております。）

1988 年　BlackRock 設立

1995 年　PNC の関係会社として債券運用を行う

1996 年　PNC のオープン・エンド型投信の運用を担当

1998 年　PNC 傘下の株式、債券、流動性資産及びミューチュアル・ファンド運用を BlackRock の下に統合

1999 年　ニューヨーク証券取引所において新規株式公開を実現し、PNC が主要株主となる

2000 年　リスク管理及びテクノロジー・サービスを提供する BlackRock SolutionsR ブランドを設立

2005 年　State Street Research and Management 及び SSR Realty を買収

2006 年　Merrill Lynch Investment Managers と合併

2007 年　Quellos Group, LLC よりファンド・オブ・ファンズ・ビジネスを買収

2008 年　BlackRock SolutionsR にフィナンシャル・マーケット・アドバイザリー・ビジネスを新設

2009 年　Bank of America による Merrill Lynch 買収完了
R3 Capital Partners より運用プロフェッショナルを採用
Barclays Global Investors（BGI）と合併

2012 年　Guggenheim Partners, LLC より Claymore Investments, Inc.を買収
Swiss Re Private Equity Partners AG を買収

2013 年　Credit Suisse より ETF 事業を買収
MGPA（独立系プライベート・エクイティ不動産投資アドバイザー）を買収

2015 年　FutureAdvisor（デジタル・ウェルス・マネジャー）を買収

2016 年　BofAR Global Capital Management の MMF の運用プラットフォームの買収

2017 年　First Reserve Energy infrastructure Funds を買収

2018 年　Tennenbaum Capital Partners（ミドル・マーケット運用マネジャー）を買収
Citigroup より Citibanamex Asset Management 事業を買収

2019 年　eFront（オルタナティブ運用管理の包括的なソフトウェア・ソリューション・プロバイダー）を買収

2021 年　Aperio（カスタムメードの株価指数の開発・運用会社）を買収

2023 年　Kreos Capital（プライベート・デット運用会社）を買収

2024 年　SpiderRock Advisors（オプション・オーバーレイ戦略プロバイダー）を買収
Global Infrastructure Partners（インフラストラクチャー投資ファンド）を買収

JP モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
JP モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

（三社が所属する J. P. モルガン・アセット・マネジメント*の沿革を記載致します。）

1799 年　ザ・バンク・オブ・マンハッタン・カンパニーを設立（チェース・マンハッ

タン銀行の前身）

1830 年　JP モルガンの基礎が築かれる

1868 年　Sessions and Co. を設立　（バンク・ワンの前身）

2000 年　ザ・チェース・マンハッタン・コーポレーションが JP モルガン・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドと合併。持株会社 J.P. モルガン・チェース・アンド・カンパニーが誕生。

2004 年　JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーとバンクワン・コーポレーションが合併

2005 年　その傘下の資産運用部門 J.P. モルガン・アセット・マネジメントが誕生

*J.P. モルガン・アセット・マネジメントは、JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（同社が所属するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの沿革）

1935 年 9 月　モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー（現在のモルガン・スタンレー）を創設

1975 年 12 月　モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・インク（現在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、米国法人）を創設し、資産運用業務を開始

1986 年　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドを英国へ設立

1996 年 1 月　ミラー・アンダーセン・アンド・シェラードを買収

1996 年 10 月　ヴァン・キャンペン・アメリカン・キャピタル・インクを買収

1997 年 5 月　ディーン・ウィッター・ディスカバー・アンド・カンパニーとの合併により、モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アンド・カンパニーとなる

2000 年 9 月　3 つの資産運用部門（モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・アドバイザーズ、ヴァン・キャンペン・ファンズ、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント／ミラー・アンダーセン・アンド・シェラード）の業務運営機能を一元化し、社名をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントに変更

2003 年 11 月　モルガン・スタンレー・インベストメンツ LP がモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクと合併

2005 年 7 月　モルガン・スタンレー・オルタナティブ・インベストメント・パートナーズを完全子会社化

2010 年 6 月　事業再編の一環として、米国法人における一部事業（ヴァン・キャンペン・インベストメンツ他）をインベスコ・グループへ譲渡

2021 年 3 月　モルガン・スタンレーが運用会社であるイートンバンスを買収し、二つの運用会社を統合

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ

2005 年８月　ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ設立（スイス、ジュネーブ）

2005 年 11 月　ＦＩＮＭＡ（スイス連邦金融市場監督機構、旧スイス銀行監督委員会）登録

2006 年１月　1967 年以来、グループ会社であるピクテ・アンド・シー・エス・エイが行なってきたスイス機関投資家向け資産運用ビジネスを移管

2006 年６月　ＳＥＣ（米国証券取引委員会）登録

2015 年４月　組織再編によりピクテ・ファンド・エス・エイ（1996 年設立、スイス投資信託運用会社）とピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイが合併。存続会社であるピクテ・ファンド・エス・エイの社名をピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイに変更。

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

1995 年8月　ピクテ・インターナショナル・マネジメント（SEC）リミテッド設立（英国ロンドン）

1995 年9月　IMRO（英国投資顧問規制機構）登録

1996 年 12 月　ピクテ・インターナショナル・マネジメント・リミテッドに社名変更

2001 年 12 月　FSA（英国金融サービス機構、現FCA（英国金融行為規制機構））登録

2006 年1月　ピクテグループ組織再編によりピクテ・アセット・マネジメントUK（オールドPAM）LTD（1980 年米国SEC登録運用会社）の全ての業務をピクテ・インターナショナル・マネジメント・リミテッドに譲渡。
同社はピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドに社名変更

グッゲンハイム パートナーズ・インベストメント・マネジメント LLC

（同社を 100％保有するグッゲンハイム パートナーズの沿革）

1999 年　ソロモン・R・グッゲンハイムのひ孫であるピーター・O・ローソンジョンストン二世とのパートナシップにより、グッゲンハイム・パートナーズを設立。

2001 年　グッゲンハイムパートナーズがミッドランド・アドバイザーズ・カンパニー（以下「MAC」）を買収。MAC は、1998 年より保険会社の資産ポートフォリオの運用をしていた。
それとは別にハイイールドおよびバンクローンのポートフォリオを運用するためにグッゲンハイム・インベストメント・マネジメント LLC を設立。

2003 年　U.S. Bank Loans 戦略の運用開始。

2005 年　MAC の投資スタイルおよび投資プロセスを踏襲するグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメント LLC を設立。より多様な機関投資家の資産を運用。

2011 年　グッゲンハイムパートナーズのグローバルな資産運用業務および投資顧問業務を行う部門の組織の名称としてグッゲンハイムインベストメンツを利用開始。

2012 年　組織の簡素化を図り、SEC 登録のグループ内投資運用会社 2 社を統合。グッゲンハイム・インベストメント・マネジメント LLC とグッゲンハイム・パートナーズ・アセット・マネジメント LLC が統合し、2012 年 6 月 30 日よりグッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント LLC として新組織が発足。

2014 年　グッゲンハイム東京オフィスの開設を発表。

2015 年　グッゲンハイムパートナーズの日本における現地法人であるグッゲンハイム パートナーズ株式会社が第一種及び第二種金融商品取引業並びに投資助言・代理業のライセンスを取得。

2019 年　グッゲンハイム パートナーズ株式会社が投資運用業のライセンスを取得。

ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

1989 年　米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始

1995 年　アルゴリズム・トレーディングを導入

1998 年　米国以外の株式戦略の運用を開始

2004 年　プライベート・エクイティ会社の TA アソシエイツがニューメリック株式の 50％超の株式を取得

2010 年　新興国株式戦略の運用を開始

2014 年　ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の 82％を取得、グループ傘下に統合

2019 年　マン・グループがニューメリックの全株式を取得

りそなアセットマネジメント株式会社

2015 年 8 月 3 日　設立登記

2015 年 8 月 26 日　金融商品取引業（投資運用業（投資信託委託業））登録

2015年 9月16日　営業開始
2017年 7月 7日　資本金10億円に増資
2018年11月 2日　投資助言・代理業（投資助言業）登録
2018年12月1日　投資助言業務開始
2019年4月1日　投資運用業（投資一任業）届出・業務開始
同日　投資一任契約の媒介業務届出・業務開始
2020年1月1日　りそなグループの運用機能を集約

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

（同社を実質的に100％保有するティー・ロウ・プライス・グループ・インクの沿革）

1937年　アメリカ・メリーランド州ボルティモアにて創業
1950年　ティー・ロウ・プライス最初の米国ミューチュアルファンドを設定
1971年　債券運用を開始
1979年　ロウ・プライス-フレミング・インターナショナル設立
1980年　グローバル株式運用を開始
1982年　東京駐在事務所開設
1986年　新規株式公開
2018年　ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社営業開始

ロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシー

1929年　設立
1932年　債券に投資する米国投資信託を設定
1971年　債券マルチセクター型で転換社債やハイ・イールド債にも投資する米国投資信託を設定
2005年　日本に事務所開設

UBS アセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー

1972年5月　UBS Global Asset Management (New York) 設立
2003年12月　UBS Global Asset Management (New York)はUBS Global Asset Management (Americas) Inc.と合併、商号変更
2015年10月　UBS Asset Management (Americas) Inc.に商号変更
2024年3月　UBS Asset Management (Americas) LLCに商号変更

東京海上アセットマネジメント株式会社

1985年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
1987年 2月　投資顧問業者として登録
同年 6月　投資一任業務認可取得
1991年 4月　国内および海外年金の運用受託を開始
1998年 5月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
2007年 9月　金融商品取引業者として登録
2014年 4月　東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
2016年10月　東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

Global X Management Company LLC.

2009年　最初のETFを設定

2010年　最初のテーマ型投資ETFを設定

2011年　最初のインカム着目ETFを設定

2020年　最初のアクティブ運用ETFを設定

※Global X Japan株式会社は、Global X Management Company, Inc.、株式会社大和証券グループ本社、および大和アセットマネジメント株式会社の合弁会社です。

キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
（同社が所属するキャピタル・グループの沿革）

1931年	世界大恐慌期に、米国ロサンゼルスで創業
1940年	同社設立
1958年	キャピタル・システム(TM)を利用した運用を開始
1969年	米国外の投資家向けにグローバル株式運用の提供を開始
1973年	米国の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始
1986年	キャピタル・グループの東京拠点として、キャピタル・インターナショナル株式会社設立
2015年	日本を含むアジアおよび欧州の投資家向けにニューパースペクティブ運用を開始

アムンディ・ジャパン株式会社

1971年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立
1980年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
1998年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
1998年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
2004年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
2010年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更

リーガル & ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド（LGIM）

1971年	英国にて会社設立、アクティブ債券ファンドの運用を開始
1986年	グループ外の投資家より初となるインデックス運用を受託
1987年	Legal & General Property（不動産運用戦略）の運用開始
1988年	Legal & General Venture Capital（プライベート・エクイティ戦略チーム）発足
2001年	英国初となるLDI（年金債務対応運用）戦略の運用開始
2006年	LGIM Americaを設立し、シカゴを拠点に米国の投資家向けに債券運用およびLDI運用などを提供
2012年	香港オフィスを開設
2017年	日本にリーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（LGIM ジャパン）を設立

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

2006年4月	持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を

	設立
2006 年 10 月	商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更 投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継
2007 年 9 月	金融商品取引業者として登録 登録番号：関東財務局長（金商）第 346 号
2010 年 7 月	スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始

ピムコジャパンリミテッド

1997 年 12 月	英領ヴァージン諸島法に基づき設立
1998 年 1 月	投資顧問業者登録
1999 年 3 月	投資一任契約に係る業務認可取得
2000 年 5 月	証券投資信託委託業に係る認可取得
2007 年 9 月	金融商品取引業登録　関東財務局長（金商）第 382 号

３【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、値動きのある有価証券等を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

各ファンドにおける、基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

	株価			公社債の価格			リートの価格	商品先物取引	デリバティブ取引	外国為替予約取引	オルタナティブ戦略・資産	為替変動			カントリー・リスク		その他
		新興国	空売り		新興国	転換社債							新興国	為替ヘッジ		新興国	
FW日本株式セレクト	●																●
FW外国株式セレクト	●	●										●	●		●	●	●
FW外国株式EM+	●	●										●	●		●	●	●
FW日本債券セレクト				●										●	●		●
FW外国債券セレクト				●								●			●		●
FW外国債券EM+				●	●							●	●		●	●	●
FWJ-REITセレクト							●										●
FW外国REITセレクト							●					●			●		●
FWコモディティセレクト	●	●		●				●	●	●		●	●		●	●	●
FWヘッジファンドセレクト	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※指定投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場

合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
＜新興国＞
新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
＜空売り＞
株式を売建てしている場合、当該銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ハイ・イールド債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
＜新興国＞
新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
＜転換社債＞
転換社債の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動等の影響を受けて変動します。転換社債の市場は、上場株式等の市場と比較して一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる場合があると考えられます。転換社債の価格は、発行企業の信用状況によっても変動します。特に、発行企業が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は下落します。格付けの低い、および格付けの無い転換社債は、格付けが高い転換社債と比較して、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク
イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえ

ます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④　商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行なう場合、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きおよび商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。

・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。

・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1 営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。

・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。

・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

⑤　デリバティブ取引の利用に伴うリスク

デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。

また、デリバティブ取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

有価証券指数等先渡取引を取引対象とする場合、取引相手方の信用状況が著しく悪化する信用リスク、合理的な条件で取引を行なう相手方が見出せなくなることによる流動性リスク等があります。

⑥　外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で通貨の売買を行なう契約のことをいいます。買建てた通貨が売建てた通貨に対して下落した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑦　オルタナティブ戦略・資産にかかるリスク・留意点

オルタナティブ戦略・資産での運用においては、実質的な投資対象市場の価格が上昇した場合でも、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

レバレッジを利用する場合には、実質的な投資対象市場における値動き以上の損失をもたらす場合があります。また、市場環境によっては、オルタナティブ戦略・資産での運用が効

果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。
オルタナティブ戦略・資産の例として、以下のものを挙げます。

イ．マーケット・ニュートラル戦略（現物株式のポートフォリオが有する株式市場全体の動きに依存して変動する要素（マーケット・リスク）を株価指数先物取引の売建てを利用して可能な限りヘッジすることをめざす戦略）に基づく運用を行なう場合

・株価指数先物取引の売建てを利用しますので、組入れている現物株式の株価が上昇しても、基準価額が下落する場合があります。
・株式と株価指数先物の価格変動の差異その他の事情により、マーケット・リスクを完全にヘッジできないことがあります。
・現物株式のポートフォリオのパフォーマンスが市場全体のパフォーマンスに劣後する場合、基準価額が下落する可能性があります。
・現物株式取引、株価指数先物取引から発生する売買委託手数料等は、基準価額が下落する要因となります。

ロ.株式などのロング･ショート戦略(割安と判断される銘柄を買建て(ロング･ポジション)、割高と判断される銘柄を売建て(ショート･ポジション)するという 2 つのポジションを組み合わせる投資戦略）に基づく運用または裁定取引を行なう場合

・ロング・ショート戦略では、投資対象市場の動向による影響を受けにくい運用をめざしますが、その影響を全て排除できるわけではありません。
・投資対象市場やロング（買建て）・ショート（売建て）戦略により保有する株式などの値動きの見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因になります。
・ただし、レバレッジを活用して取引を行なう場合には、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

※　ロ.およびハ.は代表的な戦略の例であり、当ファンドが採用する戦略はこれらに限定されません。

⑧　為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

＜新興国＞

新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

＜為替ヘッジ＞

投資する指定投資信託証券において為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

⑨　カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

＜新興国＞

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

⑩　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW 日本株式セレクト」および「FW J-REIT セレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。

② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW 日本株式セレクト」および「FW J-REIT セレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

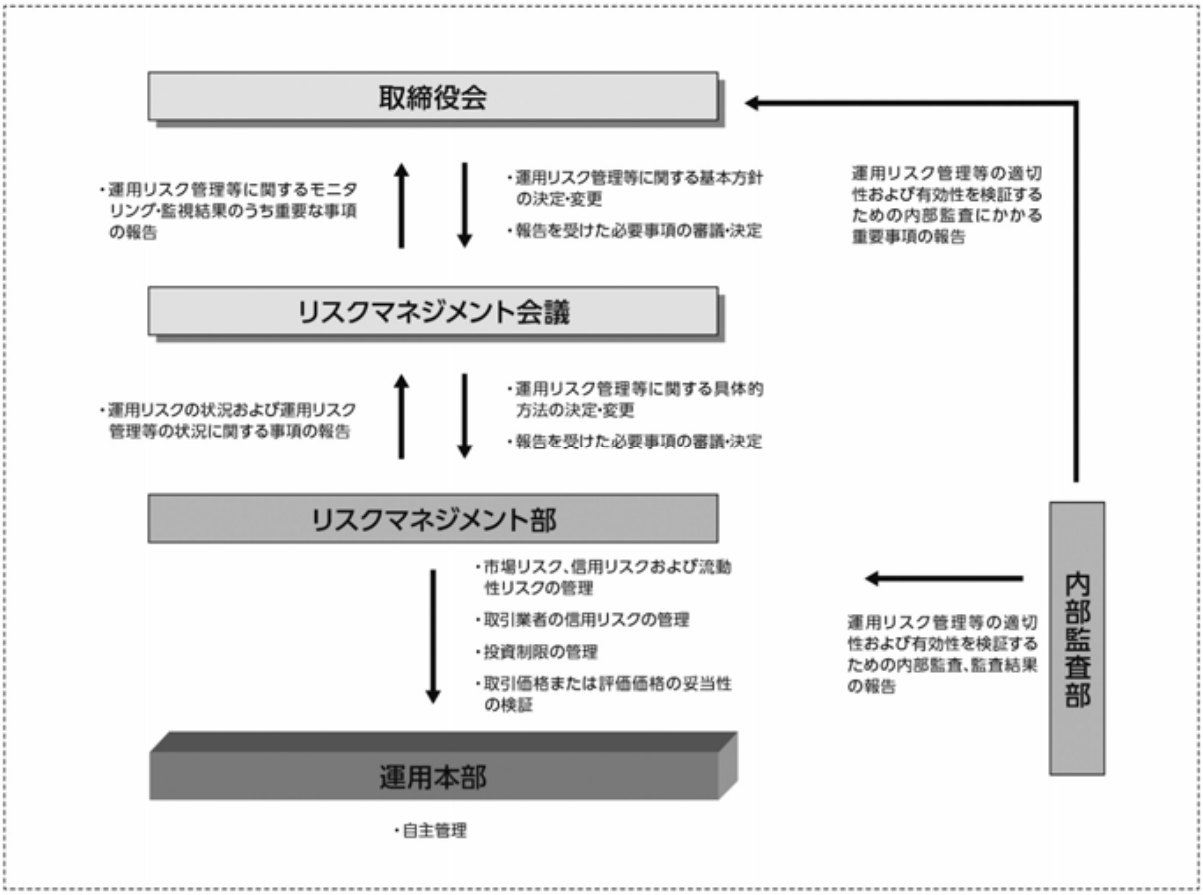

※　流動性リスクに対する管理体制

・　委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

・　取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワファンドラップ　日本株式セレクト]

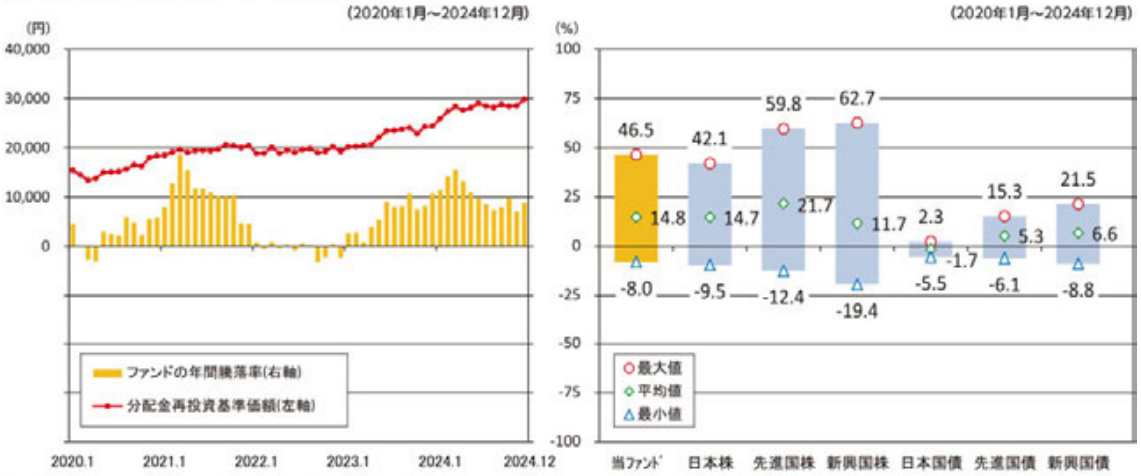

[ダイワファンドラップ　外国株式セレクト]

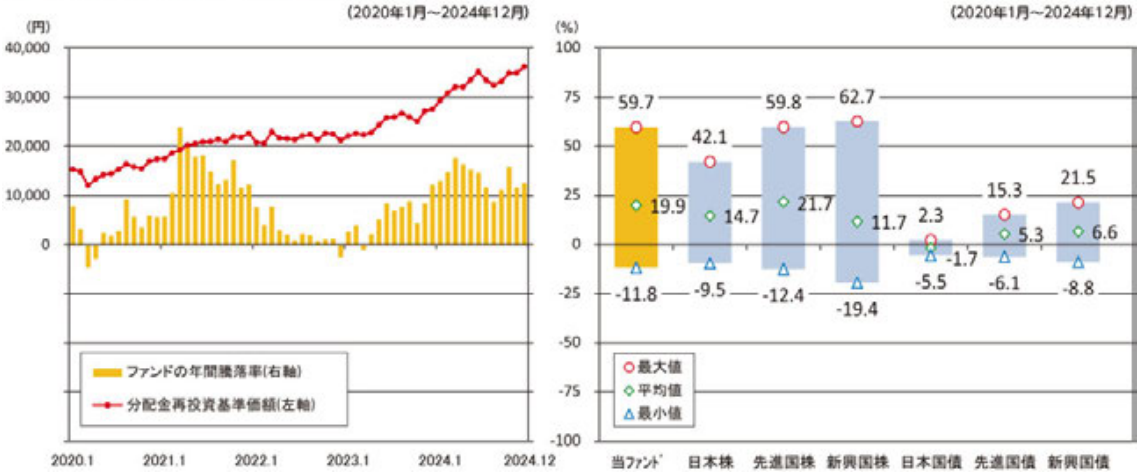

[ダイワファンドラップ　外国株式セレクト エマージングプラス]

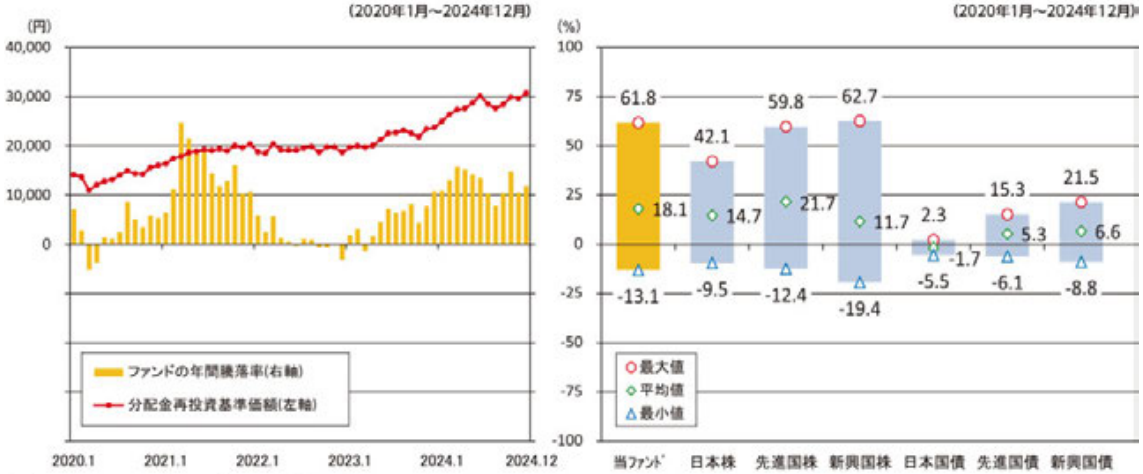

[ダイワファンドラップ　日本債券セレクト]

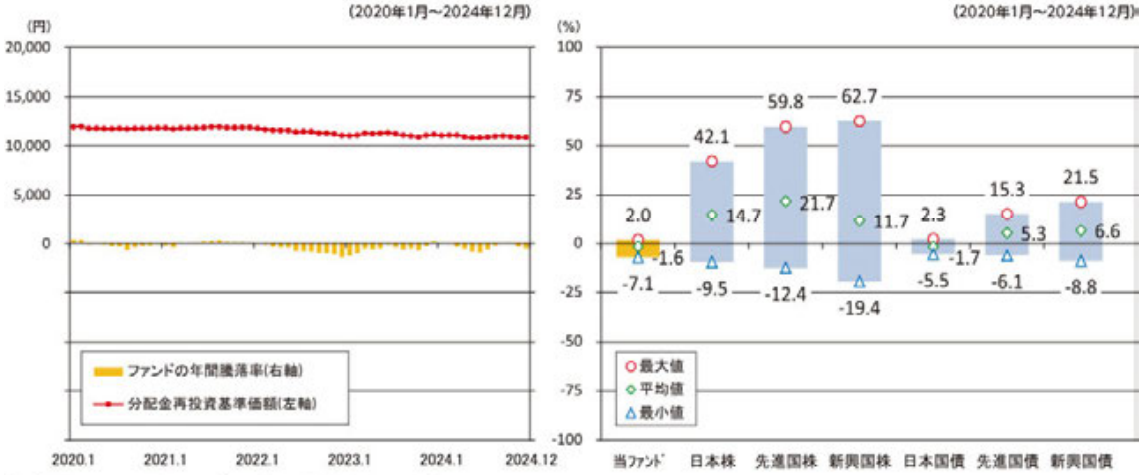

[ダイワファンドラップ　外国債券セレクト]

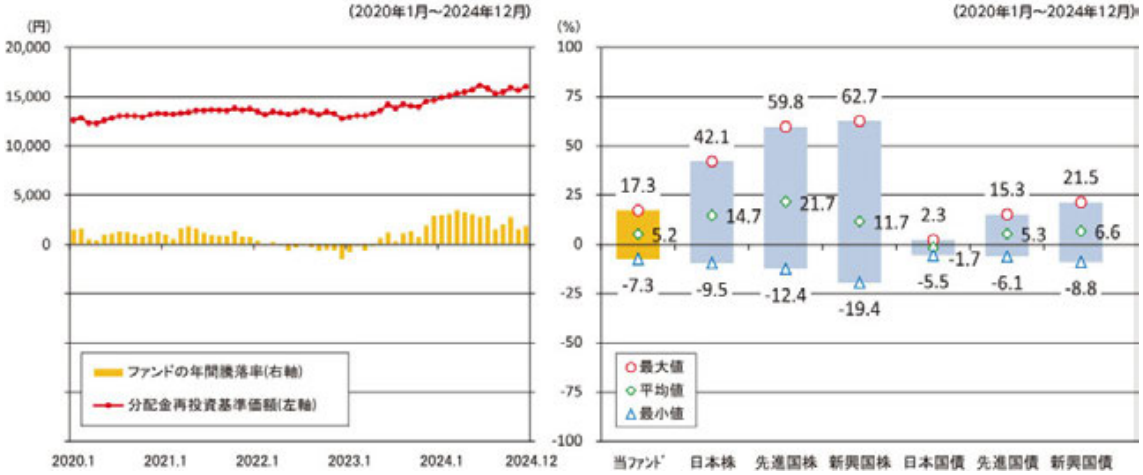

[ダイワファンドラップ　外国債券セレクト エマージングプラス]

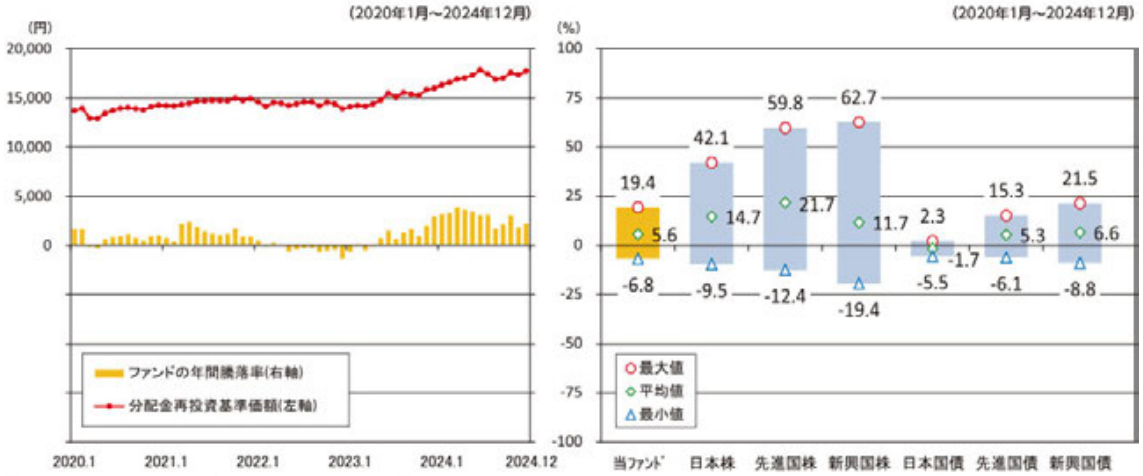

[ダイワファンドラップ　J-REITセレクト]

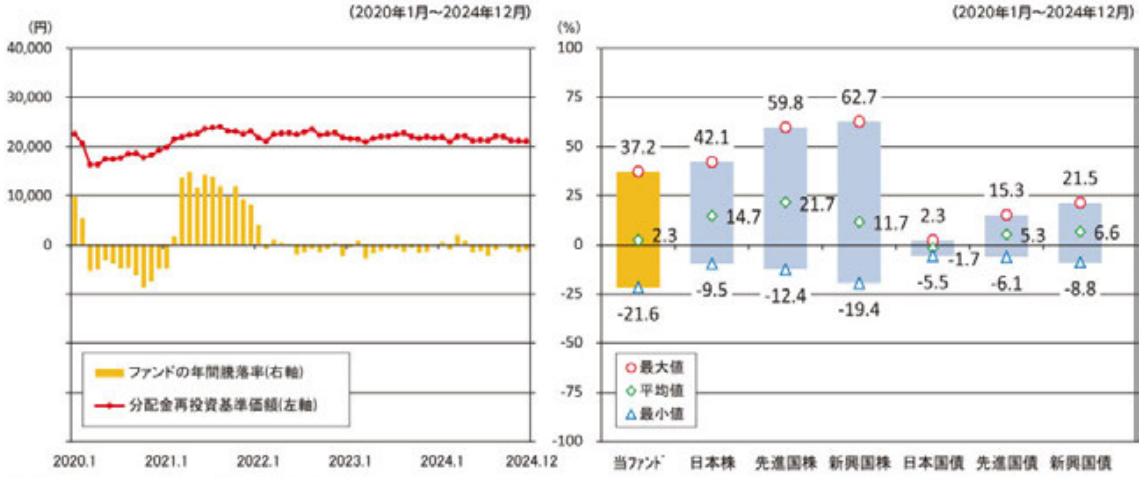

[ダイワファンドラップ　外国REITセレクト]

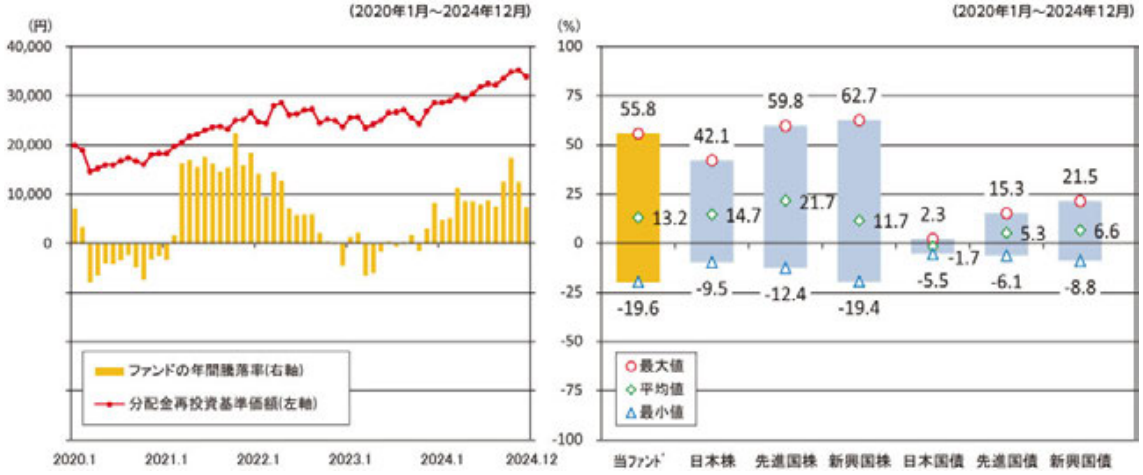

[ダイワファンドラップ　コモディティセレクト]

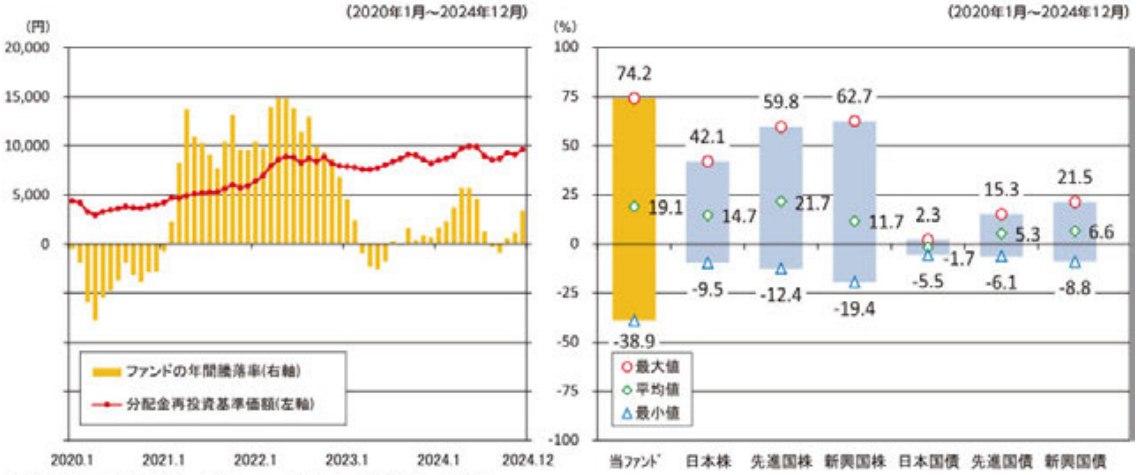

[ダイワファンドラップ　ヘッジファンドセレクト]

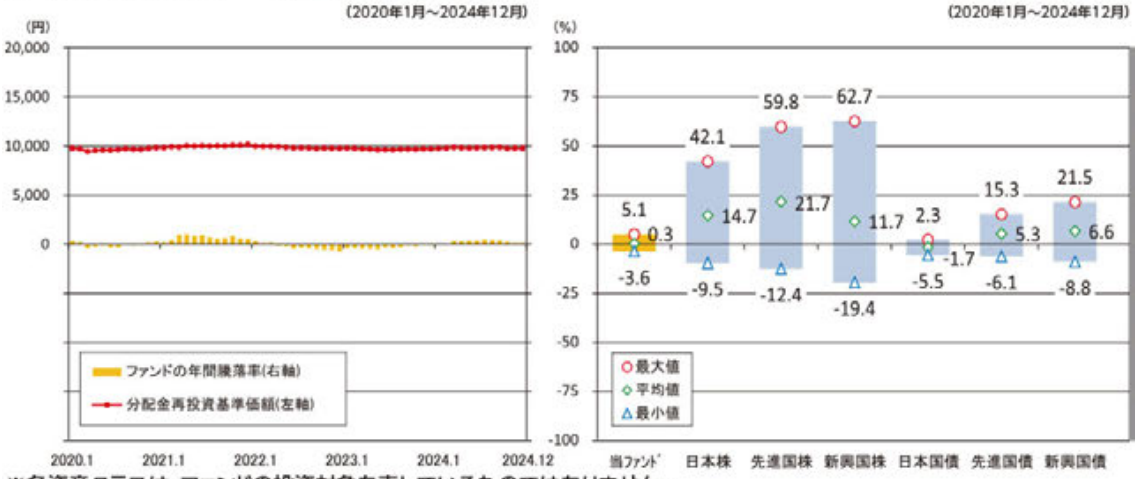

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について
●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.(「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
〔 https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html 〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
FW 日本株式セレクト FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+ FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+ FW ヘッジ F セレクト	年率 0.484%（税抜 0.44%）
FW 日本債券セレクト	年率 0.484%（税抜 0.44%）以内（＊）
FW J-REIT セレクト FW 外国 REIT セレクト FW コモディティセレクト	年率 0.374%（税抜 0.34%）

（＊）下記 1.2.における新発 10 年固定利付国債利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発 10 年固定利付国債利回りが）

イ．2%未満の場合 …… 年率 0.242%（税抜 0.22%）

ロ．2%以上の場合 …… 年率 0.484%（税抜 0.44%）

1. 毎計算期間における最初の 6 か月終了日（休業日の場合翌営業日）までの期間の信託報酬率については、前計算期間末（2015 年 9 月 9 日から 2015 年 12 月 15 日までの期間の信託報酬率については 2015 年 9 月 8 日）。
2. 毎計算期間における最初の 6 か月終了日（休業日の場合翌営業日）の翌日から毎計算期間末までの期間の信託報酬率については、毎計算期間の最初の 6 か月終了日（休業日の場合翌営業日）における新発 10 年固定利付国債利回り。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

＜FW 日本株式セレクト＞

＜FW 外国株式セレクト＞

＜FW 外国株式 EM+＞

＜FW 外国債券セレクト＞
＜FW 外国債券 EM+＞
＜FW ヘッジＦセレクト＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.30% （税抜）	年率 0.10% （税抜）	年率 0.04% （税抜）

＜FW 日本債券セレクト＞

	委託会社	販売会社	受託会社
前①イ.の場合	年率 0.15%（税抜）	年率 0.05%（税抜）	年率 0.02%（税抜）
前①ロ.の場合	年率 0.30%（税抜）	年率 0.10%（税抜）	年率 0.04%（税抜）

＜FW J-REIT セレクト＞
＜FW 外国 REIT セレクト＞
＜FW コモディティセレクト＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.245% （税抜）	年率 0.075% （税抜）	年率 0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④　前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤　当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、FW J-REIT セレクト、FW 外国 REIT セレクトおよび FW コモディティセレクトについては日々の純資産総額に年率 0.055%（税抜 0.05%）を乗じた額を、その他のセレクトについては日々の純資産総額に年率 0.11%（税抜 0.10%）を乗じた額を、委託会社が受ける報酬から支払うものとします。

⑥　当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。
　投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は、以下のとおりです。
　ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値（目論見書作成時点）	
FW 日本株式セレクト	1.0407%（0.7381%～1.3860%）程度
FW 外国株式セレクト	1.2001%（0.9140%～1.5521%）程度
FW 外国株式 EM+	1.2881%（0.9140%～1.7340%）程度
FW 日本債券セレクト	新発 10 年固定利付国債利回りが 1%未満の場合　0.4823%（0.3806%～0.7150%）程度 1%以上 2%未満の場合　0.5208%（0.4356%～0.7150%）程度 2%以上 3%未満の場合　0.7765%（0.6776%～0.9570%）程度
FW 外国債券セレクト	0.9363%（0.7821%～1.2340%）程度
FW 外国債券 EM+	0.9707%（0.7821%～1.2340%）程度
FW J-REIT セレクト	0.7321%（0.7040%～0.8910%）程度
FW 外国 REIT セレクト	1.0204%（0.9790%～1.1671%）程度
FW コモディティセレクト	1.2830%（0.6160%～1.3740%）程度
FW ヘッジＦセレクト	1.6182%（1.0450%～2.4340%）程度

（注 1）国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、

外国籍投資信託／投資法人の場合、外国籍投資信託／投資法人の設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。
（注2）各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞
各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。
① 個人の投資者に対する課税
イ．収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります（「FW 日本株式セレクト」のみ。）。）を選択することもできます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。
ロ．解約金および償還金に対する課税
一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所

得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡの適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注 1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注 2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（※）上記は、2024 年 12 月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		772,842,175,932	98.62
	内 日本	772,842,175,932	98.62
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,795,005,391	1.38
純資産総額		783,637,181,323	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本株 EVI ハイアルファ	日本	投資信託 受益証券	35,037,393,485	2.0625 72,265,657,687	2.2634 79,303,636,413	10.12
2	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	25,859,636,540	2.5623 66,262,078,434	2.7027 69,890,839,676	8.92
3	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	日本	投資信託 受益証券	23,508,101,729	2.4875 58,477,021,951	2.6741 62,863,014,833	8.02
4	リサーチ・アクティブ・オープンF	日本	投資信託 受益証券	1,374,248	44,798 61,564,049,328	45,045 61,903,001,160	7.90
5	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	19,153,212,476	2.9780 57,039,855,412	3.2069 61,422,437,089	7.84
6	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	日本	投資信託 受益証券	16,640,000	2,938 48,894,358,621	3,290 54,745,600,000	6.99
7	ニッセイJPX日経400アクティブファンド	日本	投資信託 受益証券	18,919,523,478	2.8159 53,277,319,330	2.8605 54,119,296,908	6.91
8	日本大型株長期厳選投資	日本	投資信託 受益証券	37,419,773,402	1.3941 52,168,118,048	1.4447 54,060,346,633	6.90
9	SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	43,177,766,164	1.0007 43,209,513,231	1.0780 46,545,631,924	5.94
10	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	日本	投資信託 受益証券	22,318,640,072	1.9937 44,498,248,977	2.0785 46,389,293,389	5.92
11	ダイワ成長株オープン	日本	投資信託 受益証券	16,412,763,336	2.6490 43,477,618,015	2.8185 46,259,373,462	5.90
12	グローバルX MSCI スーパーディビィデンド -日本株式 ETF	日本	投資信託 受益証券	13,007,134	2,805 36,497,359,167	2,725 35,444,440,150	4.52
13	国内高配当株フォーカス	日本	投資信託 受益証券	9,508,267,671	2.2770 21,650,595,138	2.4351 23,153,582,605	2.95

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
14	大和住銀ニッポン中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,577,250,108	3.3782 22,219,562,373	3.5191 23,146,000,855	2.95
15	T&D/マイルストン日本株ファンド	日本	投資信託 受益証券	8,049,021,472	2.7482 22,120,576,303	2.8636 23,049,177,887	2.94
16	日本小型株フォーカス・ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,110,261,004	2.1051 10,757,666,438	2.2733 11,617,156,340	1.48
17	ダイワ中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	9,532,614,048	1.1588 11,047,037,995	1.1993 11,432,464,027	1.46
18	J Flag 中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,479,930,233	4.9452 7,318,680,059	5.0657 7,496,882,581	0.96

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.62%
合計	98.62%

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	216,782,737,060	216,782,737,060	1.3695	1.3695
第9計算期間末 (2016年6月15日)	226,681,824,888	226,681,824,888	1.1256	1.1256
第10計算期間末 (2017年6月15日)	280,702,635,860	280,702,635,860	1.4085	1.4085
第11計算期間末 (2018年6月15日)	331,371,227,538	331,371,227,538	1.6306	1.6306
第12計算期間末 (2019年6月17日)	323,037,097,521	323,037,097,521	1.4090	1.4090
第13計算期間末 (2020年6月15日)	348,680,965,721	348,680,965,721	1.5087	1.5087
第14計算期間末 (2021年6月15日)	423,266,237,538	423,266,237,538	1.9514	1.9514
第15計算期間末 (2022年6月15日)	455,938,748,218	455,938,748,218	1.9024	1.9024
第16計算期間末 (2023年6月15日)	592,816,883,563	592,816,883,563	2.3385	2.3385
2023年12月末日	629,410,614,178	－	2.4407	－
2024年1月末日	671,799,061,776	－	2.5888	－
2月末日	707,053,343,585	－	2.7370	－
3月末日	719,532,277,166	－	2.8414	－
4月末日	695,714,026,752	－	2.7611	－
5月末日	716,284,649,183	－	2.8132	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	718,287,015,767	718,287,015,767	2.8474	2.8474
6月末日	739,056,564,441	－	2.9052	－
7月末日	727,768,399,997	－	2.8484	－
8月末日	726,567,076,946	－	2.8166	－
9月末日	745,356,380,169	－	2.8804	－
10月末日	743,098,649,470	－	2.8432	－
11月末日	751,896,466,598	－	2.8539	－
12月末日	783,637,181,323	－	2.9793	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	30.3
第 9 計算期間	△17.8
第 10 計算期間	25.1
第 11 計算期間	15.8
第 12 計算期間	△13.6
第 13 計算期間	7.1
第 14 計算期間	29.3
第 15 計算期間	△2.5
第 16 計算期間	22.9
第 17 計算期間	21.8
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	2.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	109,304,273,794	29,847,991,034
第 9 計算期間	80,718,816,346	37,624,796,734
第 10 計算期間	59,932,979,119	62,040,891,483
第 11 計算期間	56,850,229,329	52,913,430,585
第 12 計算期間	62,133,193,070	36,094,352,845
第 13 計算期間	49,969,416,542	48,121,318,211
第 14 計算期間	42,586,835,020	56,794,895,332
第 15 計算期間	50,433,578,076	27,674,210,097
第 16 計算期間	48,410,679,332	34,572,542,632
第 17 計算期間	55,128,087,210	56,365,789,594
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	26,604,041,234	17,058,839,994

（参考情報）運用実績

●ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	29,793円
純資産総額	7,836億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	4.4%
3カ月間	3.4%
6カ月間	2.6%
1年間	22.1%
3年間	45.8%
5年間	85.8%
設定来	197.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
三井住友DSアセットマネジメント	日本株 EVI ハイアルファ	10.1%
アセットマネジメントOne	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	8.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド	8.0%
野村アセットマネジメント	リサーチ・アクティブ・オープンF	7.9%
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	日本長期成長株集中投資ファンド	7.8%
Global X Japan	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	7.0%
ニッセイアセットマネジメント	ニッセイJPX日経400アクティブファンド	6.9%
大和アセットマネジメント	日本大型株長期厳選投資	6.9%
三井住友DSアセットマネジメント	SMDAMジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド	5.9%
SOMPOアセットマネジメント	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド	5.9%
合計		75.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		441,207,587,743	76.63
	内 日本	383,902,390,431	66.68
	内 アメリカ	57,305,197,312	9.95
投資証券		123,780,576,955	21.50
	内 ルクセンブルグ	123,780,576,955	21.50
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,768,235,101	1.87
純資産総額		575,756,399,799	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	42,451,743,383	1.7385 73,805,191,423	1.8749 79,592,773,668	13.82
2	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	21,515,172,567	2.6817 57,698,828,049	2.9536 63,547,213,693	11.04
3	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブルグ	投資証券	14,723,937.8	3,935.46 57,945,509,166	4,225.00 62,208,637,213	10.80
4	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブルグ	投資証券	2,163,151.34	27,333.81 59,127,170,610	28,464.00 61,571,939,742	10.69
5	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	アメリカ	投資信託 受益証券	9,130,000	5,824.18 53,174,832,788	6,276.58 57,305,197,312	9.95
6	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	23,284,376,917	1.8465 42,996,745,988	1.9234 44,785,170,562	7.78
7	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	29,555,106,808	1.2670 37,449,121,993	1.3699 40,487,540,816	7.03
8	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	16,409,126,303	1.6284 26,720,908,620	1.7021 27,929,973,880	4.85
9	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	9,588,141,961	2.8963 27,770,418,069	2.9010 27,815,199,828	4.83
10	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	19,485,999,311	1.0140 19,758,826,401	1.1753 22,901,894,990	3.98
11	GIM米国大型バリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	8,172,964,057	2.4237 19,809,015,270	2.7528 22,498,535,456	3.91

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
12	ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,901,944,865	2.6983 15,925,322,593	2.8359 16,737,325,442	2.91
13	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,068,667,724	2.5295 15,351,225,079	2.7175 16,491,604,539	2.86
14	ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,240,687,866	2.0568 10,779,389,016	2.0181 10,576,232,182	1.84
15	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	4,398,549,823	2.6375 11,601,564,354	2.3960 10,538,925,375	1.83

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	76.63%
投資証券	21.50%
合計	98.13%

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	135,109,124,077	135,109,124,077	1.2832	1.2832
第9計算期間末 (2016年6月15日)	148,029,722,000	148,029,722,000	1.0318	1.0318
第10計算期間末 (2017年6月15日)	172,115,818,937	172,115,818,937	1.2355	1.2355
第11計算期間末 (2018年6月15日)	203,529,205,192	203,529,205,192	1.3983	1.3983
第12計算期間末 (2019年6月17日)	204,266,283,510	204,266,283,510	1.3682	1.3682
第13計算期間末 (2020年6月15日)	208,384,165,736	208,384,165,736	1.4187	1.4187
第14計算期間末 (2021年6月15日)	266,913,973,932	266,913,973,932	2.0678	2.0678
第15計算期間末 (2022年6月15日)	280,059,030,532	280,059,030,532	2.0618	2.0618
第16計算期間末 (2023年6月15日)	373,574,050,756	373,574,050,756	2.5033	2.5033
2023年12月末日	436,184,320,868	－	2.7579	－
2024年1月末日	466,439,470,894	－	2.9245	－
2月末日	490,767,676,403	－	3.0884	－
3月末日	504,196,424,996	－	3.2095	－
4月末日	500,544,676,171	－	3.2071	－
5月末日	524,614,296,519	－	3.3478	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	524,391,979,095	524,391,979,095	3.4178	3.4178
6月末日	543,802,317,967	－	3.5158	－
7月末日	515,302,225,831	－	3.3421	－
8月末日	505,515,273,886	－	3.2422	－
9月末日	521,859,407,360	－	3.3164	－
10月末日	554,743,252,540	－	3.4928	－
11月末日	558,501,229,237	－	3.4955	－
12月末日	575,756,399,799	－	3.6178	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	26.4
第 9 計算期間	△19.6
第 10 計算期間	19.7
第 11 計算期間	13.2
第 12 計算期間	△2.2
第 13 計算期間	3.7
第 14 計算期間	45.8
第 15 計算期間	△0.3
第 16 計算期間	21.4
第 17 計算期間	36.5
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	5.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	76,735,927,224	15,301,877,726
第 9 計算期間	68,393,821,683	30,209,487,179
第 10 計算期間	46,296,589,844	50,466,414,902
第 11 計算期間	41,024,340,375	34,768,817,657
第 12 計算期間	33,946,818,458	30,210,448,613
第 13 計算期間	29,894,783,156	32,307,206,138
第 14 計算期間	25,410,871,581	43,214,565,583
第 15 計算期間	30,184,121,143	23,431,906,796
第 16 計算期間	33,463,336,846	20,063,364,657
第 17 計算期間	44,809,149,054	40,611,639,894
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	18,857,386,284	14,205,622,957

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	36,178円
純資産総額	5,757億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.5%
3カ月間	9.1%
6カ月間	2.9%
1年間	31.2%
3年間	59.9%
5年間	137.3%
設定来	261.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
アムンディ・ジャパン	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	13.8%
フランクリン・テンプルトン・ジャパン	フランクリン・グローバル株式ファンド	11.0%
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	ｷｬﾋﾟﾀﾙ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾆｭｰﾊﾟｰｽﾍﾟｸﾃｨﾌﾞ･ﾌｧﾝﾄﾞ(LUX)ｸﾗｽP(円建)	10.8%
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド　クラスⅠ（円建）	10.7%
グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	グローバルX ESG 経営企業 ETF（米国籍、米ドル建）	10.0%
ニッセイアセットマネジメント	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	7.8%
大和アセットマネジメント	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	7.0%
りそなアセットマネジメント	グローバル厳選株式ファンド	4.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	4.8%
大和アセットマネジメント	ジェニソン外国株式戦略ファンド	4.0%
合計		84.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		137,273,358,271	68.74
	内 日本	113,026,080,825	56.60
	内 香港	8,304,758,150	4.16
	内 アメリカ	15,942,519,296	7.98
投資証券		60,280,266,471	30.19
	内 アイルランド	13,936,088,300	6.98
	内 ルクセンブルグ	46,344,178,171	23.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,134,413,138	1.07
純資産総額		199,688,037,880	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	11,864,039,508	1.7400 20,643,642,590	1.8749 22,243,887,673	11.14
2	フランクリン・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,973,175,979	2.6879 16,055,299,716	2.9536 17,642,372,571	8.83
3	CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	ルクセンブルグ	投資証券	4,156,017.37	3,939.00 16,370,552,428	4,225.00 17,559,173,397	8.79
4	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	ルクセンブルグ	投資証券	612,036.2	27,360.00 16,745,310,432	28,464.00 17,420,998,397	8.72
5	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	アメリカ	投資信託 受益証券	2,540,000	5,824.18 14,793,436,504	6,276.58 15,942,519,296	7.98
6	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	アイルランド	投資証券	842,925.56	15,938.00 13,434,547,591	16,533.00 13,936,088,300	6.98
7	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	6,601,758,247	1.8490 12,206,651,000	1.9234 12,697,821,812	6.36
8	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	日本	投資信託 受益証券	8,302,205,664	1.2715 10,556,858,401	1.3699 11,373,191,539	5.70
9	FIDELITY FUNDS - INSTITUTIONAL EMERGING MARKETS EQUITY FUND I-ACC-JPY	ルクセンブルグ	投資証券	5,355,328.17	2,138.00 11,449,691,627	2,122.00 11,364,006,377	5.69

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
10	VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	香港	投資信託 受益証券	501,307.63	16,222.94 8,132,684,005	16,566.19 8,304,758,150	4.16
11	グローバル厳選株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	4,599,575,528	1.6300 7,497,308,111	1.7021 7,828,937,506	3.92
12	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	2,659,931,648	2.9072 7,732,953,290	2.9010 7,716,461,710	3.86
13	ジェニソン外国株式戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	5,443,582,105	1.0140 5,519,798,783	1.1753 6,397,842,048	3.20
14	GIM米国大型バリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,248,085,084	2.4226 5,446,383,072	2.7528 6,188,528,619	3.10
15	ダイワ／ウエリントン新興国 EX 戦略株式	日本	投資信託 受益証券	5,214,357,170	1.0778 5,620,034,158	1.1180 5,829,651,316	2.92
16	ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,699,168,487	2.6997 4,587,245,167	2.8359 4,818,671,912	2.41
17	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,701,211,639	2.5212 4,289,094,785	2.7175 4,623,042,628	2.32
18	ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,455,371,513	2.0578 2,994,863,500	2.0181 2,937,085,250	1.47
19	ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,138,808,949	2.6616 3,031,053,898	2.3960 2,728,586,241	1.37

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	68.74%
投資証券	30.19%
合計	98.93%

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	119,867,627,008	119,867,627,008	1.2031	1.2031
第9計算期間末 (2016年6月15日)	110,381,316,788	110,381,316,788	0.9517	0.9517
第10計算期間末 (2017年6月15日)	120,604,754,940	120,604,754,940	1.1636	1.1636
第11計算期間末 (2018年6月15日)	136,818,724,707	136,818,724,707	1.3191	1.3191
第12計算期間末 (2019年6月17日)	128,858,209,869	128,858,209,869	1.2626	1.2626
第13計算期間末 (2020年6月15日)	132,370,414,738	132,370,414,738	1.2917	1.2917
第14計算期間末 (2021年6月15日)	166,885,916,540	166,885,916,540	1.9049	1.9049
第15計算期間末 (2022年6月15日)	154,926,646,983	154,926,646,983	1.8506	1.8506
第16計算期間末 (2023年6月15日)	176,977,953,030	176,977,953,030	2.1937	2.1937
2023年12月末日	185,330,660,308	－	2.3687	－
2024年1月末日	193,972,056,488	－	2.4967	－
2月末日	202,460,659,879	－	2.6433	－
3月末日	200,559,247,498	－	2.7393	－
4月末日	197,521,060,784	－	2.7600	－
5月末日	202,801,302,353	－	2.8716	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	200,273,482,975	200,273,482,975	2.9224	2.9224
6月末日	206,353,408,349	－	3.0097	－
7月末日	191,891,842,616	－	2.8518	－
8月末日	185,395,410,372	－	2.7635	－
9月末日	190,348,310,222	－	2.8430	－
10月末日	199,503,089,417	－	2.9877	－
11月末日	195,945,373,021	－	2.9600	－
12月末日	199,688,037,880	－	3.0714	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	22.8
第 9 計算期間	△20.9
第 10 計算期間	22.3
第 11 計算期間	13.4
第 12 計算期間	△4.3
第 13 計算期間	2.3
第 14 計算期間	47.5
第 15 計算期間	△2.9
第 16 計算期間	18.5
第 17 計算期間	33.2
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	4.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	58,793,675,508	13,576,031,849
第 9 計算期間	36,498,306,299	20,142,862,575
第 10 計算期間	23,468,194,626	35,804,706,304
第 11 計算期間	28,255,810,751	28,188,969,082
第 12 計算期間	20,449,445,454	22,107,757,884
第 13 計算期間	22,221,328,845	21,800,454,872
第 14 計算期間	9,458,531,108	24,331,849,288
第 15 計算期間	8,576,484,638	12,465,337,105
第 16 計算期間	6,920,463,364	9,963,136,800
第 17 計算期間	5,462,879,556	17,607,085,172
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	1,857,498,698	5,414,834,761

●ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	30,714円
純資産総額	1,996億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	3.8%
3カ月間	8.0%
6カ月間	2.1%
1年間	29.7%
3年間	51.4%
5年間	117.6%
設定来	207.1%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
アムンディ・ジャパン	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	11.1%
フランクリン・テンプルトン・ジャパン	フランクリン・グローバル株式ファンド	8.8%
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	ｷｬﾋﾟﾀﾙ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾆｭｰﾊﾟｰｽﾍﾟｸﾃｨﾌﾞ･ﾌｧﾝﾄﾞ(LUX)ｸﾗｽP(円建)	8.8%
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド　クラスＩ（円建）	8.7%
グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	グローバルX ESG 経営企業 ETF（米国籍、米ドル建）	8.0%
ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー	マン・システマティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ　クラスI	7.0%
ニッセイアセットマネジメント	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	6.4%
大和アセットマネジメント	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略	5.7%
FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）	ﾌｨﾃﾞﾘﾃｨ･ﾌｧﾝｽﾞｰｲﾝｽﾃｨﾃｭｰｼｮﾅﾙ･ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ･ﾏｰｹｯﾂ･ｴｸｲﾃｨ･ﾌｧﾝﾄﾞ	5.7%
バリューパートナーズ香港リミテッド	バリューパートナーズ高配当株式ファンド	4.2%
合計		74.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		719,515,702,405	98.87
	内 日本	719,515,702,405	98.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,223,333,232	1.13
純資産総額		727,739,035,637	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	116,572,790,932	1.0515 122,583,602,812	1.0521 122,646,233,339	16.85
2	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	日本	投資信託 受益証券	107,539,099,521	1.1425 122,869,657,922	1.1378 122,357,987,434	16.81
3	ネオ・ジャパン債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	111,144,360,356	1.0378 115,354,862,655	1.0378 115,345,617,177	15.85
4	大和住銀日本債券アクティブファンド	日本	投資信託 受益証券	111,116,312,442	0.9775 108,619,897,515	0.9709 107,882,827,749	14.82
5	One金利・クレジット型戦略ファンドD	日本	投資信託 受益証券	65,534,753,813	1.0009 65,599,741,555	0.9884 64,774,550,668	8.90
6	ピムコ日本債券コア・ファンド IV	日本	投資信託 受益証券	65,449,174,344	1.0023 65,600,508,374	0.9894 64,755,413,095	8.90
7	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ	日本	投資信託 受益証券	70,405,476,523	0.9248 65,113,397,837	0.9184 64,660,389,638	8.89
8	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジあり)	日本	投資信託 受益証券	34,308,523,032	0.8400 28,820,574,394	0.8323 28,554,983,719	3.92
9	ネオ・ヘッジ付債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	30,911,719,656	0.9304 28,762,555,130	0.9232 28,537,699,586	3.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.87%
合計	98.87%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	355,145,136,992	355,145,136,992	1.1039	1.1039
第9計算期間末 (2016年6月15日)	432,643,794,048	432,643,794,048	1.1820	1.1820
第10計算期間末 (2017年6月15日)	426,761,206,974	426,761,206,974	1.1511	1.1511
第11計算期間末 (2018年6月15日)	490,307,082,667	490,307,082,667	1.1618	1.1618
第12計算期間末 (2019年6月17日)	513,855,801,538	513,855,801,538	1.1904	1.1904
第13計算期間末 (2020年6月15日)	483,334,676,110	483,334,676,110	1.1730	1.1730
第14計算期間末 (2021年6月15日)	564,540,533,128	564,540,533,128	1.1864	1.1864
第15計算期間末 (2022年6月15日)	611,966,548,541	611,966,548,541	1.1425	1.1425
第16計算期間末 (2023年6月15日)	635,587,642,624	635,587,642,624	1.1297	1.1297
2023年12月末日	672,241,476,311	－	1.1144	－
2024年1月末日	669,569,811,606	－	1.1052	－
2月末日	685,154,659,683	－	1.1079	－
3月末日	703,883,608,521	－	1.1085	－
4月末日	703,212,699,211	－	1.0917	－
5月末日	701,178,795,661	－	1.0819	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	716,885,677,132	716,885,677,132	1.0928	1.0928
6月末日	713,251,340,888	－	1.0829	－
7月末日	726,622,588,436	－	1.0889	－
8月末日	732,114,705,136	－	1.0970	－
9月末日	734,643,270,435	－	1.1017	－
10月末日	729,847,144,983	－	1.0929	－
11月末日	728,648,469,256	－	1.0878	－
12月末日	727,739,035,637	－	1.0867	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	1.0
第 9 計算期間	7.1
第 10 計算期間	△2.6
第 11 計算期間	0.9
第 12 計算期間	2.5
第 13 計算期間	△1.5
第 14 計算期間	1.1
第 15 計算期間	△3.7
第 16 計算期間	△1.1
第 17 計算期間	△3.3
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	△0.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	235,023,394,951	28,540,815,991
第 9 計算期間	138,213,194,615	93,918,586,974
第 10 計算期間	112,751,780,463	108,034,561,003
第 11 計算期間	128,223,476,431	76,948,676,921
第 12 計算期間	89,643,206,501	79,981,246,898
第 13 計算期間	74,869,789,826	94,510,905,438
第 14 計算期間	120,840,631,229	57,045,229,336
第 15 計算期間	111,498,895,708	51,684,834,294
第 16 計算期間	87,487,981,485	60,535,911,732
第 17 計算期間	164,099,404,842	70,713,254,775
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	47,823,947,394	36,593,139,033

●ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,867円
純資産総額	7,277億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.1%
3カ月間	-1.4%
6カ月間	0.4%
1年間	-2.5%
3年間	-8.5%
5年間	-8.3%
設定来	8.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
明治安田アセットマネジメント	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	16.9%
マニュライフ・インベストメント・マネジメント	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM	16.8%
大和アセットマネジメント	ネオ・ジャパン債券ファンド	15.8%
三井住友DSアセットマネジメント	大和住銀日本債券アクティブファンド	14.8%
アセットマネジメントOne	One金利・クレジット型戦略ファンドD	8.9%
ピムコジャパンリミテッド	ピムコ日本債券コア・ファンドIV	8.9%
りそなアセットマネジメント	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ	8.9%
フィデリティ投信	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）	3.9%
大和アセットマネジメント	ネオ・ヘッジ付債券ファンド	3.9%
合計		98.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

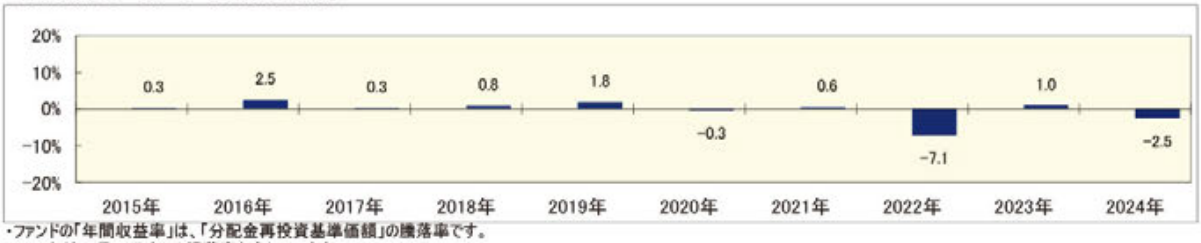

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		278,949,241,536	79.55
	内 日本	134,045,543,012	38.23
	内 ケイマン諸島	144,903,698,524	41.32
投資証券		65,163,583,218	18.58
	内 アイルランド	7,111,901,834	2.03
	内 ルクセンブルグ	58,051,681,384	16.55
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,548,757,002	1.87
純資産総額		350,661,581,756	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブルグ	投資証券	509,455,871.11	113.31 57,727,119,956	113.94 58,051,681,384	16.55
2	GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	ケイマン諸島	投資信託受益証券	3,601,326.51	15,133.98 54,502,434,305	15,318.00 55,165,119,480	15.73
3	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	40,134,318,937	1.2804 51,391,445,040	1.2903 51,785,311,724	14.77
4	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	3,471,715.32	9,967.49 34,604,305,958	9,961.00 34,581,756,273	9.86
5	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託受益証券	26,858,047,369	1.2663 34,011,545,028	1.2757 34,262,811,028	9.77
6	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託受益証券	271,383,811.5	115.90 31,453,641,855	114.48 31,070,461,195	8.86
7	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,589,777	14,966.98 23,794,174,399	15,150.78 24,086,361,576	6.87
8	ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	11,940,232,914	1.4179 16,930,193,152	1.4405 17,199,905,512	4.90
9	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託受益証券	10,896,445,725	1.5933 17,362,333,145	1.5737 17,147,736,637	4.89
10	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託受益証券	8,442,600,536	1.1851 10,005,696,614	1.2125 10,236,653,149	2.92

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
11	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルランド	投資証券	388,343.31	17,279.57 6,710,407,303	18,313.44 7,111,901,834	2.03
12	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,589,427,936	1.3307 3,445,975,495	1.3181 3,413,124,962	0.97

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	79.55%
投資証券	18.58%
合計	98.13%

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	84,902,370,718	84,902,370,718	1.2609	1.2609
第9計算期間末 (2016年6月15日)	99,992,733,039	99,992,733,039	1.1052	1.1052
第10計算期間末 (2017年6月15日)	107,385,699,796	107,385,699,796	1.1426	1.1426
第11計算期間末 (2018年6月15日)	121,062,870,627	121,062,870,627	1.1638	1.1638
第12計算期間末 (2019年6月17日)	134,445,254,052	134,445,254,052	1.1949	1.1949
第13計算期間末 (2020年6月15日)	141,952,993,770	141,952,993,770	1.2607	1.2607
第14計算期間末 (2021年6月15日)	169,205,599,601	169,205,599,601	1.3536	1.3536
第15計算期間末 (2022年6月15日)	188,014,383,714	188,014,383,714	1.2912	1.2912
第16計算期間末 (2023年6月15日)	222,540,939,514	222,540,939,514	1.3539	1.3539
2023年12月末日	258,311,967,666	－	1.4485	－
2024年1月末日	266,350,705,055	－	1.4774	－
2月末日	271,985,179,002	－	1.4940	－
3月末日	279,460,821,896	－	1.5188	－
4月末日	293,700,156,934	－	1.5312	－
5月末日	304,589,949,741	－	1.5532	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	317,068,903,740	317,068,903,740	1.5736	1.5736
6月末日	325,912,070,344	－	1.6017	－
7月末日	327,934,336,615	－	1.5664	－
8月末日	321,821,055,352	－	1.5178	－
9月末日	328,178,973,402	－	1.5308	－
10月末日	341,058,033,139	－	1.5748	－
11月末日	339,903,616,930	－	1.5497	－
12月末日	350,661,581,756	－	1.5844	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	13.9
第 9 計算期間	△12.3
第 10 計算期間	3.4
第 11 計算期間	1.9
第 12 計算期間	2.7
第 13 計算期間	5.5
第 14 計算期間	7.4
第 15 計算期間	△4.6
第 16 計算期間	4.9
第 17 計算期間	16.2
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	△0.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	46,776,266,552	7,321,624,581
第 9 計算期間	37,342,200,145	14,200,272,642
第 10 計算期間	29,366,440,797	25,861,751,669
第 11 計算期間	30,989,904,817	20,949,776,876
第 12 計算期間	26,910,481,715	18,415,265,915
第 13 計算期間	23,413,499,598	23,332,559,933
第 14 計算期間	29,624,954,073	17,216,051,848
第 15 計算期間	34,471,682,783	13,863,296,427
第 16 計算期間	35,940,620,547	17,179,898,241
第 17 計算期間	60,132,431,058	23,013,682,019
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	27,925,145,502	9,667,035,451

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	15,844円
純資産総額	3,506億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.2%
3カ月間	3.5%
6カ月間	-1.1%
1年間	9.4%
3年間	16.0%
5年間	27.9%
設定来	59.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド	L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）	16.6%
PGIM ジャパン	グローバル・コア債券ファンド	15.7%
フィデリティ投信	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）	14.8%
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ｳｴﾘﾝﾄﾝ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ総合債券(除く日本)ﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽS Q5受益証券(円ﾍｯｼﾞ無、分配金有)	9.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ中長期世界債券ファンド	9.8%
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLC	ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）	8.9%
RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	ブルーベイ欧州総合債券ファンド	6.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	4.9%
フランクリン・テンプルトン・ジャパン	ブランディワイン外国債券ファンド	4.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ欧州債券ファンド	2.9%
合計		95.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

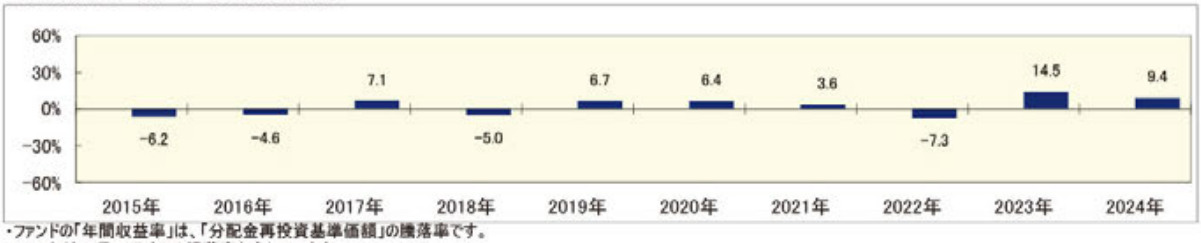

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		70,802,231,760	83.64
	内 日本	34,212,312,465	40.42
	内 ケイマン諸島	36,589,919,295	43.23
投資証券		12,644,185,782	14.94
	内 アイルランド	1,384,929,012	1.64
	内 ルクセンブルグ	11,259,256,770	13.30
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,202,668,022	1.42
純資産総額		84,649,085,564	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	ルクセンブルグ	投資証券	98,810,134.85	113.30 11,195,662,567	113.94 11,259,256,770	13.30
2	GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	ケイマン諸島	投資信託受益証券	695,798.17	15,139.77 10,534,226,858	15,318.00 10,658,236,368	12.59
3	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	7,725,967,666	1.2812 9,899,131,417	1.2903 9,968,816,079	11.78
4	EMERGING MARKET DEBT FUND	ケイマン諸島	投資信託受益証券	474,470.78	17,416.19 8,263,477,492	18,066.00 8,571,789,111	10.13
5	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託受益証券	7,260,428,588	1.1379 8,262,218,629	1.1594 8,417,740,904	9.94
6	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託受益証券	5,158,544,684	1.2666 6,534,070,354	1.2757 6,580,755,453	7.77
7	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	657,490.47	9,998.75 6,574,083,963	9,961.00 6,549,262,602	7.74
8	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託受益証券	53,475,254.37	115.93 6,199,659,944	114.48 6,122,328,398	7.23
9	INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	ケイマン諸島	投資信託受益証券	309,443	14,968.83 4,632,000,050	15,150.78 4,688,302,816	5.54
10	ダイワ/デカ欧州債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	2,358,174,285	1.4174 3,342,507,201	1.4405 3,396,950,057	4.01

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
11	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	2,068,491,256	1.5951 3,299,493,085	1.5737 3,255,184,689	3.85
12	ダイワ欧州債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,562,611,442	1.1848 1,851,526,101	1.2125 1,894,666,373	2.24
13	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	アイルランド	投資証券	75,623.64	17,292.62 1,307,730,887	18,313.44 1,384,929,012	1.64
14	ダイワ米国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	529,701,017	1.3311 705,085,023	1.3181 698,198,910	0.82

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	83.64%
投資証券	14.94%
合計	98.58%

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	48,023,500,577	48,023,500,577	1.3267	1.3267
第9計算期間末 (2016年6月15日)	47,631,057,753	47,631,057,753	1.1743	1.1743
第10計算期間末 (2017年6月15日)	47,454,903,632	47,454,903,632	1.2372	1.2372
第11計算期間末 (2018年6月15日)	54,057,396,841	54,057,396,841	1.2505	1.2505
第12計算期間末 (2019年6月17日)	62,957,120,917	62,957,120,917	1.2935	1.2935
第13計算期間末 (2020年6月15日)	60,301,249,221	60,301,249,221	1.3463	1.3463
第14計算期間末 (2021年6月15日)	65,727,153,185	65,727,153,185	1.4636	1.4636
第15計算期間末 (2022年6月15日)	64,984,140,542	64,984,140,542	1.3983	1.3983
第16計算期間末 (2023年6月15日)	67,648,160,269	67,648,160,269	1.4748	1.4748
2023年12月末日	72,273,157,660	－	1.5828	－
2024年1月末日	73,749,507,580	－	1.6178	－
2月末日	74,711,125,394	－	1.6426	－
3月末日	75,543,741,184	－	1.6743	－
4月末日	78,485,680,438	－	1.6886	－
5月末日	80,288,953,354	－	1.7147	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	82,759,043,984	82,759,043,984	1.7369	1.7369
6月末日	84,434,503,307	－	1.7685	－
7月末日	83,288,434,083	－	1.7277	－
8月末日	80,582,659,887	－	1.6719	－
9月末日	81,354,406,757	－	1.6871	－
10月末日	84,051,216,807	－	1.7416	－
11月末日	82,908,829,692	－	1.7179	－
12月末日	84,649,085,564	－	1.7587	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	14.7
第 9 計算期間	△11.5
第 10 計算期間	5.4
第 11 計算期間	1.1
第 12 計算期間	3.4
第 13 計算期間	4.1
第 14 計算期間	8.7
第 15 計算期間	△4.5
第 16 計算期間	5.5
第 17 計算期間	17.8
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	0.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	20,937,659,533	4,313,927,580
第 9 計算期間	11,028,526,492	6,666,717,748
第 10 計算期間	8,817,915,690	11,020,315,886
第 11 計算期間	12,381,033,037	7,510,957,218
第 12 計算期間	12,297,972,451	6,853,418,764
第 13 計算期間	9,823,898,919	13,706,388,609
第 14 計算期間	7,612,415,764	7,494,154,576
第 15 計算期間	6,450,022,644	4,883,652,440
第 16 計算期間	4,359,194,462	4,963,985,035
第 17 計算期間	7,187,284,192	5,409,993,207
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	2,394,086,203	2,035,441,778

●ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,587円
純資産総額	846億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.4%
3カ月間	4.2%
6カ月間	-0.6%
1年間	11.1%
3年間	19.0%
5年間	30.6%
設定来	77.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッド	L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）	13.3%
PGIM ジャパン	グローバル・コア債券ファンド	12.6%
フィデリティ投信	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）	11.8%
PGIM ジャパン	エマージング・マーケット債券ファンド	10.1%
三井住友DSアセットマネジメント	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	9.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ中長期世界債券ファンド	7.8%
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ｳｴﾘﾝﾄﾝ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ総合債券(除く日本)ﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽS Q5受益証券(円ﾍｯｼﾞ無､分配金有)	7.7%
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLC	ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）	7.2%
RBCグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	ブルーベイ欧州総合債券ファンド	5.5%
大和アセットマネジメント	ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド	4.0%
合計		90.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ J-REIT セレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		229,465,024,164	98.67
	内 日本	229,465,024,164	98.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,081,647,097	1.33
純資産総額		232,546,671,261	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・J－REITファンド	日本	投資信託 受益証券	156,905,287,687	1.0253 160,877,656,393	1.0224 160,419,966,131	68.98
2	ダイワ・クオンツアクティブ J-REIT・ファンド	日本	投資信託 受益証券	33,990,777,016	1.0215 34,724,892,610	1.0172 34,575,418,380	14.87
3	フィデリティ・Jリート・ファンド2	日本	投資信託 受益証券	34,081,114,943	1.0123 34,500,415,724	1.0114 34,469,639,653	14.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.67%
合計	98.67%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	62,680,880,341	62,680,880,341	1.5439	1.5439
第9計算期間末 (2016年6月15日)	72,161,929,742	72,161,929,742	1.6252	1.6252
第10計算期間末 (2017年6月15日)	75,561,063,322	75,561,063,322	1.5921	1.5921
第11計算期間末 (2018年6月15日)	93,743,887,950	93,743,887,950	1.6511	1.6511
第12計算期間末 (2019年6月17日)	104,391,348,033	104,391,348,033	1.9016	1.9016
第13計算期間末 (2020年6月15日)	95,552,218,837	95,552,218,837	1.7815	1.7815
第14計算期間末 (2021年6月15日)	141,343,701,998	141,343,701,998	2.3317	2.3317
第15計算期間末 (2022年6月15日)	144,478,900,476	144,478,900,476	2.1840	2.1840
第16計算期間末 (2023年6月15日)	160,997,650,309	160,997,650,309	2.1712	2.1712
2023年12月末日	176,918,095,392	－	2.1576	－
2024年1月末日	180,994,331,404	－	2.1735	－
2月末日	178,628,184,982	－	2.0803	－
3月末日	202,128,577,934	－	2.1841	－
4月末日	210,782,628,326	－	2.1942	－
5月末日	205,842,592,341	－	2.1017	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	212,013,461,279	212,013,461,279	2.1063	2.1063
6月末日	215,322,726,161	－	2.1153	－
7月末日	221,731,917,764	－	2.1072	－
8月末日	233,688,578,082	－	2.1917	－
9月末日	234,661,519,161	－	2.1837	－
10月末日	228,131,437,306	－	2.1047	－
11月末日	230,725,398,210	－	2.1020	－
12月末日	232,546,671,261	－	2.0963	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	22.5
第 9 計算期間	5.3
第 10 計算期間	△2.0
第 11 計算期間	3.7
第 12 計算期間	15.2
第 13 計算期間	△6.3
第 14 計算期間	30.9
第 15 計算期間	△6.3
第 16 計算期間	△0.6
第 17 計算期間	△3.0
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	△3.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	27,935,534,616	7,470,329,572
第 9 計算期間	15,995,717,433	12,193,838,641
第 10 計算期間	15,331,673,761	12,273,976,560
第 11 計算期間	20,379,695,380	11,061,515,981
第 12 計算期間	10,879,658,845	12,759,954,260
第 13 計算期間	17,806,995,080	19,068,935,634
第 14 計算期間	17,720,965,853	10,737,209,834
第 15 計算期間	13,547,919,502	8,014,493,768
第 16 計算期間	15,848,367,952	7,848,011,718
第 17 計算期間	36,406,216,566	9,900,582,821
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	14,587,868,045	5,060,572,757

●ダイワファンドラップ J-REITセレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	20,963円
純資産総額	2,325億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.3%
3カ月間	-4.0%
6カ月間	-0.9%
1年間	-2.8%
3年間	-8.6%
5年間	-3.2%
設定来	111.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	ダイワ・J－REITファンド	69.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド	14.9%
フィデリティ投信	フィデリティ・Jリート・ファンド2	14.8%
合計		98.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 【投資状況】 (2024年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		183,109,077,325	98.10
	内 日本	179,807,417,821	96.33
	内 アメリカ	3,301,659,504	1.77
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,550,188,183	1.90
純資産総額		186,659,265,508	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024年12月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITファンド	日本	投資信託 受益証券	79,269,943,225	1.6803 133,204,172,914	1.8029 142,915,780,640	76.57
2	外国REIT厳選投資戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	30,905,283,724	1.0756 33,243,014,852	1.1937 36,891,637,181	19.76
3	GLOBAL X SUPERDIVIDEND REIT	アメリカ	投資信託 受益証券	1,040,000	3,094.31 3,218,221,452	3,174.67 3,301,659,504	1.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.10%
合計	98.10%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	46,712,581,208	46,712,581,208	1.4830	1.4830
第9計算期間末 (2016年6月15日)	52,498,863,775	52,498,863,775	1.4155	1.4155
第10計算期間末 (2017年6月15日)	60,113,646,086	60,113,646,086	1.5573	1.5573
第11計算期間末 (2018年6月15日)	70,090,782,944	70,090,782,944	1.5933	1.5933
第12計算期間末 (2019年6月17日)	77,251,479,235	77,251,479,235	1.8147	1.8147
第13計算期間末 (2020年6月15日)	73,423,983,322	73,423,983,322	1.5889	1.5889
第14計算期間末 (2021年6月15日)	106,132,215,632	106,132,215,632	2.3102	2.3102
第15計算期間末 (2022年6月15日)	104,635,505,752	104,635,505,752	2.4518	2.4518
第16計算期間末 (2023年6月15日)	122,730,006,248	122,730,006,248	2.5733	2.5733
2023年12月末日	146,452,403,486	－	2.8326	－
2024年1月末日	147,647,693,860	－	2.8340	－
2月末日	151,353,336,674	－	2.8711	－
3月末日	160,941,178,894	－	2.9757	－
4月末日	159,704,840,745	－	2.9135	－
5月末日	166,855,406,620	－	3.0088	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	172,933,837,893	172,933,837,893	3.1143	3.1143
6月末日	176,018,340,571	－	3.1501	－
7月末日	181,179,236,978	－	3.2193	－
8月末日	180,274,248,625	－	3.1940	－
9月末日	187,064,952,887	－	3.3216	－
10月末日	194,274,445,437	－	3.4511	－
11月末日	196,627,473,024	－	3.4890	－
12月末日	186,659,265,508	－	3.3552	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	30.5
第 9 計算期間	△4.6
第 10 計算期間	10.0
第 11 計算期間	2.3
第 12 計算期間	13.9
第 13 計算期間	△12.4
第 14 計算期間	45.4
第 15 計算期間	6.1
第 16 計算期間	5.0
第 17 計算期間	21.0
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	8.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	19,475,242,818	5,646,312,189
第 9 計算期間	11,796,733,279	6,207,605,510
第 10 計算期間	11,093,171,385	9,579,206,513
第 11 計算期間	13,122,670,950	7,732,023,777
第 12 計算期間	7,877,345,664	9,298,758,751
第 13 計算期間	17,747,676,182	14,106,742,880
第 14 計算期間	10,092,854,215	10,362,990,940
第 15 計算期間	7,836,153,719	11,100,249,362
第 16 計算期間	10,244,156,548	5,226,940,443
第 17 計算期間	14,973,979,415	7,139,050,565
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	5,092,857,810	5,286,730,873

●ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	33,552円
純資産総額	1,866億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-3.8%
3カ月間	1.0%
6カ月間	6.5%
1年間	18.4%
3年間	27.0%
5年間	73.7%
設定来	238.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　100円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	ダイワ・グローバルREITファンド	76.6%
大和アセットマネジメント	外国REIT厳選投資戦略ファンド	19.8%
グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	グローバルX スーパーディビィデンド-世界リート ETF（米国籍、米ドル建）	1.8%
合計		98.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

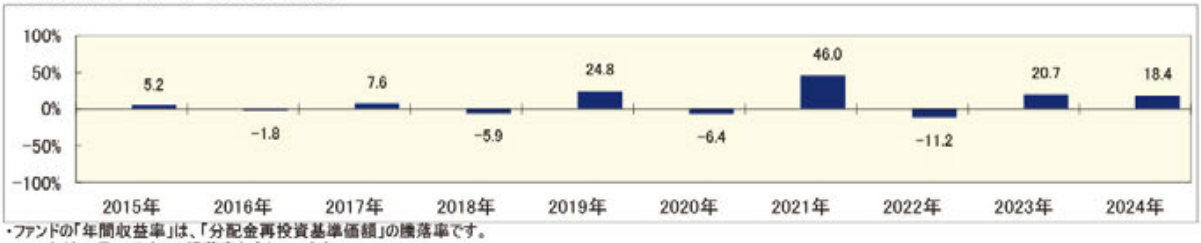

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		144,409,009,640	98.04
	内 日本	17,183,094,387	11.67
	内 ケイマン諸島	127,225,915,253	86.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,879,533,470	1.96
純資産総額		147,288,543,110	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA RICI FUND	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	8,730,838.21	15,015.71 131,100,120,621	14,572.01 127,225,915,253	86.38
2	ゴールド・ファンド	日本	投資信託 受益証券	7,472,210,118	2.0060 14,989,585,798	2.2996 17,183,094,387	11.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.04%
合計	98.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	40,562,980,303	40,562,980,303	0.5898	0.5898
第9計算期間末 (2016年6月15日)	42,613,625,618	42,613,625,618	0.4238	0.4238
第10計算期間末 (2017年6月15日)	42,957,751,337	42,957,751,337	0.4061	0.4061
第11計算期間末 (2018年6月15日)	57,080,803,074	57,080,803,074	0.4824	0.4824
第12計算期間末 (2019年6月17日)	53,371,967,869	53,371,967,869	0.4183	0.4183
第13計算期間末 (2020年6月15日)	47,799,166,251	47,799,166,251	0.3270	0.3270
第14計算期間末 (2021年6月15日)	79,383,805,929	79,383,805,929	0.5024	0.5024
第15計算期間末 (2022年6月15日)	108,001,732,150	108,001,732,150	0.8920	0.8920
第16計算期間末 (2023年6月15日)	91,612,155,895	91,612,155,895	0.7473	0.7473
2023年12月末日	104,205,568,015	－	0.7871	－
2024年1月末日	110,105,761,772	－	0.8162	－
2月末日	114,836,422,241	－	0.8346	－
3月末日	122,061,011,417	－	0.8617	－
4月末日	134,427,241,141	－	0.9328	－
5月末日	143,226,179,853	－	0.9539	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	141,131,440,383	141,131,440,383	0.9345	0.9345
6月末日	144,221,807,136	－	0.9476	－
7月末日	132,388,264,322	－	0.8553	－
8月末日	130,163,758,232	－	0.8214	－
9月末日	128,755,176,180	－	0.8332	－
10月末日	139,113,402,987	－	0.8897	－
11月末日	137,878,917,850	－	0.8707	－
12月末日	147,288,543,110	－	0.9212	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	△12.7
第 9 計算期間	△28.1
第 10 計算期間	△4.2
第 11 計算期間	18.8
第 12 計算期間	△13.3
第 13 計算期間	△21.8
第 14 計算期間	53.6
第 15 計算期間	77.5
第 16 計算期間	△16.2
第 17 計算期間	25.1
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	△3.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	47,493,924,943	5,622,171,536
第 9 計算期間	51,933,802,992	20,145,730,747
第 10 計算期間	33,192,611,427	27,978,454,206
第 11 計算期間	34,365,849,066	21,817,860,756
第 12 計算期間	31,718,915,176	22,448,316,064
第 13 計算期間	40,847,930,106	22,264,348,511
第 14 計算期間	46,364,019,044	34,537,590,145
第 15 計算期間	22,331,661,457	59,259,271,725
第 16 計算期間	25,654,562,726	24,140,210,434
第 17 計算期間	48,023,374,605	19,583,669,185
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	21,379,701,052	13,668,914,100

●ダイワファンドラップ コモディティセレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,212円
純資産総額	1,472億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	5.8%
3カ月間	10.6%
6カ月間	−2.8%
1年間	17.0%
3年間	62.8%
5年間	106.8%
設定来	−3.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　500円

決算期	第 6 期 13年6月	第 7 期 14年6月	第 8 期 15年6月	第 9 期 16年6月	第 10 期 17年6月	第 11 期 18年6月	第 12 期 19年6月	第 13 期 20年6月	第 14 期 21年6月	第 15 期 22年6月	第 16 期 23年6月	第 17 期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド	ダイワ"RICI"ファンド	86.4%
大和アセットマネジメント	ゴールド・ファンド	11.7%
合計		98.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

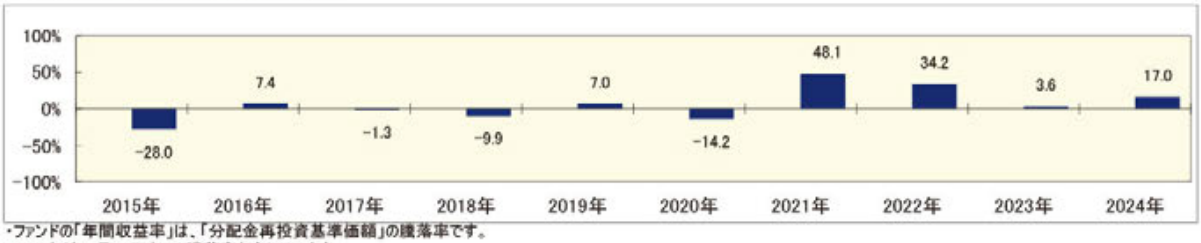

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 【投資状況】 (2024 年 12 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		136,358,456,171	32.23
	内 日本	132,266,541,186	31.26
	内 ケイマン諸島	4,091,914,985	0.97
投資証券		275,597,509,092	65.14
	内 アイルランド	12,298,262,641	2.91
	内 ルクセンブルグ	230,350,865,930	54.45
	内 ケイマン諸島	32,948,380,521	7.79
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		11,132,866,808	2.63
純資産総額		423,088,832,071	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024 年 12 月 30 日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	大和住銀 FoF 用ジャパン・マーケット・ニュートラル	日本	投資信託 受益証券	59,620,305,209	1.2865 76,706,363,047	1.3164 78,484,169,777	18.55
2	PICTET TR-ATLAS HJ JPY	ルクセンブルグ	投資証券	5,571,125.41	12,462.53 69,430,343,545	12,614.00 70,274,175,955	16.61
3	BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	ルクセンブルグ	投資証券	6,257,719.83	11,379.15 71,207,542,458	11,205.96 70,123,758,106	16.57
4	BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	ルクセンブルグ	投資証券	5,244,329.28	11,654.78 61,121,516,512	11,678.59 61,246,371,486	14.48
5	NINETEEN77 GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS JPY	ケイマン諸島	投資証券	3,249,026.77	10,188.26 33,101,931,141	10,141.00 32,948,380,521	7.79
6	短期金利トレンドフォロー戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	19,133,444,071	1.0132 19,386,273,400	0.9703 18,565,180,782	4.39
7	M&Aアービトラージ戦略ファンド	日本	投資信託 受益証券	16,759,407,019	1.0269 17,210,260,624	0.9795 16,415,839,175	3.88
8	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	ルクセンブルグ	投資証券	1,483,122.09	10,771.04 15,974,769,322	10,996.00 16,308,410,469	3.85
9	スパークス・ファンド・匠	日本	投資信託 受益証券	13,053,963,137	0.9838 12,843,340,871	0.9753 12,731,530,247	3.01

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 （円）	評価単価 時価 （円）	投資 比率 (%)
10	MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	ルクセンブルグ	投資証券	11,027,733.48	1,108.41 12,223,252,098	1,124.27 12,398,149,914	2.93
11	NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	アイルランド	投資証券	1,177,532.11	10,420.52 12,270,504,217	10,444.09 12,298,262,641	2.91
12	UBS コモディティα戦略ファンド	日本	投資信託受益証券	7,503,796,768	0.8514 6,388,759,254	0.8089 6,069,821,205	1.43
13	MARATHON EMERGING MARKET BOND FUND MARKET RISK HEDGED CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	426,274.45	9,610.90 4,096,882,843	9,599.25 4,091,914,985	0.97

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	32.23%
投資証券	65.14%
合計	97.37%

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第8計算期間末 (2015年6月15日)	96,308,493,928	96,308,493,928	1.0208	1.0208
第9計算期間末 (2016年6月15日)	118,204,886,822	118,204,886,822	0.9966	0.9966
第10計算期間末 (2017年6月15日)	133,126,139,108	133,126,139,108	1.0029	1.0029
第11計算期間末 (2018年6月15日)	158,964,047,483	158,964,047,483	0.9963	0.9963
第12計算期間末 (2019年6月17日)	181,065,540,588	181,065,540,588	0.9680	0.9680
第13計算期間末 (2020年6月15日)	176,604,084,773	176,604,084,773	0.9566	0.9566
第14計算期間末 (2021年6月15日)	213,629,053,396	213,629,053,396	1.0017	1.0017
第15計算期間末 (2022年6月15日)	257,165,849,785	257,165,849,785	0.9793	0.9793
第16計算期間末 (2023年6月15日)	286,570,439,743	286,570,439,743	0.9636	0.9636
2023年12月末日	340,851,116,643	－	0.9722	－
2024年1月末日	347,760,614,614	－	0.9767	－
2月末日	359,254,658,749	－	0.9782	－
3月末日	378,821,020,844	－	0.9884	－
4月末日	388,481,448,009	－	0.9830	－
5月末日	385,929,910,716	－	0.9807	－
第17計算期間末 (2024年6月17日)	392,014,335,929	392,014,335,929	0.9822	0.9822
6月末日	395,352,095,746	－	0.9824	－
7月末日	405,939,843,149	－	0.9849	－
8月末日	410,806,967,719	－	0.9868	－
9月末日	424,188,016,212	－	0.9882	－
10月末日	415,117,853,399	－	0.9781	－
11月末日	420,109,512,011	－	0.9789	－
12月末日	423,088,832,071	－	0.9775	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 8 計算期間	2.1
第 9 計算期間	△2.4
第 10 計算期間	0.6
第 11 計算期間	△0.7
第 12 計算期間	△2.8
第 13 計算期間	△1.2
第 14 計算期間	4.7
第 15 計算期間	△2.2
第 16 計算期間	△1.6
第 17 計算期間	1.9
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	△0.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 8 計算期間	65,119,330,062	7,868,002,016
第 9 計算期間	41,354,411,267	17,088,865,208
第 10 計算期間	43,708,207,815	29,572,586,184
第 11 計算期間	52,893,501,449	26,079,426,734
第 12 計算期間	53,618,480,392	26,118,666,685
第 13 計算期間	46,293,511,698	48,745,519,846
第 14 計算期間	66,907,910,059	38,251,969,554
第 15 計算期間	71,927,486,980	22,601,590,630
第 16 計算期間	71,903,539,717	37,101,957,895
第 17 計算期間	144,057,879,977	42,320,162,015
2024 年 6 月 18 日～ 2024 年 12 月 17 日	59,677,443,491	28,952,816,722

●ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

2024年12月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,775円
純資産総額	4,230億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.1%
3カ月間	-1.1%
6カ月間	-0.5%
1年間	0.5%
3年間	-3.6%
5年間	0.5%
設定来	-2.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第6期 13年6月	第7期 14年6月	第8期 15年6月	第9期 16年6月	第10期 17年6月	第11期 18年6月	第12期 19年6月	第13期 20年6月	第14期 21年6月	第15期 22年6月	第16期 23年6月	第17期 24年6月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
三井住友DSアセットマネジメント	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル	18.6%
ﾋﾟｸﾃｰ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ･ｴｽ･ｴｲ、ﾋﾟｸﾃｰ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	アトラス HJ JPY（円ヘッジ）	16.6%
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ.	ﾌﾞﾗｯｸﾛｯｸ･ｼｽﾃﾏﾃｨｯｸ･US･ｴｸｲﾃｨ･ｱﾌﾞｿﾙｰﾄ･ﾘﾀｰﾝ･ﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽI2円ﾍｯｼﾞ	16.6%
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド	14.5%
UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー	ﾅｲﾝﾃｨｰﾝｾﾌﾞﾝﾃｨｾﾌﾞﾝ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾏｰｼﾞｬｰ･ｱｰﾋﾞﾄﾗｰｼﾞ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	7.8%
大和アセットマネジメント	短期金利トレンドフォロー戦略ファンド	4.4%
東京海上アセットマネジメント	M＆Aアービトラージ戦略ファンド	3.9%
JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Iクラス）（円ヘッジ）	3.9%
スパークス・アセット・マネジメント	スパークス・ファンド・匠	3.0%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	ﾓﾙｶﾞﾝ･ｽﾀﾝﾚｰ･ｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄ･ﾌｧﾝｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾏｸﾛ･ﾌｧﾝﾄﾞ ZH(JPY)ｸﾗｽ	2.9%
合計		92.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

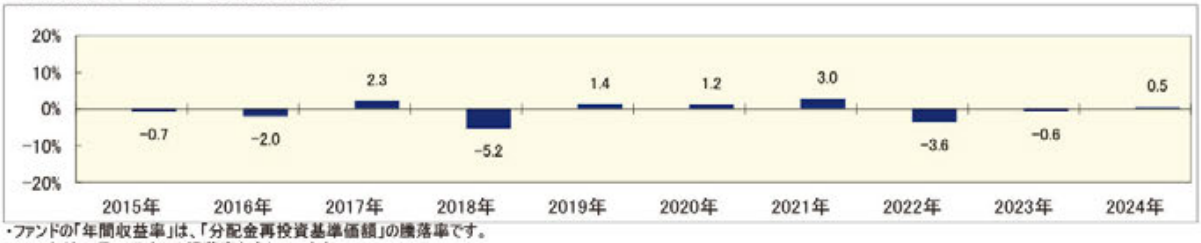

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2024年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率（①+②）	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワファンドラップ 日本株式セレクト	1.14%	0.48%	0.65%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト	1.23%	0.48%	0.74%
ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス	1.34%	0.48%	0.85%
ダイワファンドラップ 日本債券セレクト	0.48%	0.24%	0.24%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト	1.27%	0.48%	0.79%
ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス	1.32%	0.48%	0.84%
ダイワファンドラップ J-REITセレクト	0.73%	0.37%	0.36%
ダイワファンドラップ 外国REITセレクト	1.00%	0.37%	0.63%
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	1.21%	0.37%	0.84%
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト	1.39%	0.48%	0.90%

※対象期間は2023年6月16日～2024年6月17日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの費用には、GLOBAL CORE BOND F EX-JP（受取配当金、受取利息に係る源泉徴収税）が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの費用には、GLOBAL CORE BOND F EX-JP（受取配当金、受取利息に係る源泉徴収税）が含まれていません。
※ダイワファンドラップ J-REITセレクトの費用のうち、ダイワ・クオンツアクティブJ−REIT・ファンド（FOFs用）（運用管理費用以外の費用）、フィデリティ・Jリート・ファンド 2（適格機関投資家専用）（運用管理費用以外の費用）が含まれていません。
※ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの費用には、外国REIT厳選投資戦略F（FOFs用）（適格機関投資家専用）（運用管理費用以外の費用）が含まれていません。
※ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの費用のうち、UBSコモディティα戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専（投資対象とする連動債券）、短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FoFs用）（投資対象とする連動債券）、スパークス・ファンド・匠（FOFs用）（適格機関投資家専用）（実績報酬、運用管理費用以外の費用）が含まれていません。
上記以外のファンドについて、投資先ファンドにおいて含まれていない費用は認識していません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、後掲の別表Ａに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Ａに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、各ファンドについて後掲の別表Ｂに掲げる価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW 日本株式セレクト」および「FW J-REIT セレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、後掲の別表Ａに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Ａに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、各ファンドについて後掲の別表Ｂに掲げる価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。
大和アセットマネジメント株式会社
電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）
ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW 日本株式セレクト」および「FW J-REIT セレクト」を除きます。）その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、各ファンドについて原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して次の日から受益者に支払います。

ファンド名	解約代金支払開始日
FW 日本株式セレクト FW J-REIT セレクト	5 営業日目
FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+ FW 日本債券セレクト FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+ FW 外国 REIT セレクト FW ヘッジ F セレクト	6 営業日目
FW コモディティセレクト	8 営業日目

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

※「１　申込（販売）手続等」「２　換金（解約）手続等」中の別表ＡおよびＢは、次のものとします。

［別表Ａ］

ファンド名	該当日
FW 日本債券セレクト	①ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FW 外国株式セレクト FW 外国株式 EM+ FW 外国債券セレクト FW 外国債券 EM+	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
FW 外国 REIT セレクト	①ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会

	社が定める日
FW コモディティセレクト	①ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ②毎年12月24日 ③一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
FWヘッジFセレクト	一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

［別表Ｂ］

ファンド名	価額
FW日本株式セレクト FW J-REITセレクト	申込受付日の翌営業日の基準価額
FW外国株式セレクト FW外国株式EM+ FW日本債券セレクト FW外国債券セレクト FW外国債券EM+ FW外国REITセレクト FWコモディティセレクト FWヘッジFセレクト	申込受付日の翌々営業日の基準価額

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した１万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・指定投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除く）：原則として、計算日の前営業日（外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日）の基準価額で評価します。

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）につ

いて、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 7. までの規定にしたがいます。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④　運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤　公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

株式会社 大和ファンド・コンサルティング（投資顧問会社）と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

４【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して５営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３ 【ファンドの経理状況】

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ　日本株式セレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ　日本株式セレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,098,374,429	7,430,099,996
投資信託受益証券	586,597,871,789	713,007,671,632
流動資産合計	594,696,246,218	720,437,771,628
資産合計	594,696,246,218	720,437,771,628
負債の部		
流動負債		
未払解約金	632,058,453	471,316,138
未払受託者報酬	113,291,036	152,574,176
未払委託者報酬	1,132,910,776	1,525,742,280
その他未払費用	1,102,390	1,123,267
流動負債合計	1,879,362,655	2,150,755,861
負債合計	1,879,362,655	2,150,755,861
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	253,498,078,517	252,260,376,133
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	339,318,805,046	466,026,639,634
（分配準備積立金）	181,936,662,368	263,928,233,146
元本等合計	592,816,883,563	718,287,015,767
純資産合計	592,816,883,563	718,287,015,767
負債純資産合計	594,696,246,218	720,437,771,628

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	2,314,950,313	2,698,599,895
受取利息	3,238	1,961,080
有価証券売買等損益	109,975,826,817	131,383,208,586
営業収益合計	112,290,780,368	134,083,769,561
営業費用		
支払利息	2,806,492	1,798,759
受託者報酬	218,271,027	284,870,588
委託者報酬	2,182,711,158	2,848,706,928
その他費用	2,199,592	2,211,636
営業費用合計	2,405,988,269	3,137,587,911
営業利益又は営業損失（△）	109,884,792,099	130,946,181,650
経常利益又は経常損失（△）	109,884,792,099	130,946,181,650
当期純利益又は当期純損失（△）	109,884,792,099	130,946,181,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,629,506,086	12,738,306,142
期首剰余金又は期首欠損金（△）	216,278,806,401	339,318,805,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,172,276,784	84,495,143,599
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	48,172,276,784	84,495,143,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,387,564,152	75,995,184,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	31,387,564,152	75,995,184,519
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	339,318,805,046	466,026,639,634

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	239,659,941,817円	253,498,078,517円
期中追加設定元本額	48,410,679,332円	55,128,087,210円
期中一部解約元本額	34,572,542,632円	56,365,789,594円
2. 計算期間末日における受益権の総数	253,498,078,517口	252,260,376,133口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,191,306,495円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（93,250,871,961円）、投資信託約款に規定される収益調整金（200,082,501,413円）及び分配準備積立金（86,494,483,912円）より分配対象額は382,019,163,781円（1万口当たり15,069.90円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,467,812,885円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（115,740,062,623円）、投資信託約款に規定される収益調整金（234,598,805,805円）及び分配準備積立金（145,720,357,638円）より分配対象額は498,527,038,951円（1万口当たり19,762.40円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

区分	第 17 期 2024 年 6 月 17 日現在
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第 16 期 2023 年 6 月 15 日現在	第 17 期 2024 年 6 月 17 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	105,187,081,460	122,721,616,557
合計	105,187,081,460	122,721,616,557

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 16 期 2023 年 6 月 15 日現在	第 17 期 2024 年 6 月 17 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 17 期 自 2023 年 6 月 16 日 至 2024 年 6 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	第 16 期 2023 年 6 月 15 日現在	第 17 期 2024 年 6 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	2.3385 円 (23,385 円)	2.8474 円 (28,474 円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	11,061,207,661	28,166,259,187	
	グローバルＸ MSCI スーパーディビィデンド-日本株式 ETF	17,227,134	48,408,246,540	
	ＤＩＡＭ国内株式アクティブ市場型ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	32,958,819,536	85,350,159,070	
	日本小型株フォーカス・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	8,156,754,505	17,159,364,452	
	ダイワ成長株オープン（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	17,901,133,161	47,416,521,516	
	リサーチ・アクティブ・オープンＦ（適格機関投資家専用）	1,780,248	79,945,596,936	
	ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	28,094,997,372	79,194,178,592	
	損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	6,809,030,102	13,895,868,632	
	日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）	28,850,790,235	85,842,641,265	
	ニッセイ日本株グロースファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	4,544,970,250	6,901,082,827	
	国内高配当株フォーカス（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	18,493,453,634	42,091,100,470	
	日本株 EVI ハイアルファ（FOF ｓ用）（適格機関投資家専用）	31,221,679,984	64,831,818,486	
	日本大型株長期厳選投資（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	30,764,146,358	43,257,466,193	
	ダイワ中小型株ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	14,979,251,547	17,365,446,318	
	大和住銀ニッポン中小型株ファンド（FOF ｓ用）（適格機関投資家専用）	6,366,734,430	21,519,562,373	
	Ｊ Flag 中小型株ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	2,111,968,300	10,441,782,472	
	Ｔ＆Ｄ/マイルストン日本株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	7,724,719,269	21,220,576,303	
投資信託受益証券 合計			713,007,671,632	

種類	銘柄	券面総額	評価額 （円）	備考
合計			713,007,671,632	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	88,688,161	17,197,413
コール・ローン	7,763,543,219	8,327,642,173
投資信託受益証券	300,619,280,920	402,815,015,458
投資証券	66,034,615,789	114,829,011,183
流動資産合計	374,506,128,089	525,988,866,227
資産合計	374,506,128,089	525,988,866,227
負債の部		
流動負債		
未払解約金	130,638,113	414,411,812
未払受託者報酬	72,758,715	107,397,247
未払委託者報酬	727,587,566	1,073,973,023
その他未払費用	1,092,939	1,105,050
流動負債合計	932,077,333	1,596,887,132
負債合計	932,077,333	1,596,887,132
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	149,232,382,544	153,429,891,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224,341,668,212	370,962,087,391
（分配準備積立金）	127,561,689,913	224,612,576,699
元本等合計	373,574,050,756	524,391,979,095
純資産合計	373,574,050,756	524,391,979,095
負債純資産合計	374,506,128,089	525,988,866,227

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	331,336,350	576,309,399
受取利息	3,118,432	11,186,136
有価証券売買等損益	63,223,714,237	138,721,803,882
為替差損益	1,956,771,829	5,584,951,484
その他収益	－	459,940
営業収益合計	65,514,940,848	144,894,710,841
営業費用		
支払利息	2,152,585	1,615,567
受託者報酬	141,125,159	195,349,815
委託者報酬	1,411,252,477	1,953,499,137
その他費用	6,622,121	7,237,561
営業費用合計	1,561,152,342	2,157,702,080
営業利益又は営業損失（△）	63,953,788,506	142,737,008,761
経常利益又は経常損失（△）	63,953,788,506	142,737,008,761
当期純利益又は当期純損失（△）	63,953,788,506	142,737,008,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,523,065,518	16,218,971,731
期首剰余金又は期首欠損金（△）	144,226,620,177	224,341,668,212
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,331,089,905	82,484,503,128
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	41,331,089,905	82,484,503,128
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,646,764,858	62,382,120,979
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	21,646,764,858	62,382,120,979
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224,341,668,212	370,962,087,391

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	135,832,410,355円	149,232,382,544円
期中追加設定元本額	33,463,336,846円	44,809,149,054円
期中一部解約元本額	20,063,364,657円	40,611,639,894円
2. 計算期間末日における受益権の総数	149,232,382,544口	153,429,891,704口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（300,864,456円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（57,521,946,837円）、投資信託約款に規定される収益調整金（122,144,391,675円）及び分配準備積立金（69,738,878,620円）より分配対象額は249,706,081,588円（1万口当たり16,732.70円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（497,439,914円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（126,020,597,116円）、投資信託約款に規定される収益調整金（158,709,796,353円）及び分配準備積立金（98,094,539,669円）より分配対象額は383,322,373,052円（1万口当たり24,983.55円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	44,946,518,291	99,328,038,645
投資証券	8,387,179,463	28,194,776,753
合計	53,333,697,754	127,522,815,398

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.5033円 (25,033円)	3.4178円 (34,178円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	5,804,680,349	14,634,760,095	
		UBS グローバル・オポチュニティー（除く日本）株式ファンド(FOFs 用)（適格機関投資家専用）	9,222,296,009	24,847,632,137	
		ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	12,874,613,471	34,757,593,987	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	21,274,127,032	57,182,726,049	
		ＧＩＭ米国大型バリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,169,482,482	15,115,849,029	
		ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	4,752,729,739	9,780,167,256	
		ダイワ／GQG グローバル・エクイティ（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	10,859,977,371	31,572,126,212	
		ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	22,426,303,698	41,466,235,537	
		グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	15,890,137,251	25,900,923,719	
		アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	39,136,743,317	68,649,761,452	
		ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	8,291,478,408	10,409,121,993	
		ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	3,877,954,747	10,321,564,354	
	日本円 小計			344,638,461,820	
	アメリカ・ドル	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	10,030,000	369,304,600.000	
	アメリカ・ドル 小計			369,304,600.000 (58,176,553,638)	
投資信託受益証券 合計				402,815,015,458 [58,176,553,638]	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	国外・円	T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	2,136,092.910	58,443,502,017.600	
		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	14,314,676.102	56,385,509,165.770	
	国外・円 小計			114,829,011,183.370 (114,829,011,183)	
投資証券 合計				114,829,011,183 [114,829,011,183]	
合計				517,644,026,641 [173,005,564,821]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	42,699,749	17,293,533
コール・ローン	2,457,005,793	2,113,876,683
投資信託受益証券	130,325,852,574	138,567,046,108
投資証券	44,550,334,447	60,683,263,565
未収入金	70,000,000	1,170,000,000
流動資産合計	177,445,892,563	202,551,479,889
資産合計	177,445,892,563	202,551,479,889
負債の部		
流動負債		
未払金	－	800,000,000
未払解約金	73,785,581	998,828,714
未払受託者報酬	35,730,550	43,457,843
未払委託者報酬	357,305,935	434,578,965
その他未払費用	1,117,467	1,131,392
流動負債合計	467,939,533	2,277,996,914
負債合計	467,939,533	2,277,996,914
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	80,675,222,577	68,531,016,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	96,302,730,453	131,742,466,014
（分配準備積立金）	71,598,445,848	105,427,362,619
元本等合計	176,977,953,030	200,273,482,975
純資産合計	176,977,953,030	200,273,482,975
負債純資産合計	177,445,892,563	202,551,479,889

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	139,791,152	213,507,104
受取利息	1,440,515	5,517,025
有価証券売買等損益	28,168,660,208	53,024,069,038
為替差損益	654,625,773	2,776,316,855
その他収益	－	249,904
営業収益合計	28,964,517,648	56,019,659,926
営業費用		
支払利息	808,706	511,737
受託者報酬	71,652,505	83,266,026
委託者報酬	716,525,901	832,661,160
その他費用	4,055,121	4,060,865
営業費用合計	793,042,233	920,499,788
営業利益又は営業損失（△）	28,171,475,415	55,099,160,138
経常利益又は経常損失（△）	28,171,475,415	55,099,160,138
当期純利益又は当期純損失（△）	28,171,475,415	55,099,160,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,234,092,937	6,329,953,557
期首剰余金又は期首欠損金（△）	71,208,750,970	96,302,730,453
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,672,996,273	7,805,579,223
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	6,672,996,273	7,805,579,223
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,516,399,268	21,135,050,243
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	8,516,399,268	21,135,050,243
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	96,302,730,453	131,742,466,014

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	83,717,896,013円	80,675,222,577円
期中追加設定元本額	6,920,463,364円	5,462,879,556円
期中一部解約元本額	9,963,136,800円	17,607,085,172円
2. 計算期間末日における受益権の総数	80,675,222,577口	68,531,016,961口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（128,596,432円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（22,587,424,753円）、投資信託約款に規定される収益調整金（46,331,110,494円）及び分配準備積立金（48,882,424,663円）より分配対象額は117,929,556,342円（1万口当たり14,617.82円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（184,063,469円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（48,585,143,112円）、投資信託約款に規定される収益調整金（43,525,804,580円）及び分配準備積立金（56,658,156,038円）より分配対象額は148,953,167,199円（1万口当たり21,735.15円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	18,945,470,400	31,940,373,187

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	4,442,594,380	13,429,691,185
合計	23,388,064,780	45,370,064,372

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1937円 （21,937円）	2.9224円 （29,224円）

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	1,854,877,652	4,676,517,536	
		UBS グローバル・オポチュニティー（除く日本）株式ファンド(FOFs 用)（適格機関投資家専用）	2,915,388,491	7,854,931,211	
		ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	4,074,998,345	11,001,273,031	
		フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,500,654,727	17,473,109,840	
		ＧＩＭ米国大型バリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,916,029,202	4,694,463,147	
		ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	1,471,132,586	3,027,296,635	
		ダイワ／GQG グローバル・エクイティ（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	3,264,803,817	9,491,437,656	
		ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,830,457,122	12,629,515,218	
		グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	4,881,465,873	7,956,789,372	
		アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	11,849,354,144	20,784,952,103	
		ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	2,534,100,392	3,181,309,632	
		ダイワ／ウエリントン新興国 EX 戦略株式（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	6,255,655,300	6,742,345,282	
		ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	1,138,808,949	3,031,053,898	
	日本円 小計			112,544,994,561	
	アメリカ・ドル	GLOBAL X CONSCIOUS COMPANIES	3,090,000	113,773,800.000	
		VALUE PARTNERS HIGH DIVIDEND STOCKS FUND CLASS A1 USD	501,307.630	51,414,110.540	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	アメリカ・ドル 小計			165,187,910.540 (26,022,051,547)	
投資信託受益証券 合計				138,567,046,108 [26,022,051,547]	
投資証券	国外・円	FIDELITY FUNDS - INSTITUTIONAL EMERGING MARKETS EQUITY FUND I-ACC-JPY	5,511,990.240	11,784,635,133.120	
		MAN FUNDS PLC MAN NUMERIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY SHARES	877,146.086	13,979,954,318.660	
		T ROWE PRICE FUNDS SICAV - GLOBAL FOCUSED GROWTH EQUITY FUND CLASS I JPY	639,317.900	17,491,737,744.000	
		CAPITAL GROUP GLOBAL NEW PERSPECTIVE FUND (LUX)	4,424,203.191	17,426,936,369.340	
	国外・円 小計			60,683,263,565.120 (60,683,263,565)	
投資証券 合計				60,683,263,565 [60,683,263,565]	
合計				199,250,309,673 [86,705,315,112]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1.　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2.　合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3.　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　2銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ　日本債券セレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ　日本債券セレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,213,670,923	11,042,147,932
投資信託受益証券	625,326,975,658	707,286,702,999
流動資産合計	636,540,646,581	718,328,850,931
資産合計	636,540,646,581	718,328,850,931
負債の部		
流動負債		
未払解約金	205,682,584	598,342,991
未払受託者報酬	67,837,497	76,700,253
未払委託者報酬	678,375,519	767,003,107
その他未払費用	1,108,357	1,127,448
流動負債合計	953,003,957	1,443,173,799
負債合計	953,003,957	1,443,173,799
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	562,601,848,320	655,987,998,387
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	72,985,794,304	60,897,678,745
（分配準備積立金）	13,283,170,061	11,819,184,036
元本等合計	635,587,642,624	716,885,677,132
純資産合計	635,587,642,624	716,885,677,132
負債純資産合計	636,540,646,581	718,328,850,931

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取利息	3,973	2,042,288
有価証券売買等損益	△5,354,630,135	△20,490,272,659
営業収益合計	△5,354,626,162	△20,488,230,371
営業費用		
支払利息	3,003,464	2,013,464
受託者報酬	136,004,710	148,290,926
委託者報酬	1,360,048,111	1,482,910,388
その他費用	2,198,943	2,210,120
営業費用合計	1,501,255,228	1,635,424,898
営業利益又は営業損失（△）	△6,855,881,390	△22,123,655,269
経常利益又は経常損失（△）	△6,855,881,390	△22,123,655,269
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,855,881,390	△22,123,655,269
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△938,441,068	△1,592,780,349
期首剰余金又は期首欠損金（△）	76,316,769,974	72,985,794,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,162,693,418	17,460,414,238
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	11,162,693,418	17,460,414,238
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,576,228,766	9,017,654,877
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	8,576,228,766	9,017,654,877
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	72,985,794,304	60,897,678,745

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	535,649,778,567円	562,601,848,320円
期中追加設定元本額	87,487,981,485円	164,099,404,842円
期中一部解約元本額	60,535,911,732円	70,713,254,775円
2. 計算期間末日における受益権の総数	562,601,848,320口	655,987,998,387口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（84,138,282,279円）及び分配準備積立金（13,283,170,061円）より分配対象額は97,421,452,340円（1万口当たり1,731.62円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（101,772,696,812円）及び分配準備積立金（11,819,184,036円）より分配対象額は113,591,880,848円（1万口当たり1,731.62円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

区分	第17期 2024年6月17日現在
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△3,674,950,975	△19,254,231,244
合計	△3,674,950,975	△19,254,231,244

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1297円 （11,297円）	1.0928円 （10,928円）

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	30,258,378,106	28,152,394,989	
	ネオ・ジャパン債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	115,508,055,134	119,897,361,229	
	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	124,025,836,742	141,724,323,645	
	国内債券スイッチング戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家私募）	35,272,986,230	35,336,477,605	
	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	134,301,060,325	141,244,425,143	
	大和住銀日本債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	130,426,939,765	127,518,419,008	
	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）	92,002,624,569	85,102,427,726	
	フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	33,703,421,017	28,310,873,654	
投資信託受益証券 合計			707,286,702,999	
合計			707,286,702,999	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,232,698,437	6,075,912,684
投資信託受益証券	209,987,881,849	252,303,113,280
投資証券	8,885,245,665	59,597,527,259
流動資産合計	223,105,825,951	317,976,553,223
資産合計	223,105,825,951	317,976,553,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金	59,792,313	224,534,309
未払受託者報酬	45,817,448	62,000,535
未払委託者報酬	458,174,978	620,005,801
その他未払費用	1,101,698	1,108,838
流動負債合計	564,886,437	907,649,483
負債合計	564,886,437	907,649,483
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	164,374,127,888	201,492,876,927
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	58,166,811,626	115,576,026,813
（分配準備積立金）	16,754,094,467	52,214,781,382
元本等合計	222,540,939,514	317,068,903,740
純資産合計	222,540,939,514	317,068,903,740
負債純資産合計	223,105,825,951	317,976,553,223

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	2,351,007,958	4,731,958,046
受取利息	1,879	1,201,542
有価証券売買等損益	8,509,906,015	36,275,554,979
営業収益合計	10,860,915,852	41,008,714,567
営業費用		
支払利息	1,416,236	969,505
受託者報酬	90,028,574	114,828,123
委託者報酬	900,286,729	1,148,282,167
その他費用	2,205,435	2,218,888
営業費用合計	993,936,974	1,266,298,683
営業利益又は営業損失（△）	9,866,978,878	39,742,415,884
経常利益又は経常損失（△）	9,866,978,878	39,742,415,884
当期純利益又は当期純損失（△）	9,866,978,878	39,742,415,884
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	421,338,272	2,003,190,347
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,400,978,132	58,166,811,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,377,293,883	27,999,245,451
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	11,377,293,883	27,999,245,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,057,100,995	8,329,255,801
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	5,057,100,995	8,329,255,801
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	58,166,811,626	115,576,026,813

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1.　※1　期首元本額	145,613,405,582円	164,374,127,888円
期中追加設定元本額	35,940,620,547円	60,132,431,058円

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
期中一部解約元本額	17,179,898,241円	23,013,682,019円
2. 計算期間末日における受益権の総数	164,374,127,888口	201,492,876,927口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,014,625,409円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（67,588,896,172円）及び分配準備積立金（14,739,469,058円）より分配対象額は84,342,990,639円（1万口当たり5,131.16円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,310,551,004円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（33,191,630,232円）、投資信託約款に規定される収益調整金（89,564,053,909円）及び分配準備積立金（14,712,600,146円）より分配対象額は141,778,835,291円（1万口当たり7,036.42円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,555,913,773	28,008,717,186
投資証券	505,632,220	5,898,835,385
合計	8,061,545,993	33,907,552,571

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3539円 （13,539円）	1.5736円 （15,736円）

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	2,545,895,716	3,075,696,614	
		ダイワ米国債券ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	4,751,930,576	6,325,294,789	
		ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	15,260,271,524	21,622,278,722	
		ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	22,126,363,659	28,111,545,028	
		フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	36,763,538,121	47,101,445,040	
		ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	9,802,064,927	15,632,333,145	
	日本円 小計			121,868,593,338	
	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	1,791,477.910	18,634,953,219.820	
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	297,004,184.800	34,503,570,156.580	
		GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	3,287,904.480	49,762,434,304.800	
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	1,840,731	27,533,562,261.450	
	国外・円 小計			130,434,519,942.650 (130,434,519,942)	
投資信託受益証券 合計				252,303,113,280 [130,434,519,942]	
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	360,871.129	6,240,407,302.760	
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	470,916,677.457	53,357,119,955.920	
	国外・円 小計			59,597,527,258.680 (59,597,527,259)	
投資証券 合計				59,597,527,259 [59,597,527,259]	
合計				311,900,640,539 [190,032,047,201]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,173,755,347	1,387,745,224
投資信託受益証券	64,500,895,506	69,348,612,907
投資証券	2,160,136,262	12,503,393,454
流動資産合計	67,834,787,115	83,239,751,585
資産合計	67,834,787,115	83,239,751,585
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,442,770	294,166,166
未払受託者報酬	14,370,269	16,856,558
未払委託者報酬	143,703,134	168,566,138
その他未払費用	1,110,673	1,118,739
流動負債合計	186,626,846	480,707,601
負債合計	186,626,846	480,707,601
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	45,870,028,705	47,647,319,690
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,778,131,564	35,111,724,294
（分配準備積立金）	7,940,787,624	18,324,933,196
元本等合計	67,648,160,269	82,759,043,984
純資産合計	67,648,160,269	82,759,043,984
負債純資産合計	67,834,787,115	83,239,751,585

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	916,550,927	1,375,244,378
受取利息	451	272,225
有価証券売買等損益	2,944,159,882	11,037,526,324
営業収益合計	3,860,711,260	12,413,042,927
営業費用		
支払利息	346,534	223,416
受託者報酬	29,107,881	32,305,951
委託者報酬	291,079,698	323,060,583
その他費用	2,203,016	2,218,890
営業費用合計	322,737,129	357,808,840
営業利益又は営業損失（△）	3,537,974,131	12,055,234,087
経常利益又は経常損失（△）	3,537,974,131	12,055,234,087
当期純利益又は当期純損失（△）	3,537,974,131	12,055,234,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	141,132,377	630,686,981
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,509,321,264	21,778,131,564
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,855,944,327	4,503,655,923
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,855,944,327	4,503,655,923
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,983,975,781	2,594,610,299
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,983,975,781	2,594,610,299
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	21,778,131,564	35,111,724,294

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	46,474,819,278円	45,870,028,705円
期中追加設定元本額	4,359,194,462円	7,187,284,192円
期中一部解約元本額	4,963,985,035円	5,409,993,207円
2. 計算期間末日における受益権の総数	45,870,028,705口	47,647,319,690口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（796,197,510円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（20,447,139,036円）及び分配準備積立金（7,144,590,114円）より分配対象額は28,387,926,660円（1万口当たり6,188.77円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,259,103,736円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,008,952,839円）、投資信託約款に規定される収益調整金（22,557,523,107円）及び分配準備積立金（7,056,876,621円）より分配対象額は40,882,456,303円（1万口当たり8,580.22円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,639,088,445	9,063,749,114
投資証券	125,210,268	1,300,136,596
合計	2,764,298,713	10,363,885,710

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4748円 （14,748円）	1.7369円 （17,369円）

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	531,020,695	641,526,101	
		ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	997,646,735	1,327,967,568	
		ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,202,447,146	4,537,547,361	
		ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	4,639,173,833	5,894,070,354	
		フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	7,710,842,505	9,879,131,417	
		Ｔ．ロウ・プライス新興国債券オープンＭ（FOFs用）（適格機関投資家専用）	7,243,359,372	8,242,218,629	
		ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	2,056,366,369	3,279,493,085	
	日本円 小計			33,801,954,515	
	国外・円	WELLINGTON GLOBAL AGGREGATE NON YEN BOND FUND CLASS SQ5	375,189.589	3,902,722,104.770	
		DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	62,264,363.810	7,233,375,672.530	
		GLOBAL CORE BOND FUND EX-JAPAN	689,410.430	10,434,226,858.050	
		INVESTMENT GRADE EURO AGGREGATE BOND SUB-TRUST	385,939	5,772,856,265.050	
		EMERGING MARKET DEBT FUND	471,139.300	8,203,477,491.600	
	国外・円 小計			35,546,658,392.000 (35,546,658,392)	
投資信託受益証券 合計				69,348,612,907 [35,546,658,392]	
投資証券	国外・円	LORD ABBETT HIGH YIELD FUND CLASS I JPY ACCUMULATING	75,623.641	1,307,730,886.820	
		L&G GLOBAL AGGREGATE EX JAPAN BOND FUND - C JPY UNHEDGED ACC	98,810,134.853	11,195,662,567.490	
	国外・円 小計			12,503,393,454.310 (12,503,393,454)	
投資証券 合計				12,503,393,454	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				[12,503,393,454]	
合計				81,852,006,361 [48,050,051,846]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ J-REIT セレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-REITセレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-REITセレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ J-REIT セレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,290,091,903	3,201,669,785
投資信託受益証券	159,154,474,474	209,452,964,727
流動資産合計	161,444,566,377	212,654,634,512
資産合計	161,444,566,377	212,654,634,512
負債の部		
流動負債		
未払解約金	161,923,628	276,565,112
未払受託者報酬	16,697,948	21,379,856
未払委託者報酬	267,167,990	342,078,438
その他未払費用	1,126,502	1,149,827
流動負債合計	446,916,068	641,173,233
負債合計	446,916,068	641,173,233
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	74,152,327,463	100,657,961,208
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	86,845,322,846	111,355,500,071
（分配準備積立金）	29,325,201,043	26,037,368,217
元本等合計	160,997,650,309	212,013,461,279
純資産合計	160,997,650,309	212,013,461,279
負債純資産合計	161,444,566,377	212,654,634,512

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取利息	831	816,684
有価証券売買等損益	△294,337,343	△5,380,069,716
営業収益合計	△294,336,512	△5,379,253,032
営業費用		
支払利息	719,275	520,157
受託者報酬	33,327,779	40,306,410
委託者報酬	533,245,897	644,904,133
その他費用	2,193,411	2,213,585
営業費用合計	569,486,362	687,944,285
営業利益又は営業損失（△）	△863,822,874	△6,067,197,317
経常利益又は経常損失（△）	△863,822,874	△6,067,197,317
当期純利益又は当期純損失（△）	△863,822,874	△6,067,197,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	47,757,521	△65,367,657
期首剰余金又は期首欠損金（△）	78,326,929,247	86,845,322,846
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,740,642,601	42,117,735,687
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	18,740,642,601	42,117,735,687
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,310,668,607	11,605,728,802
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	9,310,668,607	11,605,728,802
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	86,845,322,846	111,355,500,071

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	66,151,971,229円	74,152,327,463円
期中追加設定元本額	15,848,367,952円	36,406,216,566円
期中一部解約元本額	7,848,011,718円	9,900,582,821円
2. 計算期間末日における受益権の総数	74,152,327,463口	100,657,961,208口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,283,720,900円）及び分配準備積立金（29,325,201,043円）より分配対象額は104,608,921,943円（1万口当たり14,107.30円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（115,963,792,563円）及び分配準備積立金（26,037,368,217円）より分配対象額は142,001,160,780円（1万口当たり14,107.30円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

区分	第17期 2024年6月17日現在
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△43,219,197	△4,178,252,839
合計	△43,219,197	△4,178,252,839

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1712円 (21,712円)	2.1063円 (21,063円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・J-REIT ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	142,966,312,067	146,597,656,393	
	ダイワ・クオンツアクティブ J-REIT・ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	30,737,880,601	31,404,892,610	
	フィデリティ・Ｊリート・ファンド 2（適格機関投資家専用）	31,068,275,931	31,450,415,724	
投資信託受益証券 合計			209,452,964,727	
合計			209,452,964,727	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2023年6月16日から2024年6月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	128,152,739	218,578,300
コール・ローン	2,441,466,134	2,893,371,182
投資信託受益証券	120,407,839,073	170,405,607,931
流動資産合計	122,977,457,946	173,517,557,413
資産合計	122,977,457,946	173,517,557,413
負債の部		
流動負債		
未払解約金	34,291,157	288,675,034
未払受託者報酬	12,474,095	17,289,574
未払委託者報酬	199,586,153	276,633,822
その他未払費用	1,100,293	1,121,090
流動負債合計	247,451,698	583,719,520
負債合計	247,451,698	583,719,520
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	47,694,507,874	55,529,436,724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	75,035,498,374	117,404,401,169
（分配準備積立金）	31,649,395,581	54,711,121,660
元本等合計	122,730,006,248	172,933,837,893
純資産合計	122,730,006,248	172,933,837,893
負債純資産合計	122,977,457,946	173,517,557,413

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取配当金	147,022,068	191,584,911
受取利息	511,599	1,943,439
有価証券売買等損益	5,727,605,689	28,507,655,503
為替差損益	102,844,742	325,420,502
営業収益合計	5,977,984,098	29,026,604,355
営業費用		
支払利息	733,271	514,181
受託者報酬	24,799,871	31,631,941
委託者報酬	396,799,389	506,112,280
その他費用	2,267,370	2,277,167
営業費用合計	424,599,901	540,535,569
営業利益又は営業損失（△）	5,553,384,197	28,486,068,786
経常利益又は経常損失（△）	5,553,384,197	28,486,068,786
当期純利益又は当期純損失（△）	5,553,384,197	28,486,068,786
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	235,080,334	1,327,909,861
期首剰余金又は期首欠損金（△）	61,958,213,983	75,035,498,374
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,389,488,457	26,552,913,088
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	15,389,488,457	26,552,913,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,630,507,929	11,342,169,218
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	7,630,507,929	11,342,169,218
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	75,035,498,374	117,404,401,169

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1.　※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	42,677,291,769円 10,244,156,548円 5,226,940,443円	47,694,507,874円 14,973,979,415円 7,139,050,565円
2.　計算期間末日における受益権の総数	47,694,507,874口	55,529,436,724口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（135,686,162円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,182,617,701円）、投資信託約款に規定される収益調整金（48,516,930,089円）及び分配準備積立金（26,331,091,718円）より分配対象額は80,166,325,670円（1万口当たり16,808.29円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（184,095,113円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（26,974,063,812円）、投資信託約款に規定される収益調整金（65,795,201,928円）及び分配準備積立金（27,552,962,735円）より分配対象額は120,506,323,588円（1万口当たり21,701.34円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,724,472,314	25,085,849,578
合計	5,724,472,314	25,085,849,578

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.5733円 (25,733円)	3.1143円 (31,143円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ダイワ・グローバル REIT ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	79,330,781,321	133,259,846,463	
		外国 REIT 厳選投資戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	31,572,804,158	33,940,764,469	
	日本円 小計			167,200,610,932	
	アメリカ・ドル	GLOBAL X SUPERDIVIDEND REIT	1,040,000	20,345,312.000	
	アメリカ・ドル 小計			20,345,312.000 (3,204,996,999)	
投資信託受益証券 合計				170,405,607,931 [3,204,996,999]	
合計				170,405,607,931 [3,204,996,999]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	100%	100%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ コモディティセレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ コモディティセレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

(1)【貸借対照表】

		第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		498,250,645	1,025,632,864
コール・ローン		1,747,024,941	2,889,501,480
投資信託受益証券		90,121,581,800	138,750,607,257
派生商品評価勘定		9,226	－
流動資産合計		92,366,866,612	142,665,741,601
資産合計		92,366,866,612	142,665,741,601
負債の部			
流動負債			
未払金		491,365,000	1,023,945,000
未払解約金		98,275,590	281,343,487
未払受託者報酬		9,643,299	13,405,067
未払委託者報酬		154,293,412	214,481,866
その他未払費用		1,133,416	1,125,798
流動負債合計		754,710,717	1,534,301,218
負債合計		754,710,717	1,534,301,218
純資産の部			
元本等			
元本	※1	122,586,825,254	151,026,530,674
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△30,974,669,359	△9,895,090,291
（分配準備積立金）		42,027,054,543	46,961,787,683
元本等合計		91,612,155,895	141,131,440,383
純資産合計		91,612,155,895	141,131,440,383
負債純資産合計		92,366,866,612	142,665,741,601

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取利息	678,266	773,066
有価証券売買等損益	△20,306,459,504	14,610,243,908
為替差損益	3,755,265,983	10,997,600,569
営業収益合計	△16,550,515,255	25,608,617,543
営業費用		
支払利息	695,087	444,567
受託者報酬	20,117,767	24,917,211
委託者報酬	321,885,535	398,676,841
その他費用	3,059,884	3,141,189
営業費用合計	345,758,273	427,179,808
営業利益又は営業損失（△）	△16,896,273,528	25,181,437,735
経常利益又は経常損失（△）	△16,896,273,528	25,181,437,735
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,896,273,528	25,181,437,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,050,404,344	1,683,508,027
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△13,070,740,812	△30,974,669,359
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,762,051,172	4,742,182,493
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,762,051,172	4,742,182,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,820,110,535	7,160,533,133
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	5,820,110,535	7,160,533,133
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,974,669,359	△9,895,090,291

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1. ※1 期首元本額	121,072,472,962円	122,586,825,254円

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	25,654,562,726円 24,140,210,434円	48,023,374,605円 19,583,669,185円
2. 計算期間末日における受益権の総数	122,586,825,254口	151,026,530,674口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,974,669,359円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,895,090,291円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,994,016,832円）及び分配準備積立金（42,027,054,543円）より分配対象額は75,021,071,375円（1万口当たり6,119.83円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（349,529円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,681,729,476円）、投資信託約款に規定される収益調整金（56,146,136,344円）及び分配準備積立金（36,279,708,678円）より分配対象額は103,107,924,027円（1万口当たり6,827.14円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△19,477,459,152	14,137,282,365
合計	△19,477,459,152	14,137,282,365

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	第16期 2023年6月15日現在				第17期 2024年6月17日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	196,506,674	－	196,515,900	9,226	－	－	－	－
アメリカ・ドル	196,506,674	－	196,515,900	9,226	－	－	－	－
合計	196,506,674	－	196,515,900	9,226	－	－	－	－

（注）　1.　時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.　換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自 2023年6月16日 至 2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7473円 (7,473円)	0.9345円 (9,345円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,055,815,425	12,138,882,019	
	日本円 小計			12,138,882,019	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	8,441,221.217	803,730,878.170	
	アメリカ・ドル 小計			803,730,878.170 (126,611,725,238)	
投資信託受益証券 合計				138,750,607,257 [126,611,725,238]	
合計				138,750,607,257 [126,611,725,238]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100%	100%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 6 月 16 日から 2024 年 6 月 17 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(1)【貸借対照表】

	第16期 2023年6月15日現在 金　額（円）	第17期 2024年6月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,186,296,643	8,895,033,863
投資信託受益証券	113,206,009,923	142,253,447,050
投資証券	167,322,360,767	242,157,299,353
流動資産合計	287,714,667,333	393,305,780,266
資産合計	287,714,667,333	393,305,780,266
負債の部		
流動負債		
未払金	390,000,000	－
未払解約金	69,490,052	390,378,455
未払受託者報酬	62,148,913	81,813,954
未払委託者報酬	621,489,575	818,140,108
その他未払費用	1,099,050	1,111,820
流動負債合計	1,144,227,590	1,291,444,337
負債合計	1,144,227,590	1,291,444,337
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	297,392,087,019	399,129,804,981
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△10,821,647,276	△7,115,469,052
（分配準備積立金）	2,316,322,542	2,058,838,676
元本等合計	286,570,439,743	392,014,335,929
純資産合計	286,570,439,743	392,014,335,929
負債純資産合計	287,714,667,333	393,305,780,266

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金　額（円）	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日 金　額（円）
営業収益		
受取利息	2,786	1,890,690
有価証券売買等損益	△3,252,917,741	7,966,466,847
その他収益	14,579,673	－
営業収益合計	△3,238,335,282	7,968,357,537
営業費用		
支払利息	2,307,041	1,735,297
受託者報酬	121,559,452	151,310,776
委託者報酬	1,215,595,349	1,513,108,936
その他費用	2,199,929	2,212,360
営業費用合計	1,341,661,771	1,668,367,369
営業利益又は営業損失（△）	△4,579,997,053	6,299,990,168
経常利益又は経常損失（△）	△4,579,997,053	6,299,990,168
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,579,997,053	6,299,990,168
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△187,911,847	492,147,293
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,424,655,412	△10,821,647,276
剰余金増加額又は欠損金減少額	774,131,904	1,466,333,258
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	774,131,904	1,466,333,258
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,779,038,562	3,567,997,909
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,779,038,562	3,567,997,909
分配金　※1	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,821,647,276	△7,115,469,052

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2024年6月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年6月17日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1.　※1　期首元本額	262,590,505,197円	297,392,087,019円
期中追加設定元本額	71,903,539,717円	144,057,879,977円
期中一部解約元本額	37,101,957,895円	42,320,162,015円
2.　計算期間末日における受益権の総数	297,392,087,019口	399,129,804,981口

区分	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
3.　※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,821,647,276円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,115,469,052円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第16期 自2022年6月16日 至2023年6月15日	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,901,615,965円）及び分配準備積立金（2,316,322,542円）より分配対象額は14,217,938,507円（1万口当たり478.09円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（267,776円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,022,832,046円）及び分配準備積立金（2,058,570,900円）より分配対象額は19,081,670,722円（1万口当たり478.08円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 2024年6月17日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△2,039,841,423	1,577,729,254
投資証券	△87,664,676	6,791,228,092
合計	△2,127,506,099	8,368,957,346

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自2023年6月16日 至2024年6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第16期 2023年6月15日現在	第17期 2024年6月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9636円 (9,636円)	0.9822円 (9,822円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	Ｍ＆Ａアービトラージ戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	41,157,988,262	42,318,643,530	
		UBS コモディティα戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	9,001,476,461	7,678,259,421	
		短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	14,989,217,891	15,348,959,120	
		スパークス・ファンド・匠（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	11,712,372,743	11,580,022,931	
		大和住銀 FoF 用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	44,983,101,412	57,596,363,047	
		ニッセイ・グローバル・ボンド・オポチュニティ（FOFｓ用）（適格機関投資家専用）	4,379,650,473	3,874,238,808	
	日本円 小計			138,396,486,857	
	国外・円	MARATHON EMERGING MARKET BOND FUND MARKET RISK HEDGED CLASS	401,255.504	3,856,960,193.210	
	国外・円 小計			3,856,960,193.210 (3,856,960,193)	
投資信託受益証券 合計				142,253,447,050 [3,856,960,193]	
投資証券	国外・円	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	1,094,390.314	11,685,899,772.890	
		BLACKROCK STRATEGIC FUNDS - BLACKROCK UK EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY(HEDGED)	4,662,210.520	54,342,865,687.430	
		PICTET TR-ATLAS HJ JPY	4,657,489.672	57,999,718,885.410	
		BLACKROCK SYSTEMATIC US EQUITY ABSOLUTE RETURN FUND CLASS I2 JPY HEDGED	5,044,506.300	57,166,867,644.750	
		NINETEEN77 GLOBAL MERGER ARBITRAGE JAPAN LIMITED CLASS JPY	2,976,029.379	30,301,931,141.050	
		NOMURA FUNDS IRELAND-GLOBAL DYNAMIC BOND FUND CLASS I JPY HEDGED	1,110,933.139	11,567,553,880.760	
		MORGAN STANLEY INVESTMENT FUNDS GLOBAL MACRO FUND ZH (JPY)	17,238,621.035	19,092,462,341.100	
	国外・円 小計			242,157,299,353.390	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(242,157,299,353)	
投資証券　合計				242,157,299,353 [242,157,299,353]	
合計				384,410,746,403 [246,014,259,546]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 日本株式セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本株式セレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,473,987,705
投資信託受益証券	754,830,684,963
流動資産合計	766,304,672,668
資産合計	766,304,672,668
負債の部	
流動負債	
未払解約金	869,609,368
未払受託者報酬	161,089,050
未払委託者報酬	1,610,890,917
その他未払費用	1,087,251
流動負債合計	2,642,676,586
負債合計	2,642,676,586
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	261,805,577,373
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	501,856,418,709
（分配準備積立金）	247,039,635,569
元本等合計	763,661,996,082
純資産合計	763,661,996,082
負債純資産合計	766,304,672,668

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	1,771,958,583
受取利息	11,203,500
有価証券売買等損益	18,674,520,208
営業収益合計	20,457,682,291
営業費用	
受託者報酬	161,089,050
委託者報酬	1,610,890,917
その他費用	1,087,251
営業費用合計	1,773,067,218
営業利益又は営業損失（△）	18,684,615,073
経常利益又は経常損失（△）	18,684,615,073
中間純利益又は中間純損失（△）	18,684,615,073
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,811,193
期首剰余金又は期首欠損金（△）	466,026,639,634
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,642,241,794
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	48,642,241,794
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,494,266,599
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	31,494,266,599
中間剰余金又は中間欠損金（△）	501,856,418,709

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　※1 期首元本額	252,260,376,133 円
期中追加設定元本額	26,604,041,234 円
期中一部解約元本額	17,058,839,994 円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	261,805,577,373 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

区分	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024年12月17日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.9169円 （29,169円）

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	220,239,741
コール・ローン	8,656,363,929
投資信託受益証券	436,215,282,843
投資証券	123,868,575,003
流動資産合計	568,960,461,516
資産合計	568,960,461,516
負債の部	
流動負債	
未払解約金	523,941,761
未払受託者報酬	116,911,312
未払委託者報酬	1,169,113,599
その他未払費用	1,088,725
流動負債合計	1,811,055,397
負債合計	1,811,055,397
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	158,081,655,031
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	409,067,751,088
（分配準備積立金）	205,070,452,378
元本等合計	567,149,406,119
純資産合計	567,149,406,119
負債純資産合計	568,960,461,516

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	198,058,756
受取利息	13,436,233
有価証券売買等損益	30,185,872,688
為替差損益	△1,563,765,292
その他収益	165
営業収益合計	28,833,602,550
営業費用	
受託者報酬	116,911,312
委託者報酬	1,169,113,599
その他費用	3,621,689
営業費用合計	1,289,646,600
営業利益又は営業損失（△）	27,543,955,950
経常利益又は経常損失（△）	27,543,955,950
中間純利益又は中間純損失（△）	27,543,955,950
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	262,979,545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	370,962,087,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,140,937,873
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	45,140,937,873
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,316,250,581
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	34,316,250,581
中間剰余金又は中間欠損金（△）	409,067,751,088

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	153,429,891,704 円
期中追加設定元本額	18,857,386,284 円
期中一部解約元本額	14,205,622,957 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	158,081,655,031 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	3.5877 円 （35,877 円）

【ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラスの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,304,274,568
コール・ローン	1,364,830,829
投資信託受益証券	135,654,566,194
投資証券	60,347,892,438
流動資産合計	198,671,564,029
資産合計	198,671,564,029
負債の部	
流動負債	
未払解約金	189,014,766
未払受託者報酬	42,737,873
未払委託者報酬	427,379,074
その他未払費用	1,059,637
流動負債合計	660,191,350
負債合計	660,191,350
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	64,973,680,898
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	133,037,691,781
（分配準備積立金）	97,219,411,568
元本等合計	198,011,372,679
純資産合計	198,011,372,679
負債純資産合計	198,671,564,029

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	61,054,981
受取利息	4,701,202
有価証券売買等損益	9,365,855,825
為替差損益	△678,831,200
その他収益	89
営業収益合計	8,752,780,897
営業費用	
受託者報酬	42,737,873
委託者報酬	427,379,074
その他費用	1,840,956
営業費用合計	471,957,903
営業利益又は営業損失（△）	8,280,822,994
経常利益又は経常損失（△）	8,280,822,994
中間純利益又は中間純損失（△）	8,280,822,994
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	90,650,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）	131,742,466,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,511,331,907
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	3,511,331,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,406,278,929
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	10,406,278,929
中間剰余金又は中間欠損金（△）	133,037,691,781

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	68,531,016,961 円
期中追加設定元本額	1,857,498,698 円
期中一部解約元本額	5,414,834,761 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	64,973,680,898 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	3.0476 円 （30,476 円）

【ダイワファンドラップ 日本債券セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月18日から2024年12月17日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券セレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,092,940,974
投資信託受益証券	720,953,150,290
流動資産合計	728,046,091,264
資産合計	728,046,091,264
負債の部	
流動負債	
未払解約金	621,841,195
未払受託者報酬	80,206,486
未払委託者報酬	802,065,283
その他未払費用	1,089,843
流動負債合計	1,505,202,807
負債合計	1,505,202,807
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	667,218,806,748
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	59,322,081,709
（分配準備積立金）	11,186,887,731
元本等合計	726,540,888,457
純資産合計	726,540,888,457
負債純資産合計	728,046,091,264

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取利息	9,414,932
有価証券売買等損益	△1,660,064,135
営業収益合計	△1,650,649,203
営業費用	
受託者報酬	80,206,486
委託者報酬	802,065,283
その他費用	1,089,843
営業費用合計	883,361,612
営業利益又は営業損失（△）	△2,534,010,815
経常利益又は経常損失（△）	△2,534,010,815
中間純利益又は中間純損失（△）	△2,534,010,815
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△27,660,111
期首剰余金又は期首欠損金（△）	60,897,678,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,322,774,241
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	4,322,774,241
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,392,020,573
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	3,392,020,573
中間剰余金又は中間欠損金（△）	59,322,081,709

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	655,987,998,387 円
期中追加設定元本額	47,823,947,394 円
期中一部解約元本額	36,593,139,033 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	667,218,806,748 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024年12月17日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0889円 （10,889円）

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,251,488,720
投資信託受益証券	274,481,926,438
投資証券	64,081,054,921
流動資産合計	345,814,470,079
資産合計	345,814,470,079
負債の部	
流動負債	
未払解約金	298,904,604
未払受託者報酬	72,848,439
未払委託者報酬	728,484,803
その他未払費用	1,098,600
流動負債合計	1,101,336,446
負債合計	1,101,336,446
純資産の部	
元本等	
元本　※1	219,750,986,978
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	124,962,146,655
（分配準備積立金）	49,897,726,453
元本等合計	344,713,133,633
純資産合計	344,713,133,633
負債純資産合計	345,814,470,079

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	2,161,225,942
受取利息	6,180,125
有価証券売買等損益	△2,348,885,122
営業収益合計	△181,479,055
営業費用	
受託者報酬	72,848,439
委託者報酬	728,484,803
その他費用	1,104,540
営業費用合計	802,437,782
営業利益又は営業損失（△）	△983,916,837
経常利益又は経常損失（△）	△983,916,837
中間純利益又は中間純損失（△）	△983,916,837
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△202,093,928
期首剰余金又は期首欠損金（△）	115,576,026,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,709,616,835
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	15,709,616,835
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,541,674,084
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	5,541,674,084
中間剰余金又は中間欠損金（△）	124,962,146,655

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　※1 期首元本額	201,492,876,927 円
期中追加設定元本額	27,925,145,502 円
期中一部解約元本額	9,667,035,451 円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	219,750,986,978 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 2.　金融商品の時価の算定方法	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.5687 円 (15,687 円)

【ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月18日から2024年12月17日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラスの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,271,436,412
投資信託受益証券	70,066,818,511
投資証券	12,529,436,310
流動資産合計	83,867,691,233
資産合計	83,867,691,233
負債の部	
流動負債	
未払解約金	71,421,753
未払受託者報酬	18,220,563
未払委託者報酬	182,206,003
その他未払費用	1,084,731
流動負債合計	272,933,050
負債合計	272,933,050
純資産の部	
元本等	
元本　※1	48,005,964,115
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	35,588,794,068
（分配準備積立金）	17,565,527,304
元本等合計	83,594,758,183
純資産合計	83,594,758,183
負債純資産合計	83,867,691,233

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	591,908,484
受取利息	1,474,289
有価証券売買等損益	△205,250,766
営業収益合計	388,132,007
営業費用	
受託者報酬	18,220,563
委託者報酬	182,206,003
その他費用	1,090,671
営業費用合計	201,517,237
営業利益又は営業損失（△）	186,614,770
経常利益又は経常損失（△）	186,614,770
中間純利益又は中間純損失（△）	186,614,770
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△34,938,717
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,111,724,294
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,755,644,778
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	1,755,644,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,500,128,491
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	1,500,128,491
中間剰余金又は中間欠損金（△）	35,588,794,068

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　※1 期首元本額	47,647,319,690 円
期中追加設定元本額	2,394,086,203 円
期中一部解約元本額	2,035,441,778 円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	48,005,964,115 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 2.　金融商品の時価の算定方法	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.7413 円 （17,413 円）

【ダイワファンドラップ J-REIT セレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-REITセレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ　J-REITセレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ J-REIT セレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,787,089,301
投資信託受益証券	221,680,861,019
流動資産合計	225,467,950,320
資産合計	225,467,950,320
負債の部	
流動負債	
未払解約金	203,564,812
未払受託者報酬	24,860,598
未払委託者報酬	397,770,334
その他未払費用	1,096,687
流動負債合計	627,292,431
負債合計	627,292,431
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	110,185,256,496
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	114,655,401,393
（分配準備積立金）	24,831,933,440
元本等合計	224,840,657,889
純資産合計	224,840,657,889
負債純資産合計	225,467,950,320

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取利息	3,304,408
有価証券売買等損益	△6,852,103,708
営業収益合計	△6,848,799,300
営業費用	
受託者報酬	24,860,598
委託者報酬	397,770,334
その他費用	1,096,687
営業費用合計	423,727,619
営業利益又は営業損失（△）	△7,272,526,919
経常利益又は経常損失（△）	△7,272,526,919
中間純利益又は中間純損失（△）	△7,272,526,919
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	37,738,139
期首剰余金又は期首欠損金（△）	111,355,500,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,212,412,660
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	16,212,412,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,602,246,280
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	5,602,246,280
中間剰余金又は中間欠損金（△）	114,655,401,393

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	100,657,961,208 円
期中追加設定元本額	14,587,868,045 円
期中一部解約元本額	5,060,572,757 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	110,185,256,496 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024年12月17日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.0406円 （20,406円）

【ダイワファンドラップ 外国REITセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月18日から2024年12月17日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITセレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

(1)【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	346,821,349
コール・ローン	2,763,447,092
投資信託受益証券	183,470,463,689
流動資産合計	186,580,732,130
資産合計	186,580,732,130
負債の部	
流動負債	
未払解約金	180,601,016
未払受託者報酬	20,319,378
未払委託者報酬	325,110,914
その他未払費用	1,072,683
流動負債合計	527,103,991
負債合計	527,103,991
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	55,335,563,661
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	130,718,064,478
（分配準備積立金）	49,783,633,668
元本等合計	186,053,628,139
純資産合計	186,053,628,139
負債純資産合計	186,580,732,130

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取配当金	131,401,015
受取利息	4,113,440
有価証券売買等損益	14,151,181,475
為替差損益	△70,849,079
営業収益合計	14,215,846,851
営業費用	
受託者報酬	20,319,378
委託者報酬	325,110,914
その他費用	1,116,863
営業費用合計	346,547,155
営業利益又は営業損失（△）	13,869,299,696
経常利益又は経常損失（△）	13,869,299,696
中間純利益又は中間純損失（△）	13,869,299,696
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	939,234,986
期首剰余金又は期首欠損金（△）	117,404,401,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,596,053,514
中間追加信託に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	11,596,053,514
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,212,454,915
中間一部解約に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	11,212,454,915
中間剰余金又は中間欠損金（△）	130,718,064,478

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　※1 期首元本額	55,529,436,724 円
期中追加設定元本額	5,092,857,810 円
期中一部解約元本額	5,286,730,873 円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	55,335,563,661 口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 2.　金融商品の時価の算定方法	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	3.3623 円 (33,623 円)

【ダイワファンドラップ コモディティセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月18日から2024年12月17日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ コモディティセレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ コモディティセレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

(1)【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		2,432,387
コール・ローン		3,371,627,514
投資信託受益証券		140,430,355,620
流動資産合計		143,804,415,521
資産合計		143,804,415,521
負債の部		
流動負債		
未払解約金		248,080,536
未払受託者報酬		15,028,735
未払委託者報酬		240,460,297
その他未払費用		1,074,265
流動負債合計		504,643,833
負債合計		504,643,833
純資産の部		
元本等		
元本	※1	158,737,317,626
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2	△15,437,545,938
（分配準備積立金）		43,027,136,118
元本等合計		143,299,771,688
純資産合計		143,299,771,688
負債純資産合計		143,804,415,521

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取利息	3,364,923
有価証券売買等損益	△1,651,165,835
為替差損益	△2,938,454,023
営業収益合計	△4,586,254,935
営業費用	
受託者報酬	15,028,735
委託者報酬	240,460,297
その他費用	1,558,587
営業費用合計	257,047,619
営業利益又は営業損失（△）	△4,843,302,554
経常利益又は経常損失（△）	△4,843,302,554
中間純利益又は中間純損失（△）	△4,843,302,554
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,058,450,470
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,895,090,291
剰余金増加額又は欠損金減少額	956,730,063
中間一部解約に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	956,730,063
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,714,333,626
中間追加信託に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	2,714,333,626
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△15,437,545,938

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	151,026,530,674 円
期中追加設定元本額	21,379,701,052 円
期中一部解約元本額	13,668,914,100 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	158,737,317,626 口

区分	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
3.　※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,437,545,938円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024年6月18日 至 2024年12月17日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024年12月17日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9027円 (9,027円)

【ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 2 月 14 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトの2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

(1)【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年12月17日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		10,811,847,423
投資信託受益証券		133,035,666,641
投資証券		277,152,224,852
未収入金		4,000,000,000
流動資産合計		424,999,738,916
資産合計		424,999,738,916
負債の部		
流動負債		
未払金		1,500,000,000
未払解約金		408,911,950
未払受託者報酬		90,819,997
未払委託者報酬		908,200,432
その他未払費用		1,099,094
流動負債合計		2,909,031,473
負債合計		2,909,031,473
純資産の部		
元本等		
元本	※1	429,854,431,750
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2	△7,763,724,307
（分配準備積立金）		1,922,169,233
元本等合計		422,090,707,443
純資産合計		422,090,707,443
負債純資産合計		424,999,738,916

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日 金　額（円）
営業収益	
受取利息	10,753,501
有価証券売買等損益	836,552,254
営業収益合計	847,305,755
営業費用	
受託者報酬	90,819,997
委託者報酬	908,200,432
その他費用	1,099,094
営業費用合計	1,000,119,523
営業利益又は営業損失（△）	△152,813,768
経常利益又は経常損失（△）	△152,813,768
中間純利益又は中間純損失（△）	△152,813,768
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	59,023,133
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,115,469,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	509,653,794
中間一部解約に伴う剰余金増加額 　又は欠損金減少額	509,653,794
剰余金減少額又は欠損金増加額	946,072,148
中間追加信託に伴う剰余金減少額 　又は欠損金増加額	946,072,148
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△7,763,724,307

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1. ※1 期首元本額	399,129,804,981 円
期中追加設定元本額	59,677,443,491 円
期中一部解約元本額	28,952,816,722 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	429,854,431,750 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 7,763,724,307 円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当中間計算期間 自 2024 年 6 月 18 日 至 2024 年 12 月 17 日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 2.　金融商品の時価の算定方法	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
該当事項はありません。

（1 口当たり情報）

	当中間計算期間末 2024 年 12 月 17 日現在
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	0.9819 円 (9,819 円)

２【ファンドの現況】

ダイワファンドラップ 日本株式セレクト

【純資産額計算書】

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	783,768,926,544円
Ⅱ	負債総額	131,745,221円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	783,637,181,323円
Ⅳ	発行済数量	263,024,096,608口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9793円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	575,902,966,209円
Ⅱ	負債総額	146,566,410円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	575,756,399,799円
Ⅳ	発行済数量	159,145,498,594口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6178円

ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	199,722,101,999円
Ⅱ	負債総額	34,064,119円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	199,688,037,880円
Ⅳ	発行済数量	65,014,964,115口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0714円

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	727,871,637,296円
Ⅱ	負債総額	132,601,659円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	727,739,035,637円
Ⅳ	発行済数量	669,696,331,007口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0867円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	350,759,152,126円
Ⅱ	負債総額	97,570,370円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	350,661,581,756円
Ⅳ	発行済数量	221,325,039,889口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5844円

ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	84,663,654,499円
Ⅱ	負債総額	14,568,935円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	84,649,085,564円
Ⅳ	発行済数量	48,131,011,314口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7587円

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	232,576,946,359円
Ⅱ	負債総額	30,275,098円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	232,546,671,261円
Ⅳ	発行済数量	110,931,491,029口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0963円

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	186,695,357,031円
Ⅱ	負債総額	36,091,523円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	186,659,265,508円
Ⅳ	発行済数量	55,632,276,729口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.3552円

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

純資産額計算書

2024年12月30日

Ⅰ	資産総額	147,391,843,762円
Ⅱ	負債総額	103,300,652円

Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	147,288,543,110 円
Ⅳ	発行済数量	159,882,392,565 口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9212 円

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

純資産額計算書

2024 年 12 月 30 日

Ⅰ	資産総額	423,162,071,057 円
Ⅱ	負債総額	73,238,986 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	423,088,832,071 円
Ⅳ	発行済数量	432,815,428,370 口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9775 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2024 年 12 月末日現在

資本金の額　　414 億 2,454 万 1,896 円

発行可能株式総数　799 万 9,980 株

発行済株式総数　　326 万 657 株

過去 5 年間における資本金の額の増減：2024 年 10 月 1 日 262 億 5,026 万 9,396 円増加しました。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024 年 12 月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	91	340,875
追加型株式投資信託	791	30,692,916
株式投資信託　　合計	882	31,033,791
単位型公社債投資信託	77	144,018
追加型公社債投資信託	14	1,440,104
公社債投資信託　合計	91	1,584,122
総合計	973	32,617,913

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

　また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024 年５月 27 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	間瀬　友未
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡部　啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年５月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1.　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2.　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (2023年３月31日)		当事業年度 (2024年３月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,982		4,813
有価証券		346		503
前払費用		393		481
未収委託者報酬		12,525		16,513
未収収益		47		78
関係会社短期貸付金		22,100		23,400
その他		59		88
流動資産計		37,455		45,878
固定資産				
有形固定資産	※1	196	※1	176
建物		3		2
器具備品		193		174
無形固定資産		1,482		1,342
ソフトウェア		1,351		1,063
ソフトウェア仮勘定		131		279
投資その他の資産		13,824		13,660
投資有価証券		8,260		8,448
関係会社株式		3,475		3,475
出資金		177		177
長期差入保証金		1,066		1,021
繰延税金資産		824		524
その他		20		12
固定資産計		15,503		15,180
資産合計		52,959		61,058

（単位:百万円）

	前事業年度 （2023年３月31日）		当事業年度 （2024年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		101		158
未払金		5,874		6,187
未払収益分配金		38		39
未払償還金		12		12
未払手数料		4,525		5,849
その他未払金	※2	1,297	※2	285
未払費用		3,987		5,035
未払法人税等		560		3,842
未払消費税等		327		872
賞与引当金		692		1,048
その他		2		1
流動負債計		11,545		17,146
固定負債				
退職給付引当金		2,276		2,227
役員退職慰労引当金		51		62
その他		0		－
固定負債計		2,329		2,289
負債合計		13,874		19,435
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495
利益剰余金				
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,505		13,048
利益剰余金合計		11,879		13,422
株主資本合計		38,549		40,092
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		534		1,530
評価・換算差額等合計		534		1,530
純資産合計		39,084		41,623
負債・純資産合計		52,959		61,058

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	70,405	76,939
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	43,147	47,224
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048
福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
営業利益	15,310	17,368

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	608	388
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15,642	17,540
特別損失		
システム刷新関連費用	－	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	－
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15,155	17,253
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4,838	5,394
当期純利益	10,317	11,859

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	－	－	－	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 12,737
当期純利益	－	－	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	－	－	－	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 10,316
当期純利益	－	－	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18 年
器具備品	４～20 年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた 171 百万円は、「受取配当金」25 百万円、「その他」146 百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年３月 31 日）	当事業年度 （2024 年３月 31 日）
建物	38 百万円	39 百万円
器具備品	296 百万円	308 百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2023 年３月 31 日）	当事業年度 （2024 年３月 31 日）
未払金	1,178 百万円	236 百万円

３　保証債務

前事業年度（2023 年３月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2024 年３月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 ３月31日	2022年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年６月 26 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額　10,316百万円
②配当の原資　利益剰余金
③１株当たり配当額　3,955円
④基準日　2023年３月31日
⑤効力発生日　2023年６月27日

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月26日定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年３月31日	2023年６月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年６月 19 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額　11,858百万円
②配当の原資　利益剰余金
③１株当たり配当額　4,546円
④基準日　2024年３月31日
⑤効力発生日　2024年６月20日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023 年３月 31 日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	－	7,939
資産合計	57	7,882	－	7,939

当事業年度（2024 年３月 31 日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	－	8,285
資産合計	144	8,141	－	8,285

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	144	55	89
（２）その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	－	－	－
（２）その他			
証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	－	－	－
（２）その他			
証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,276 百万円	2,227 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,276	2,227

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
勤務費用	150 百万円	138 百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

（注）その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262
投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1,799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1,339	1,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

（１）　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

（２）　収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	17,100 0	関係会社短期貸付金 －	22,100 －

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	11,100 0	関係会社短期貸付金 －	23,400 －

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2022 年４月１日　至　2023 年３月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	2,112	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	2,354	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	13,072	未払手数料	2,663
						本社ビルの管理	不動産の賃借料（注3）	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注４）ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注２） 不動産の賃借料（注３）	13,749 1,030	未払手数料 長期差入保証金	3,491 1,010
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注４）	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）　証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注３）　差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注４）　ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり純資産額　14,983.42円 １株当たり当期純利益　3,955.35円	１株当たり純資産額　15,956.63円 １株当たり当期純利益　4,546.57円

（注１）　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
当期純利益（百万円）	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）
（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式　652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日（予定）
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100％
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80％ 株式会社かんぽ生命保険：20％

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 25 日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡部　啓太
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松田　好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月１日付で株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1.　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2.　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		当中間会計期間 （2024年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,555
有価証券		1,271
未収委託者報酬		18,273
関係会社短期貸付金		16,900
その他		916
流動資産合計		41,916
固定資産		
有形固定資産	※１	60
無形固定資産		
ソフトウエア		878
その他		346
無形固定資産合計		1,225
投資その他の資産		
投資有価証券		9,666
関係会社株式		3,414
繰延税金資産		748
その他		1,095
投資その他の資産合計		14,924
固定資産合計		16,211
資産合計		58,128

（単位：百万円）

		当中間会計期間 （2024年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		6,580
未払費用		5,540
未払法人税等		4,405
賞与引当金		910
その他	※２	1,107
流動負債合計		18,545
固定負債		
退職給付引当金		2,270
役員退職慰労引当金		55
固定負債合計		2,325
負債合計		20,870
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		8,774
利益剰余金合計		9,148
株主資本合計		35,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,438
評価・換算差額等合計		1,438
純資産合計		37,257
負債・純資産合計		58,128

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		44,508
その他営業収益		483
営業収益合計		44,992
営業費用		
支払手数料		18,092
その他営業費用		9,300
営業費用合計		27,392
一般管理費	※１	6,708
営業利益		10,890
営業外収益	※２	281
営業外費用	※３	21
経常利益		11,150
特別利益	※４	491
特別損失	※５	154
税引前中間純利益		11,487
法人税、住民税及び事業税		4,086
法人税等調整額		△183
中間純利益		7,584

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024 年４月１日 至　2024 年９月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△11,858	△11,858	△11,858
中間純利益	－	－	－	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	△4,274	△4,274	△4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剰余金の配当	－	－	△11,858
中間純利益	－	－	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△91	△91	△91
当中間期変動額合計	△91	△91	△4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準
（１）賞与引当金
役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024 年 10 月 1 日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の 100％子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024 年９月 30 日現在)
有形固定資産	358百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３　保証債務

当中間会計期間（2024年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
為替差損	17百万円

※４　特別利益の項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

※５　特別損失の項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
固定資産売却損	
美術品	85百万円
ゴルフ会員権	15百万円
投資有価証券評価損	53百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月19日定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年３月31日	2024年６月20日

（金融商品関係）
当中間会計期間（2024年９月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	－	10,594
資産合計	1,602	8,991	－	10,594

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル１の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2024年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,386百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	123	55	67
（２）その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,756	3,988	△232
小計	3,756	3,988	△232
合計	10,594	8,520	2,073

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 44,508 百万円、その他 483 百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	14,283.03円
１株当たり中間純利益	2,907.52円

（注１）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式　652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込日	2024年10月1日
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100％
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80％ 株式会社かんぽ生命保険：20％

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024 年 5 月 15 日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき 2024 年 10 月 1 日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ　日本株式セレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、わが国の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の75％以下とします。

⑤ 指定投資信託証券は、外貨建資産を保有する場合があります。外貨建資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の75％以下とします。

⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 日本株式セレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、2兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」

といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）
第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。
（信用リスク集中回避のための投資制限）
第19条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
（信託業務の委託等）
第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
（混蔵寄託）
第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）
第23条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）
第24条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入れ）
第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。
（損益の帰属）
第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第28条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。
②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
（信託財産に関する報告等）
第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用および監査報酬）
第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
（信託報酬等の額および支弁の方法）
第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託

者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
（反対受益者の受益権買取請求の不適用）
第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容
（運用報告書に記載すべき事項の提供）
第45条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ｉ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（Ｊ Flag 中小型株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（Ｔ＆Ｄ/マイルストン日本株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（大和住銀ニッポン中小型株ファンド（FOFｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ・スマート日本株ファンダメンタル・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ＤＩＡＭ国内株式アクティブ市場型ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（日本小型株フォーカス・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ成長株オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（国内高配当株フォーカス（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（日本株EVIハイアルファ（FOFｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（日本大型株長期厳選投資（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ中小型株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ＳＭＤＡＭジャパン・ファンダメンタル・アクティブ・ファンド（FOFｓ用）（適格機関投資家専用））
上場投資信託証券　（グローバルＸ MSCIスーパーディビィデンド-日本株式 ETF）
上場投資信託証券　（グローバルＸ グローバルリーダーズ-日本株式 ETF）

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ 外国株式セレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、海外の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 外国株式セレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める銀行休業日

約款第12条および第38条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ＧＩＭ米国大型バリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ジェニソン外国株式戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV」が発行する「グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド」のクラスI投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「キャピタル・インターナショナル・ファンド」が発行する「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）」のクラス P 投資証券（円建））
上場投資信託証券　（グローバルＸ ESG 経営企業 ETF（米国籍、米ドル建））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、海外の株式を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② 投資対象には、新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。（新興国の株式を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50％を上限とします。）

③ 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、（株）大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

④ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

⑤ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 外国株式セレクト エマージングプラス）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める銀行休業日

約款第12条および第38条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ニッセイ／アリアンツ・欧州グロース株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ウエリントン・デュラブル・カンパニーズ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ニッセイ／インターミード・グローバル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フランクリン・グローバル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ＧＩＭ米国大型バリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ウエリントン欧州株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ウエリントン新興国EX戦略株式（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（グローバル厳選株式ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ジェニソン外国株式戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（MFS外国株式コントラリアン厳選バリュー戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用））
外国投資信託　（バリューパートナーズ高配当株式ファンド（香港籍、米ドル建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「フィデリティ・ファンズ」が発行する「フィデリティ・ファンズ - インスティテューショナル・エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド」のクラスI投資証券（円建））
外国投資証券　（アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・システマティック・エマージング・マーケッツ・エクイティ」のクラスI投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV」が発行する「グローバル・フォーカス・グロース・エクイティ・ファンド」のクラスI投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「キャピタル・インターナショナル・ファンド」が発行する「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）」のクラス P 投資証券（円建））
上場投資信託証券　（グローバルＸ ESG 経営企業 ETF（米国籍、米ドル建））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ　日本債券セレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、（株）大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 日本債券セレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、2兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」

といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日
2. 第36条第2項第2号に定める日

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第

3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づい

て益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）
第35条　受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
（信託契約の一部解約）
第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。
②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。
（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
（信託契約の解約）
第38条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。
（信託契約に関する監督官庁の命令）
第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定

に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める銀行休業日

約款第12条および第36条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ネオ・ジャパン債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（大和住銀日本債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ネオ・ヘッジ付債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ピムコ日本債券コア・ファンドⅣ（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（Ｏｎｅ金利・クレジット型戦略ファンドD（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ 外国債券セレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、海外の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 外国債券セレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める銀行休業日

約款第12条および第38条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用））
外国投資信託　（ウエリントン・グローバル総合債券（除く日本）ファンド　クラスＳ　Ｑ5受益証券（円ヘッジ無、分配金有）（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（グローバル・コア債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（ブルーベイ欧州総合債券ファンド（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）（ケイマン籍、円建））
外国投資証券　（アイルランド籍の外国投資法人「ロード・アベット・グローバル・ファンズ・Ｉ・ピーエルシー」のサブファンドである「ロード・アベット・ハイイールド・ファンド」の「クラスＩ－円建て累積投資クラス」）
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国投資法人「リーガル・アンド・ジェネラル・SICAV」が発行する「L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）」のクラスC投資証券（円建））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、海外の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

② 投資対象には、新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券を含みます。（新興国の債券を中心に運用を行なう投資信託証券の組入比率は信託財産総額の50％を上限とします。）

③ 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、（株）大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

④ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

⑤ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50％を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 外国債券セレクト エマージングプラス）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

I　別に定める銀行休業日

約款第12条および第38条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（Ｔ．ロウ・プライス新興国債券オープンＭ（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ欧州債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ米国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ／デカ欧州債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用））
外国投資信託　（ウエリントン・グローバル総合債券（除く日本）ファンド　クラスＳ　Q5受益証券（円ヘッジ無、分配金有）（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（グローバル・コア債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（ブルーベイ欧州総合債券ファンド（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（エマージング・マーケット債券ファンド（適格機関投資家専用）（ケイマン籍、円建））
外国投資信託　（ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）（ケイマン籍、円建））
外国投資証券　（アイルランド籍の外国投資法人「ロード・アベット・グローバル・ファンズ・Ｉ・ピーエルシー」のサブファンドである「ロード・アベット・ハイイールド・ファンド」の「クラスＩ－円建て累積投資クラス」）
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国投資法人「リーガル・アンド・ジェネラル・SICAV」が発行する「L&Gグローバル総合債券ファンド（除く日本）」のクラスC投資証券（円建））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ J-REITセレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ J-REITセレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」

といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

第19条　　（削　　除）

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コ

ール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の34の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該

受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ・J-REITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（ダイワ・クオンツアクティブJ-REIT・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（フィデリティ・Ｊリート・ファンド 2（適格機関投資家専用））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ 外国REITセレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、海外のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。

※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ 外国REITセレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 第38条第2項第2号に定める日

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載

または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

第19条　（削　　除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできな

いものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の34の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）
第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（収益分配金および償還金の時効）
第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
（信託契約の一部解約）
第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。
②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。
（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
（信託契約の解約）
第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表

示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める取引所

約款第12条および第38条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
オーストラリア証券取引所

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ・グローバルREITファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（外国REIT厳選投資戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ　コモディティセレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資し、世界のコモディティ価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。

※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ コモディティセレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日
2. 毎年12月24日
3. 第38条第2項第3号に定める日

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権

の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1.　コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない

場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

第19条　（削　　除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するお

それのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の34の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託

時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日
2. 毎年12月24日
3. 前各号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ⅰ　別に定める銀行休業日

約款第12条および第38条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

Ⅱ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
外国投資信託　　（ダイワ“RICI”ファンド（ケイマン籍、米ドル建））

【注記】

「ダイワファンドラップ コモディティセレクト」およびその組入ファンドであるケイマン諸島投資信託「ダイワ“RICI”ファンド」（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）はJames Beeland Rogers、Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

追加型証券投資信託

（ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト）

約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。

※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株) 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。

③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3．収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、基準価額の水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合および基準価額の水準によっては、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
（ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト）
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。
（信託の目的および金額）
第 2条　委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
④　第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式

等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第38条第2項ただし書きに定める日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.　次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年11月1日から2008年6月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告

は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の44の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第48条　委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2007年11月 1日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

Ｉ　別に定める投資信託証券

約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券（振替受益権および振替投資口を含みます。）をいいます。

追加型証券投資信託（大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定））
追加型証券投資信託（Ｍ＆Ａアービトラージ戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（UBSコモディティα戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（短期金利トレンドフォロー戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用））
追加型証券投資信託（スパークス・ファンド・匠（FOFs用）（適格機関投資家専用））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロックUKエクイティ・アブソリュート・リターン・ファンド」の円ヘッジクラスI投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Iクラス）（円ヘッジ）」の投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ」が発行する「モルガン・スタンレー・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・ファンド」のZH（JPY）クラス投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ピクテTR」が発行する「アトラス HJ JPY（円ヘッジ）」の投資証券（円建））
外国投資証券　（ルクセンブルグ籍の外国証券投資法人「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ」が発行する「ブラックロック・システマティック・US・エクイティ・アブソルート・リターン・ファンド」のクラスI 2円ヘッジ投資証券（円建））
外国投資証券　（ケイマン籍の外国投資法人「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」が発行する「ナインティーンセブンティセブン・グローバル・マージャー・アービトラージ・ジャパン・リミテッド」のJPYクラス投資証券（円建））
外国投資証券　（アイルランド籍の外国証券投資法人「ノムラ・ファンズ・アイルランド」が発行する「グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド」のI JPYヘッジドクラス投資証券（円建））